

令和7年12月定例会

横芝光町議会会議録

令和7年	12月2日	開会
令和7年	12月12日	閉会

横芝光町議会

令和7年12月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（12月2日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第1号ないし議案第19号、報告第1号の上程、説明	9
一般質問	45
市原成一君	45
休会の件	60
散会の宣告	60

第2号（12月5日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63
職務のため出席した者の職氏名	64
開議の宣告	65
一般質問	65
秋鹿幹夫君	65

森川貴恵君	81
内田美穂君	97
宮藺博香君	112
川島富士子君	128
休会の件	145
散会の宣告	145

第 3 号 (12月12日)

議事日程	147
本日の会議に付した事件	148
出席議員	149
欠席議員	149
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	149
職務のため出席した者の職氏名	149
開議の宣告	150
諸般の報告	150
発言訂正の件	150
一般質問	150
山崎義貞君	151
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	166
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	166
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	167
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	169
議案第5号審議(質疑・討論・採決)	170
議案第6号審議(質疑・討論・採決)	170
議案第7号審議(質疑・討論・採決)	172
議案第8号審議(質疑・討論・採決)	172
議案第9号審議(質疑・討論・採決)	173
議案第10号審議(質疑・討論・採決)	174
議案第11号審議(質疑・討論・採決)	174

議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）	175
議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）	176
議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）	177
議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）	180
議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）	180
議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）	181
議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）	181
議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）	181
陳情の件	182
日程の追加	184
発議第 1 号審議（質疑・討論・採決）	184
閉会の宣告	185
署名議員	187

1 2 月 定 例 会

(第 1 号)

令和7年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年12月2日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第19号、報告第1号について(町長政務報告、提案理由説明)
日程第 5 一般質問
日程第 6 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	森	大地	君	2番	内	田	美	穂	君			
3番	霞	浩	子	君	4番	市	原	成	一	君		
5番	印	東	彦	治	君	6番	小	倉	弘	業	君	
7番	森	川	貴	恵	君	8番	秋	鹿	幹	夫	君	
9番	宮	菌	博	香	君	10番	山	崎	義	貞	君	
12番	鈴	木	輝	男	君	14番	川	島	富	士	子	君
15番	鈴	木	克	征	君	16番	鈴	木	唯	夫	君	

欠席議員(1名)

13番 川島 仁 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	平山貴之君
総務課長	鈴木正広君	企画空港課長	加瀬淳一君
財政課長	郡司勇君	環境防災課長	平野和美君
税務課長	石田賢一君	住民課長	越川直樹君
産業課長	小川健二君	都市建設課長	林栄司君
未来づくり長	鵜澤順一君	福祉課長	平山昭彦君
健康こども長	佐久間真一君	食肉センター長	林栄君
東陽病院長	吉田潔君	会計管理者	鵜田須美子君
教育長	小川重之君	教育課長	野村浩光君
社会文化課長	北田勝也君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	古作健二	書記	椎名悦子
----	------	----	------

◎開会の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

川島仁議員から、本日、傷病のため欠席との届け出がありましたのでご報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和7年12月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

12番 鈴木輝男 議員

3番 霞 浩子 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（小倉弘業君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月15日までの14日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月15日までの14日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小倉弘業君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、議員派遣結果報告について、各常任委員会委員長連名による報告書の提出がありましたのでご報告します。

次に、陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました陳情2件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、教育委員会の点検・評価について、教育委員会から報告書の提出があり、これを受理したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、10月14日に開催された令和7年東総衛生組合議会10月定例会について、森川貴恵議員。

〔7番議員 森川貴恵君登壇〕

○7番（森川貴恵君） 去る10月14日に開催されました令和7年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案6件であります。

議案第1号は、令和6年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は7億2,702万7,445円。一方、歳出総額は6億6,144万7,486円で、歳入歳出差引残額6,557万9,959円のうち3,300万円を財政調整基金に繰り入れし、3,257万9,959円を翌年度に繰り越すことになりました。

議案第2号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてであります。

令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する団体の数の減少、共

同処理する事務の一部廃止に伴う規約の改正について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号から議案第6号までの4議案は専決処分の承認についてでありまして、全て条例の一部改正となります。

議案第3号は、東総衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、東総衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、東総衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、東総衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上4議案につきましては、急施を要するものと認め、専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

提案されました6議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、令和7年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、10月20日に開催された令和7年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会について、鈴木克征議員。

〔15番議員 鈴木克征君登壇〕

○15番（鈴木克征君） おはようございます。

去る10月20日に開催された令和7年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告をいたします。

本定例会に提出された案件は、議案6件であります。

議案第1号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてであります。

本案は、令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号は、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、事業者選定委員会の設置に伴い、別表の職名を改め、各種審議会等の委員で学識経験者である者の報酬について、他の自治体と比較し、日額2万円に改めるべく提案されたものであります。

議案第3号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、育児休業法の改正に伴い、仕事と育児のさらなる両立を図り、職員の部分休業の取り扱いに関し、所要の改正をすべく提案されたものであります。

議案第4号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、育児休業法の改正に伴い、仕事と生活の両立支援を拡充するため、子の看護休暇の取得要件を緩和するとともに、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をすべく提案されたものであります。

議案第5号は、令和7年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万6,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,299万6,000円とするものであります。

議案第6号は、令和6年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は14億6,774万2,406円。一方、歳出総額は13億6,216万6,630円で、歳入歳出差引残額は1億557万5,776円となりました。

提案されました6議案は、原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和7年山武郡市環境衛生組合議会第2回定例会の概要報告とさせていただきます。

〔15番議員 鈴木克征君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、10月21日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年9月定例会について、秋鹿幹夫議員。

〔8番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○8番（秋鹿幹夫君） 去る10月21日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案3件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を行うため、関係条例を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和7年9月30日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は、12億4,521万3,345円。一方、歳出総額は、12億2,255万5,835円で、歳入歳出差引残額2,265万7,510円は、翌年度に繰り越すことになりました。

議案第3号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

提案されました3議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 最後に、11月7日に開催された令和7年第2回千葉県後期高齢者医療

広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔14番議員 川島富士子君登壇〕

○14番（川島富士子君） 改めまして、おはようございます。

去る11月7日に開催されました、令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案9件であります。

議案第1号から議案第3号までの3議案は専決処分の承認についてでありまして、全て条例の一部改正となります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児のための時間外勤務の免除を請求できる職員の対象範囲を拡大するほか、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料及び各種手当を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、部分休業制度を拡充するほか、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する仕事と育児の両立支援制度に関する措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

以上3議案につきましては、急施を要するものと認め、専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第4号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでありまして、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の退職に伴い、新たに千葉市議会副議長の川合隆史氏を選任するものであります。

議案第5号は、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでありまして、歳入総額は33億1,944万1,861円、歳出総額は27億8,900万5,415円で、歳入歳出差引残額は5億3,043万6,446円となりました。

議案第6号は、令和6年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてでありまして、歳入総額は7,984億8,330万19円、歳出総額は7,879億7,244万3,249円で、歳入歳出差引残額は105億1,085万6,770円となりました。

議案第7号は、令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,560万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,797万2,000円とするものであります。

議案第8号は、令和7年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87億1,777万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,255億5,297万1,000円とするものであります。

議案第9号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでありまして、令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴う千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案されました9議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、令和7年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第19号、報告第1号の上程、説明

○議長（小倉弘業君） 日程第4、議案第1号ないし議案第19号、報告第1号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和7年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位

には、時節柄ご多用の折にもかかわらずご参集いただき、誠にありがとうございます。また、平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

10月21日に衆参両院の首相指名選挙において高市早苗氏が選出され、初の女性首相として新内閣を発足させるとともに、新内閣では与党再編成がなされ、新たな連立政権でのスタートとなりました。今後とも政策等に注視してまいりたいと考えております。

月日の経つのは早いもので、今年も残すところあと1か月となりました。これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となります。議員各位、町民の皆様にはくれぐれもご自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださるようご祈念申し上げます。

それでは、12月議会定例会に当たり、町政の状況等、諸般の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係についてであります。本年8月には人事院から、10月には千葉県人事委員会から、それぞれ国家公務員、千葉県職員の給与等に関する勧告が行われました。いずれの勧告も民間給与との格差等に基づく令和7年度における給与改定を内容としております。人事委員会を設置していない当町といたしましては、この勧告にのっとり、給与改定に関連する条例の改正について、本議会にて提案させていただいたところでございます。

次に、当町は令和8年3月27日で横芝光町誕生20年を迎えることとなります。これに伴う20周年記念式典を、10月25日に新校舎である横芝小学校体育館で挙行させていただく予定となりましたことをご報告申し上げます。

続いて、企画空港課関係についてであります。第3次横芝光町総合計画の策定につきましては、「基本構想(案)」を8月29日に開催されました議会議員全員協議会でご説明させていただきましたが、9月3日から10月2日までパブリックコメントを実施し、その後、総合計画審議会から10月30日付けで答申をいただき、本議会に上程させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、成田国際空港周辺対策交付金の9月期交付額は、対前年度同月期と比較して2,685万4,000円減の3億3,482万2,000円でした。減額となった主な要因につきましては、地域振興枠の交付に当たって対象市町の財政力指数等を勘案することとなっており、今年度は前年度に比べて交付対象市町が増加したことによるものです。

このような状況を踏まえ、町としましては、成田国際空港株式会社に対し、成田国際空港周辺対策交付金の交付額が昨年度を下回らないよう、特別交付金の増額について強く要請しているところであります。

次に、住民基本台帳や税などの基幹業務システムを、国の示す「標準準拠システム」に移行する「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」、いわゆるシステム標準化法への対応につきましては、令和7年9月に一部の業務システムを除き移行が完了いたしました。なお、円滑な移行が困難な自治体もある中、当町につきましては、事業者との十分な体制を整え移行作業を実施し、標準化移行後の関連業務も問題なく運用しております。引き続き、本システムの安定稼働と行政サービスの利便性向上に努めてまいります。

続いて、財政課関係についてであります。令和8年度予算編成につきましては、10月2日に職員に対して予算編成方針の示達を行い、現在は予算要求された各種事業の内容精査作業を行っているところであります。

予算要求状況につきましては、歳出において最低賃金の上昇や人事院勧告による給与報酬等の上昇により人件費が増額となるほか、社会福祉施策などの社会保障費についても増額が見込まれます。また、東陽病院繰出金や一部事務組合の負担金も増額となる見込であります。

一方、歳入においては、町税の個人町民税で給与所得や農業所得の増による増額を見込んでいるほか、成田国際空港周辺対策交付金を一定額見込んでおりますが、現段階で歳出が歳入を大きく上回る状況にあります。

これらのことから、例年以上に厳しい予算編成になることが見込まれますが、町の将来像である「人と自然と賑わいがつなぐ『幸せ実感』のまち横芝光」の実現に向け、事業の「選択と集中」により持続可能な財政運営を進め、将来の横芝光町発展のため、魅力ある施策を実施する予算を編成すべく鋭意努力する所存であります。

続いて、環境防災課関係についてであります。去る10月19日の日曜日に実施しました「栗山川周辺環境ボランティア」では、参加をいただいた町民や各種団体、事業所の皆様により、堤防の草刈作業やポイ捨てごみの回収作業が行われました。町のシンボルである栗山川の環境保全のため、今後も町民の皆様や企業・団体のご協力をいただきながら美化活動を推進してまいります。

また、11月30日の日曜日に実施した町内一日清掃にも大勢の町民の皆様にご協力をいただき、地域のポイ捨てごみの回収や清掃作業により町をきれいにすることができました。

栗山川周辺環境ボランティア及び町内一日清掃に参加いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も町内の環境美化推進のため、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、税務課関係についてであります。デフレ完全脱却のための総合経済対策におけ

る一時的な措置として実施した定額減税補足給付金不足額給付については、10月31日に申請を締め切り、支給率は94.3%でありました。

続いて、産業課関係についてであります。11月16日に第20回横芝光町産業まつり「まるごとフェア2025」を開催し、開会式には議員の皆様をはじめ、姉妹町の松田町町長・議長、姉妹都市の千曲市産業部長などのご列席をいただき、友好都市の光市を含めた各市町の特産品を展示するなど、盛大に執り行うことができました。改めて厚く御礼申し上げます。

当日は、晴天にも恵まれ、約2万2,000人が来場し、各ブースに長蛇の列ができるなど、大盛会のうちに終了することができました。ご協力いただきました交通安全協会、防犯協会をはじめ、山武郡市農協、ちばみどり農協、商工会、農業振興会、観光まちづくり協会など多くの関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

続いて、都市建設課関係についてであります。成田国際空港の機能強化に伴う道路施策として、町が千葉県へ要望しておりました空港直結道路事業の概要を11月28日の議会議員全員協議会でご説明させていただきました。

この事業は、横芝光インターチェンジ入口から主要地方道八日市場八街線までを結ぶ区間延長3.92キロメートルの直結道路であります。この道路が完成した暁には、横芝光町と成田国際空港とのひと・ものの流れが活発になり、横芝光町の発展に大いに資することと確信をいたしております。

続いて、未来づくり課関係についてであります。横芝光インターチェンジ周辺開発につきましては、事業計画区域内の土地所有者有志により組織された「横芝光インターチェンジ周辺の土地活用を考える会」が主体となり、土地区画整理組合準備会の設立を目指して約3分の2の仮同意が集まっていると伺っております。

町といたしましても、進出企業の確保を最優先と考え、事業化検討パートナーと協力して企業誘致を進めておりますが、来年2月には事業化検討パートナーに関する覚書の期限を迎えますので、現在の枠組みが継続できるのかどうか協議を進めてまいります。

次に、横芝駅北側開発につきましては、横芝駅の北側に新たな改札と交通広場を整備し、利便性の高い公共公益機能やサービス機能を誘導することにより、町の新たな顔となる都市拠点形成する事業の概要を先日の議会議員全員協議会でご説明させていただきました。

この事業は、成田空港の更なる機能強化や圏央道の整備等を見据え、町民生活の利便性向上が期待できる重要なプロジェクトになると考えております。年明けからはパブリックコメントや住民説明の機会を予定しておりますので、今後ともご協力を賜りますようお願いいた

します。

続いて、健康こども課関係についてであります。8月29日の議会議員全員協議会でご説明させていただきました児童クラブの統廃合につきまして、10月26日に上堺会館を会場に上堺小学校の保護者向け説明会を実施し、また当日参加いただけなかった保護者の方には、学校の連絡ツールを通じて説明資料を配布いたしましたところ、上堺小学校児童クラブと横芝小学校児童クラブの統廃合に関しての意見等はありませんでした。これを受けまして、横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを本議会にて提案させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

続いて、社会文化課関係についてであります。10月12日に横芝光スポーツフェスタ2025が開催され、約1,100人を超える皆さんがふれあい坂田池公園陸上競技場に集いました。小学生による短距離走や東京2025デフリンピックの開催を記念したデフゴルフの体験ブースの設置など、スポーツを通じて楽しく過ごすことができました。スポーツフェスタ2025の準備や運営にご尽力いただいたスポーツ協会をはじめとする関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

次に、11月8日、9日に町民会館と町体育館で行われた町文化祭と図書館で行われた図書館まつりは、数多くの作品展示・芸能発表・イベント等が開催され、2日間で約6,900人の来場者がありました。

最後に、東陽食肉センター関係についてであります。11月末現在のと畜頭数は、豚が8万1,985頭、牛が3,209頭で、昨年同時期と比較して、豚は4,804頭の増、牛は117頭の増となりました。豚のと畜頭数につきましては、長引く猛暑の影響はあったものの、順調に推移しております。今後も食肉センターの安定運営に向けて、と畜頭数の確保に努めてまいります。

以上、現在の各種事業の進捗状況等についてご説明させていただきました。議員各位には、今後とも更なるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の令和7年12月横芝光町議会定例会提案理由説明書（白色の表紙のもの）をご覧ください。

議案第1号 第3次横芝光町総合計画基本構想を定めることについてであります。本案は町の将来の発展を展望し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、令和15年度を目標年度とする第3次横芝光町総合計画基本構想を定めるに当たり、横芝光町基本構想の策定に

関する条例第4条の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第2号 新町建設計画の変更についてであります。本案は東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部が改正され、合併特例債の発行期限が延長されたことから、引き続き合併特例事業の財源を確保し、事業の進捗を図るため、当町の新町建設計画の計画期間を変更すべく提案したものでございます。

議案第3号 横芝光町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。本案は児童福祉法の一部改正に伴い、新たな通園給付としてこども誰でも通園制度が創設され、本事業の実施に当たり、国の定める基準に従い、町が設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があることから、横芝光町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第4号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は学校の統廃合及び待機児童の解消並びに児童の保育環境の向上を図るべく、児童クラブ施設の新規開設と統廃合を実施するため、横芝光町児童クラブ条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第5号 横芝光町総合計画審議会条例及び横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は第3次横芝光町総合計画と横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定することにより生じる審議会の設置体系を整理するため、横芝光町総合計画審議会条例及び横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は令和7年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、地方公務員法第24条第2項の規定により、職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第7号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は令和7年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第8号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は令和7年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じ、町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第9号 横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用のビラ及びポスター作成の公費負担の限度額を引き上げるため、横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第10号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

議案第11号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は給与改定に伴う人件費のほか、保育委託事業、介護給付・訓練等給付事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2億736万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億1,947万8,000円とすべく提案したものでございます。

議案第12号 令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託について、令和8年度の契約の相手方を令和7年度中に決定する必要があるため、債務負担行為を設定すべく提案したものでございます。

議案第13号 令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は過年度分の地域支援事業費の返還金に対する国、県、社会保険診療報酬支払基

金、介護保険料及び一般会計からの定率による義務的負担金の精算に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,888万6,000円とすべく提案したものでございます。

議案第14号 令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は給与改定に伴う人件費のほか、燃料費、光熱水費、修繕料に係る経費等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,204万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,144万6,000円とすべく提案したものでございます。

議案第15号 令和7年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は感染性廃棄物処理業務委託について、令和8年度の契約の相手方を令和7年度中に決定する必要があるため、債務負担行為を設定すべく提案したものでございます。

議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は人権擁護委員の川嶋義二氏の任期が令和8年3月31日をもって満了となることから、その後任として伊藤暁氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものでございます。

議案第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は人権擁護委員の土屋喜久雄氏の任期が令和8年3月31日をもって満了となることから、その後任として伊橋幸春氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものでございます。

議案第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は人権擁護委員の椎名俊明氏の任期が令和8年3月31日をもって満了となることから、その後任として川島友子氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものでございます。

議案第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は人権擁護委員の鶴澤智育子氏の任期が令和8年3月31日をもって満了となることから、引き続き委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものであります。

続いて、報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定）であります。本件は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条例の規定を整理する

必要が生じたところであり、議会の委任による専決処分事項の指定について第3項に該当する事項であることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げ提案理由といたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

（午前10時53分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明を続けます。

続いて、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 議案第1号 第3次横芝光町総合計画基本構想を定めることについて補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづりの3ページから12ページになります。

本案は、横芝光町基本構想の策定に関する条例第4条の規定により、令和8年度から令和15年度までの第3次横芝光町総合計画基本構想を定めることについて議決を求めるものでございます。

総合計画基本構想につきましては、町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本方針として策定を進めてきたものでございます。

5ページをお願いします。

これまでの基本構想を踏襲しつつ、さらに発展させ、人口減少に対応するため、本基本構想におけるまちづくりの基本理念を「だれもが参画する ともにつくるまちづくり」として共有し、続く6ページに示すまちの将来像「人と自然と賑わいがつなぐ『幸せ実感』のまち

横芝光」の実現を目指してまいります。その中で、7ページに示すとおり、人口の将来展望を2万人とします。

8ページをお願いします。

土地利用の基本方針として開発と保全の調和を図るための方針を示しており、9ページからは分野別の目標を3つ示し、「1、郷土愛を育み、相互理解のもと、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち」、10ページから、「2、豊かな自然と共生し、安全で安心して暮らせる住みやすいまち」と、「3、地域の特性を活かし、産業活力と賑わいがあるまち」としてそれぞれ取組を進めてまいります。

最後に、12ページに、構想実現のためにとして、分野別の目標を横断して取り組むテーマを示しております。

以上が基本方針の内容となります。

なお、9月3日から10月2日までの30日間、パブリックコメントを実施し、頂いた5件の意見を検討し、10月30日に開催されました横芝光町総合計画審議会にて審議、承認され、答申をいただいたところでございます。

以上で議案第1号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、議案第2号 新町建設計画の変更について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、同じく議案つづり13ページから17ページ、黄色の表紙の議案関係資料5ページから7ページでございます。

議案つづり13ページをご覧ください。

本案は、新町建設計画を市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本案につきましては、冒頭、町長の提案理由説明でもご説明申し上げましたとおり、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正されたことによりまして、合併特例債の発行期限が5年間延長され、令和12年度まで発行が可能となったところでございます。このため、現在実施中、あるいは実施を予定しております特例債事業について、令和8年度以降もこの特例債を活用した事業展開を図っていくために、新町建設計画を変更すべく本議案を提案したものでございます。

1ページめくっていただきまして、14ページが改正文となります。

変更内容について説明させていただきますので、黄色い表紙、議案関係資料1の5ページ

をご覧ください。

今回変更いたしますのは、大綱2点について計画を変更しようとするものでございます。1点目は、このページに記載しております内容のとおり、新町建設計画の計画期間、これを5年間、法律の改正に合わせまして延長する点が1点目、2点目はその期間延長に伴います財政計画の修正でございます。

初めに、変更1点目の計画期間の5年延長に関する箇所につきまして、ご覧いただきましたとおり、5ページの表のとおり、それぞれアンダーライン部分が現計画では右側、変更前、「20年間」あるいは「20年後」となっているところを、左側の変更案のとおり、「25年間」あるいは「25年後」とするものでございます。

以上が1点目の計画の5年間変更に関する箇所でございます。

また、ページ最下段、計画書末尾の奥付にこれまでの変更履歴を追加するものでございます。

次に、このページ、表の下から4段目、別紙のとおりとございますのが、先ほど申し上げました2点目の財政計画の変更でございます。

それでは、資料を1枚めくっていただきまして、6ページのページ左側の変更案のページをご覧くださいと存じます。

ご覧いただきましたように、歳入、7ページ左側が歳出でございます。いずれもこれまでの実績を反映するとともに、令和8年度から令和12年度までは推計値を示しております。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第3号及び議案第4号について、健康こども課長。

〔健康こども課長 佐久間真一君登壇〕

○健康こども課長（佐久間真一君） 議案第3号及び議案第4号の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第3号の補足説明でございますが、黄色の表紙、議案関係資料1のつづりをお願いいたします。

8ページをご覧ください。

8ページは、横芝光町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制

定の概要でございます。

内容の要旨をお願いいたします。

記載のとおり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正され、生後6か月から満3歳未満の未就園児が、就労要件を問わず、月に10時間を上限に保育施設を柔軟に利用できることも誰でも通園制度、児童福祉法においては乳児等通園支援事業が創設されました。本事業の実施に当たり、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、保育施設の設備及び運営について、町が基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、ピンク色の表紙の議案つづり、19ページをお願いいたします。

19ページからの制定本文により、内容について説明いたします。

第1条は、児童福祉法の規定により国の基準のとおり定める旨の趣旨を、第2条は保育所や認定こども園などの条例中に掲げる用語の意義を定めております。

22ページをお願いいたします。

22ページ下段の第8条は、運営に関する基準として、安全計画や緊急時の対応計画とその周知や、利用乳幼児の保護者との連絡体制を規定するものでございます。

24ページをお願いいたします。

24ページ上から3行目、第11条についても、運営に関する基準として、事業を行う職員の研修要件などの基準を定めております。

27ページをお願いいたします。

27ページ中段の第2節、一般型乳児等通園支援事業の一般型でございますが、本通園支援事業、こども誰でも通園制度のために保育所などとは別に専用の施設を設け、定員を設定して事業を行うものでございます。

下にまいりまして、第22条は、国の基準に従い、設備の基準を規定しております。設備の基準は、保育室等の面積基準や安全な避難のための構造に関する基準を定めております。

次に、32ページをお願いいたします。

32ページ下から2行目、第3節、余裕活用型乳児等通園支援事業の余裕活用型は、既存の保育所などの空き定員を活用し、事業を行うもので、町ではこの余裕活用型での事業実施を考えております。

34ページをお願いいたします。

34ページ、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するいたしました。

議案第3号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

黄色の表紙の議案関係資料1のつづりにより説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

9ページは、横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定の概要でございます。

内容の要旨でございますが、小学5・6年生を中心とした待機児童の解消や小学校統合後の保育環境の向上を図るため、横芝小学校並びに光小学校の特別教室を活用し、新たな児童クラブを新設するとともに、上堺小学校の閉校に合わせて上堺小学校児童クラブを閉所するため、条例を改正するものでございます。

下にまいりまして、その他参考事項の1つ目でございますが、児童クラブの統廃合に係る案内通知及び説明会において、閉所に反対する意見はありませんでした。

改正内容は、ページをめくっていただいて、10ページの新旧対照表で説明をいたします。

改正は第2条となります。

内容は、閉所する上堺小学校児童クラブの項を削り、新設する横芝小学校第3児童クラブを加え、ひかり児童クラブはほかの児童クラブに合わせ名称を変更し、新設する光小学校第2児童クラブの項を加えるものでございます。

次に、改正条例の附則の説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり36ページをお願いいたします。

36ページ下段の附則でございますが、この条例は新規児童クラブの供用開始日として、令和8年4月1日から施行するといたしました。

以上で議案第3号及び議案第4号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

[健康こども課長 佐久間真一君降壇]

○議長（小倉弘業君） 議案第5号について、企画空港課長。

[企画空港課長 加瀬淳一君登壇]

○企画空港課長（加瀬淳一君） 議案第5号 横芝光町総合計画審議会条例及び横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の表紙の議案つづり37ページから38ページ、黄色の表紙の議案関係資料11ページから14ページになります。

議案つづり37ページをご覧ください。

本案につきましては、冒頭、町長の提案理由説明でもご説明申し上げましたとおり、第3次横芝光町総合計画と横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定することにより生じる審議会の設置体系を整理すべく、横芝光町総合計画審議会条例及び横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正するものであります。

1ページめくっていただきまして、38ページが改正文となります。

本条例の概要について説明させていただきますので、黄色い表紙、議案関係資料1の11ページをご覧ください。

内容の要旨でございます。

現在策定を進めております第3次横芝光町総合計画については、横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定をするため、本計画に対して設置している審議会等を整理する必要があることから改正を行うものでございます。

改正は、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議を横芝光町総合計画審議会へ統合し、現在の総合計画審議会の組織の委員に、創生会議の要件として必要な産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、士業等の参画を追加するものでございます。

改正する関係条例は2条例ございまして、第1条で横芝光町総合計画審議会条例を、第2条で横芝光町附属機関に関する条例をそれぞれ改正するものでございます。

具体的には、下段に示しますとおり、定数を15人以内から、知識経験を要するものを5人増とし、20人以内とします。また、総合計画審議会の所掌事務に、総合計画に関する評価を行う組織とすることを明示するものでございます。

あわせて、横芝光町附属機関に関する条例に規定されている横芝光町まち・ひと・しごと創生会議を削ることを規定いたします。

改正内容につきましては新旧対照表により説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。

アンダーライン部分に変更箇所となります。

初めに、第1条関係の横芝光町総合計画審議会条例でございますが、第2条、所掌事務の下線部、「計画等」としてあるものを「計画、評価等」と改めます。

第3条、組織の第1項下線部、「15人」を「20人」に改め、第2項第4号、知識経験を有する者、下線部、「5人」を「10人」と改めるものでございます。

次に、13ページをご覧ください。

第2条関係の横芝光町附属機関に関する条例でございますが、別表1、町長の附属機関の

表中、横芝光町地域公共交通会議の下段に、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議が規定されておりますので、この行を削除いたします。

続いて、ピンク色の表紙、議案つづりに戻っていただきまして、38ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行すると規定いたしました。

以上で議案第5号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

[企画空港課長 加瀬淳一君降壇]

○議長（小倉弘業君） 議案第6号ないし議案第8号について、総務課長。

[総務課長 鈴木正広君登壇]

○総務課長（鈴木正広君） 議案第6号から議案第8号につきまして補足説明させていただきます。

初めに、議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料につきましては、ピンク色の表紙の議案つづりは39ページから、黄色の表紙の議案関係資料1の15ページからとなります。

黄色の表紙の議案関係資料1の15ページをご覧ください。

制定の概要であります。

根拠法令等は記載のとおりで、内容の要旨であります。令和7年人事院勧告等を受け、民間給与との均衡を図るため、初任給及び若年層に重点を置いた月例給の引上げ、並びに期末勤勉手当を引き上げるため、2つの条例の改正を行うものでございます。

初めに、改正文の第1条、第2条で規定します一般職の職員の給与に関する条例の改正であります。1の給料表の改定は、行政職の初任給を大学卒で1万2,000円、高校卒で1万2,200円引き上げ、若年層に重点を置いた月例給の引上げとともに、行政職以外の給料表についても行政職給料表との均衡を考慮して引き上げるものであります。

続いて、2の期末・勤勉手当の引上げであります。改正はアンダーライン部分となります。表の右から2列目の令和7年度12月期の上段、一般職の期末手当の現行「1.25月」を「1.275月」に、勤勉手当の現行「1.05月」を「1.075月」に改め、それぞれ0.025月引き上げます。年間支給月数につきましては、現行「4.60月」から「4.65月」とし、0.05月分引き上げるものであります。

一番右の列の令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正は、令和7年度改

正の後に行うもので、6月期、12月期それぞれ1.2625月、1.0625月とし、年間4.65月とするものであります。

暫定再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員については、表の中段、令和7年度12月期の期末手当の現行「0.70月」を「0.725月」に、勤勉手当の現行「0.50月」を「0.525月」に改め、それぞれ0.025月分引き上げます。年間支給月数については、「2.40月」から「2.45月」分とし、0.05月分引き上げるものであります。

また、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正は、6月期、12月期それぞれ0.7125月、0.5125月とし、年間2.45月とするものであります。

表の下段の特定任期付職員は、改正文の第3条及び第4条で規定します一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正となります。特定任期付職員については、令和7年度12月期の期末手当、現行「0.95月」を「1.05月」に改め、0.1月分引き上げ、勤勉手当は現行「0.775月」を「0.925月」に改め、0.15月分引き上げます。年間支給月数については、「3.45月」を「3.70月」とし、0.25月分引き上げるものであります。

また、令和8年度以降の期末手当支給割合の改正は、6月期、12月期それぞれ0.9625月、0.8875月とし、年間3.70月とするものであります。

次の16ページをお願いします。

3の諸手当の改定であります。 (1)の東陽病院の医師に適用される初任給調整手当の上限を「41万4,800円」から「41万7,600円」とし、2,800円引き上げます。

(2)と(3)は通勤手当の改定で、(2)は10キロメートル以上60キロメートルの各区分の支給額を増額し、(3)は60キロメートル以上の区分を100キロメートルまで延ばし、5キロメートル単位で新設します。

(4)の宿日直手当については、現行の「4,400円」を「4,700円」とします。

4の地域手当の支給割合の引上げにつきましては「3%」から「4%」へ、国の級地区分設定による千葉県の実給割合と同率とするものであります。

次の17ページの新旧対照表をお願いいたします。

アンダーライン部分が改正部分であります。

また、施行日等につきましては、都度申し上げさせていただきます。

初めに、改正文第1条関係の横芝光町一般職の職員の給与に関する条例であります。第11条の医師に適用される初任給調整手当の第1項中、月額「41万4,800円」を「41万7,600円」に改めるもので、令和7年4月1日から適用します。

第22条の宿日直手当の第1項中、1回につき「4,400円」を「4,700円」に改めるもので、令和7年4月1日から適用します。

第24条、期末手当の第2項中、期末手当の基準額に乗じる割合「100分の125」を「100分の127.5」に改めます。

次の18ページに移っていただきまして、第3項中、暫定再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の基準額に乗じる割合の読替規定の「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改めるもので、本規定は令和7年12月1日から適用します。

第27条、期末手当の第2項第1号中、暫定再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤務手当基礎額に基準日現在の扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に乗じる割合「100分の105」を「100分の107.5」に改め、第2号中、暫定再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員については、乗じる割合「100分の50」を「100分の52.5」に改めるもので、本規定も令和7年12月1日から適用します。

この18ページ下段から28ページまでの別表第1の行政職給料表（1）と（2）、これと28ページ下段から42ページまでの別表第2の医療職給料表（1）から（3）は給料表の改定で、若年層に重点を置いた月例給の引上げに伴い月例給を改めるもので、令和7年4月1日から適用します。

42ページをお願いいたします。

下段からの別表第3は第15条の通勤手当の改定で、表の自動車等の片道の使用距離の43ページの3行目の10キロメートル以上15キロメートル未満から一番下の行の60キロメートル以上の月額を改めるもので、令和7年4月1日から適用します。

次の44ページをお願いします。

こちらは改正文第2条関係の横芝光町一般職の職員の給与に関する条例であります。

本改正規定は、令和8年4月1日から施行します。

第13条、地域手当の第2項中、給料、管理職手当及び扶養手当の合計額に乗じる割合「100分の3」を「100分の4」に改めます。

第24条の期末手当と第27条の勤勉手当の改正は、改正文第1条が改正された後に、令和8年4月1日から改正するものであります。

第24条、期末手当の第2項中、期末手当の基準額に乗じる割合「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、第3項中、暫定再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員に対す

る期末手当の基準額に乗じる割合の読替規定の「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改めるものであります。

最終行の第27条、勤勉手当であります。次の45ページに移っていただきまして、第2項第1号中、暫定再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当基礎額に基準日現在の扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に乗じる割合「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、第2号中、暫定再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員については、乗じる割合「100分の52.5」を「100分の51.25」に改めるものであります。

別表第3は第15条の通勤手当の改定で、次の46ページに移っていただきまして、改正案の表の自動車等の片道の使用距離、上から4行目の60キロメートル以上65キロ未満から、5キロメートル刻みで100キロメートル以上までの区分を新たに加えます。

47ページをお願いします。

こちらは改正文第3条関係の横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例で、本改正規定は令和7年12月1日から適用します。

第8条の職員の給与に関する条例の適用除外等の第2項中の一般職の期末手当の基準額に乗じる割合の読替規定については、特定任期付職員の期末手当の基準額に乗じる割合「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の105」に改めるものです。

また、特定任期付職員の勤勉手当の基準額に乗じる割合「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の77.5」を「100分の92.5」に改めるものです。

次の48ページをお願いします。

こちらは改正文第4条の横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例で、本改正規定は令和8年4月1日から施行します。

第8条第2項中の期末手当の勤勉手当の改正は、改正文第3条で本条例が改正された後に令和8年4月から改正するものであります。

特定任期付職員の期末手当の基準額に乗じる割合「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の96.25」に改めるものであります。

また、特定任期付職員の勤勉手当の基準額に乗じる割合「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の92.5」を「100分の88.75」に改めるものです。

ピンク色の表紙の議案つづり59ページをお願いします。

下段の附則であります。

第1項及び第2項の施行期日等は、ただいま説明の中で都度申し上げさせていただいたものでございます。

次の60ページに移っていただきまして、第3項は、令和7年4月1日前の異動者の号給の調整を、第4項は改正後の条例を適用する場合は、改正前に支給された給与は内払いとみなし、第5項では委任について規定するものでございます。

議案第6号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第7号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料につきましては、ピンク色の表紙の議案つづりは61ページから、黄色の表紙の議案関係資料1は49ページからとなります。

黄色の表紙の議案関係資料1の49ページの制定の概要をご覧ください。

根拠法令等は記載のとおりで、内容の要旨であります。一般職の職員の期末勤勉手当を年間0.05月分引き上げることから、その引上げに準じて町議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うものでございます。

1の令和7年度の期末手当支給割合の改正は、12月期の「2.30月」を「2.35月」に改め、0.05月分引き上げ、年間支給割合を「4.60月」から「4.65月」とするものであります。

2の令和8年度以降の期末手当支給割合の改正は、6月期、12月期ともに2.325月として、年間4.65月とするものであります。

次の50ページの新旧対照表をお願いします。

こちらは改正文第1条の令和7年度改正の規定であります。

第5条、期末手当の第2項中、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に乘じる割合「100分の230」を「100分の235」に改めるものであります。

次の51ページの新旧対照表をお願いします。

こちらは改正文第2条で、ただいまの第1条の令和7年度改正をした後の令和8年度以降の改正の規定であります。

第5条、期末手当の第2項中、「100分の235」を「100分の232.5」に改め、6月期と12月期の期末手当をともに2.325月とするものであります。

ピンク色の表紙の議案つづり62ページをお願いします。

中段からの附則であります。

第1項で、施行期日は公布の日から、ただし第2条の規定は令和8年4月1日から施行す

るとしております。

第2項で、適用日を12月の期末手当の基準日である令和7年12月1日としております。

第3項で、改正後の条例を適用する場合は、改正前に支給された期末手当は内払いとみなすと規定するものであります。

議案第7号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料につきましては、ピンク色の表紙の議案つづりは63ページから、黄色の表紙の議案関係資料1は52ページからとなります。

黄色の表紙の議案関係資料1の52ページの制定の概要をご覧ください。

根拠法令は記載のとおりで、内容の要旨であります。一般職の職員の期末勤勉手当を年間0.05月分引き上げることから、その引上げに準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うものでございます。

1の令和7年度の期末手当支給割合の改正は、12月期の「2.30月」を「2.35月」に改め、0.05月分引き上げ、年間支給割合を「4.60月」から「4.65月」とするものであります。

2の令和8年度以降の期末手当支給割合の改正は、6月期、12月期ともに2.325月として、年間4.65月とするものであります。

次の53ページの新旧対照表をお願いいたします。

こちらは改正文第1条の令和7年度改正の規定であります。

第3条、期末手当の第2項中、給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に乘じる割合「100分の230」を「100分の235」に改めるものであります。

次の54ページの新旧対照表をお願いいたします。

こちらは改正文の第2条で、ただいまの第1条の令和7年度改正の後の令和8年度以降の改正の規定であります。

第3条、期末手当の第2項中、「100分の235」を「100分の232.5」に改め、6月期と12月期の期末手当をともに2.325月とするものであります。

ピンク色の表紙の議案つづり64ページをお願いします。

中段からの附則であります。第1項で、施行期日は公布の日から、ただし第2条の規定は令和8年4月1日から施行するとしております。

第2項で、適用日を12月期の期末手当の基準日である令和7年12月1日としております。

第3項で、改正後の条例を適用する場合は、改正前に支給された期末手当は内払いとみな

すと規定するものであります。

以上で議案第6号から議案第8号までの補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時49分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明を続けます。

議案第9号及び議案第10号について、総務課長。

〔総務課長 鈴木正広君登壇〕

○総務課長（鈴木正広君） 議案第9号及び議案第10号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第9号 横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料につきまして、ピンク色の表紙の議案つづりは65ページから、黄色の表紙の議案関係資料1は55ページからとなります。

黄色の表紙の議案関係資料1の55ページの制定の概要をご覧ください。

根拠法令等は記載のとおりで、内容の要旨であります。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、町議会議員及び町長の選挙において、候補者の選挙運動に係る経費のうち公費負担とすることができる選挙運動用ビラ及びポスターの作成に要する経費について、その限度額を引き上げるものであります。

新旧対照表でご説明させていただきますので、次の56ページをお願いします。

第8条中の選挙運動用ビラの作成に要する経費の公費負担額は、1枚当たり「7円73銭」を「8円38銭」に、第11条中の選挙運動用ポスターの作成に要する経費の公費負担額は1枚当たり「541円31銭」を「586円88銭」とするものであります。

ピンク色の表紙の議案つづり66ページをお願いします。

中段からの附則であります。第1項で、施行期日は公布の日からとし、第2項の適用区分で、本改正条例の規定は、施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用することとしております。

議案第9号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第10号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明させていただきます。

議案関係資料につきましては、別冊の薄い右とじの議案第10号と別冊の黄色の表紙の薄い右とじの議案関係資料2の3ページからとなります。

本案は、町長の提案理由説明にもありましたとおり、令和8年3月31日をもって、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が解散することに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるべく提案するものであります。

黄色の表紙の議案関係資料2の3ページをご覧ください。

上下の新旧対照表でご説明させていただきます。上が改正案、下が現行となります。

第3条第1項第14号を削除とし、別表第1（第2条関係）の三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を削ります。

別表第2（第3条第1項関係）の共同処理する事務欄の第3条第1項第1号に掲げる事務、これは常勤の職員に対する退職手当の支給事務であります。この事務と、次の4ページに移っていただきまして、第3条第1項第3号に掲げる事務、これは議会の議員、その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償事務であります。この事務の共同処理する団体から、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団を削ります。

5ページに移っていただきまして、下の現行の第3条第1項第14号に掲げる事務、これは職員採用試験の合同実施事務であります。この項を削るものであります。

別冊の議案第10号の3ページをお願いします。

3行目からの附則であります。施行日は令和8年4月1日とするものであります。

以上で議案第9号及び議案第10号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第11号について、財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 議案第11号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております議案第11号の一般会計補正予算書をご用意いたします。

令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億736万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億1,947万8,000円とし、第2条では繰越明許費の追加を目的に繰越明許費の補正を、第3条では債務負担行為の追加を目的に債務負担行為の補正を行おうとするものです。

2ページをお願いします。

2ページから4ページまでは第1表、歳入歳出予算補正で、内容につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費補正です。

7款2項道路橋りょう費は2事業の追加で、1つ目、道路維持事業は町道G018号線宮川地先の補修工事を、次の舗装修繕事業は町道A146号線小堤地先の舗装修繕工事を行うもので、いずれの事業も緊急性のある工事であり、今補正予算案に工事費を計上しておりますが、年度内に事業が完了しないことから翌年度に繰り越すものです。

8款1項消防費の消防施設整備事業は、消防機庫詰所建設に対し補助を行うもので、物価高騰により建設事業費が上昇したため今補正予算案に補助金の増額を計上しておりますが、町補助金の変更交付決定が本補正予算成立後となることから、年度内に事業を完了できず翌年度に繰り越すものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正です。

今回、追加する債務負担行為は10件です。

1つ目の広報よこしばひかり印刷製本費から3つ下のコピー用紙購入までの4件は、いずれも現在の契約期間が今年度末で終了することから、来年度以降の契約事務を今年度中に進

めるため、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

次の町誕生20周年記念町民提案事業補助金は、町民が企画・実施する町民提案事業に補助するもので、来年度の事業実施者の選定に当たり事業募集等の事務を今年度中に進めるため、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

次の町立保育所給食外部搬入業務委託から一番下の共同利用施設及び社会体育施設管理業務委託までの5つの事業は、いずれも現在の契約期間が今年度末で完了することから、来年度以降の契約事務を今年度中に進めるため、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

7ページをお願いします。

7ページから9ページまでは事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。

初めに、歳入です。

14款1項1目総務使用料は、旧横芝行政センター及び旧芝崎文化財整理作業所敷地等を令和7年11月1日から令和10年8月31日までの間、民間事業者に貸し付けたことから、令和7年度分の普通財産使用料を増額するものです。

15款1項1目民生費国庫負担金の介護給付・訓練等給付事業負担金は、サービス利用者の増加により増額、次の障害児通所支援事業負担金は、利用者の利用回数の増加及び単価の上昇により増額するものです。

2項2目民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金は妊婦等包括相談支援事業で、会計年度任用職員に係る人件費の実績見込みにより減額となったものの、健康管理システムの改修費に係る補助金が増額となりました。また、子育て世代包括支援センター事業等に従事する任期付職員1名を補助対象に含めたことや、光町保育園が実施する地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の補助基準額の改正のほか、放課後児童健全育成事業の補助上限額の改正、さらに産後ケア事業で利用者の増加により補助額が増額となっております。加えて、放課後児童クラブ設置促進事業では、横芝第3児童クラブの開設に伴う施設営繕工事や備品購入費の増加によりいずれも増額となったため、全体で増額するものでございます。

次の子どものための教育・保育給付費交付金は、公定価格の変更に伴う増額です。

次の子育てのための施設等利用給付交付金は、認可外保育施設の利用児童数の増加に伴う増額です。

次の子ども・子育て支援事業費補助金は、本年度当初予算に計上した児童手当システムの標準化に係るシステム改修費が新たに補助対象となったことから新規計上するものです。

3目衛生費国庫補助金のマイナンバー情報連携体制整備事業補助金は、本年度当初予算で計上した個別予防接種事業における健康管理システムの標準化に係るシステム改修費を対象とするものです。当初予算編成時には補助金の詳細が示されていなかったため当初予算には計上していませんでしたが、国から内示があったため新規計上したものでございます。

16款1項2目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金の介護給付・訓練等給付事業負担金は、サービス利用者の増加により増額、次の障害児通所支援事業負担金は、利用者の利用回数増加及び単価の上昇により増額するものです。

2節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は、国庫補助金同様、公定価格の変更により増額するものです。

次の子育てのための施設等利用給付負担金につきましても、認可外保育施設の利用児童数の増加に伴い、国庫補助金と同様に増額するものです。

2項2目民生費県補助金のひとり親家庭等医療費等補助金は、医療費助成額の増加に伴う増額です。

次の子ども・子育て支援補助金は、国庫補助金同様、妊婦等包括相談支援事業では人件費の減により補助額が減少した一方、健康管理システム改修費の増加により増額となりました。あわせて、任期付職員を補助対象に含めたこと、また光町保育園の地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業の補助見直し、さらに産後ケア事業の利用者の増加、加えて放課後児童クラブ設置促進事業の施設整備費の増加により、県補助金全体で増額するものです。

4目農林水産業費県補助金の経営開始資金は、独立自営就農する原則50歳未満の新規就農者に対し、農業を始めてから経営が安定するまでの最長3年間、年間150万円を交付するもので、新規就農者1名分を新規計上しました。補助率は100%です。

次の農産産地支援事業補助金は、米の需給調整に取り組む営農組合等が導入する農業機械に対し補助するもので、補助率は3分の1、農事組合法人1法人分を増額するものです。

次の経営発展支援事業補助金は、新規就農者等の経営発展のために必要となる機械施設の導入等を補助するもので、新規就農者等、1団体分を新規計上しました。補助率は4分の3です。

11ページをお願いします。

6目消防費県補助金は、第7分団第1部（橋場、桑郷、西高野）、こちらの消防機庫詰所新築工事に係る補助金で、補助基準額の改定により増額するものです。補助率は6分の1です。

18款1項1目一般寄附金の企業版ふるさと納税寄附金は、町外事業者2者から150万円の寄附があったことから計上するものです。

3目教育費寄附金は、町外事業者1者から100万円の寄附があったことから計上するものです。

19款1項3目介護保険特別会計繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護保険特別会計への繰出金の精算金です。

2項2目社会福祉基金繰入金は、養護老人ホーム施設利子補給事業に係る繰入金で、利率見直しによる補助額の増加に伴う増額です。

20款1項1目繰越金は、本補正予算の財源に充当するため計上しました。

21款7項1目雑入の支援対象児童等見守り強化事業補助金返還金は、子ども第三の居場所事業に係るB&G財団からの令和6年度分運営助成費の確定に伴う返還金です。

2目過年度収入は、いずれも令和6年度分の国庫支出金、県支出金の精算により追加交付されるものです。

12ページをお願いします。

続いて、歳出です。

まず、各事業のご説明の前に、本補正予算案のうち、人件費の補正につきましてご説明させていただきます。

本補正予算案に計上しております共済組合負担金を含む一般職及び会計年度任用職員の給与関係につきましては、令和7年人事院勧告並びに千葉県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に基づく調整を行っております。

給料月額及び通勤手当、宿日直手当、地域手当については本年度4月に遡及して計上したほか、一般職及び会計年度任用職員の期末勤勉手当を年間4.6月分から4.65月分に改定し、計上しました。このことから、人事院勧告等に基づく一般職及び会計年度任用職員の給与費等の調整分につきましては、各科目での説明は省略させていただきます。

それでは、歳出は説明欄の黒丸の事業ごとに説明させていただきます。

1款1項1目議会費の議員報酬と2款1項1目一般管理費の特別職給与費は、令和7年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた一般職の

支給割合の改正に準じ、調整を行いました。また、特別職給与費につきましては、副町長が本年4月1日に就任したことに伴う調整も併せて行っております。

13ページをお願いします。

12目情報管理費の1つ目、ネットワーク管理事業の12節、ネットワーク機器導入委託料は、議場内で内部情報系端末をネットワーク接続するため、無線LANアクセスポイントを増設し、Wi-Fi環境を整備するもので、新規計上です。

次のLGWAN管理事業は、電子入札で使用する千葉県電子調達システムの更改に伴い、既存のLGWANサーバーの接続設定等を行うため、LGWAN機器改修業務委託料を新規計上するものです。

14ページをお願いします。

ページ下段、3款1項1目社会福祉総務費の、15ページに移りまして、説明欄上から3行目、社会福祉総務事務費は、養護老人ホーム光楽園の施設整備改修に係る利子補給事業費補助金について、借入金の利率見直しによる利子償還金の増加見込みから増額するものです。

3目障害者福祉費の地域生活支援事業は、手話通訳者派遣における1回当たりの利用時間や遠方施設への派遣の増加に伴い、意思疎通支援委託料を増額するものです。

次の介護給付・訓練等給付事業は、施設入所支援や就労継続支援など、各種サービスの利用実績見込みから給付費を増額するものです。

次の障害児通所支援事業は、放課後デイサービス事業者が発達支援に係る中核的機能強化加算の適用を受け単価が増額となったことに伴い、給付費を増額するものです。

16ページをお願いします。

7目介護保険費は、給与改定のほか、3節職員手当のうち扶養手当で扶養親族の新規認定による増額です。

2項1目児童福祉総務費の支援対象児童等見守り強化事業は、令和6年度B&G財団子ども第三の居場所運営費助成金の精算に伴う返還金です。

次のひとり親家庭等医療費等助成事業は、助成件数が増加していることから実績見込みにより増額するものです。

2目児童措置費の児童手当給付事業、22節、児童手当県負担金返還金は令和6年度県負担金の精算による返還金で、次の子ども・子育て支援事業費補助金返還金につきましても、6年度分の国庫補助金の精算による返還金です。

3目児童福祉施設費の児童遊園維持管理事業は、遊具点検により、修繕または撤去などの

対応を指摘された児童遊園のうち、撤去の申出のあった虫生区、富下区、篠本一区、鳥喰下区、三島区の5地区の児童遊園について、全ての遊具を撤去するための施設撤去工事費を計上しました。

17ページをお願いします。

4目保育所費の2つ目の黒丸、保育委託事業は、12節、保育園・認定こども園入所児童委託料が公定価格の変更により増額、22節、保育所運営費負担金返還金は、令和6年度県負担金の精算による返還金です。

次の子育てのための施設等利用給付事業は、認可外保育施設の利用者の増加により給付費を増額、次の保育園・認定こども園支援給付事業は、18節、子ども・子育て支援交付金事業補助金が光町保育園が行う地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業で補助基準額が改正されたことから増額、22節、子ども・子育て支援交付金返還金は、令和6年度国庫補助金の精算による返還金です。

18ページをお願いします。

5目学童保育費は、横芝小学校校舎の一部を利用して横芝第3児童クラブを新設するための経費を新規計上するものです。

14節、施設営繕工事は非常用押しボタン及び防犯カメラの設置工事費を、17節備品購入費は机や椅子、げた箱、ロッカーなどの購入費を計上しました。なお、本事業の歳入には、国庫支出金の子ども・子育て支援交付金が補助率3分の1で充当されるほか、県支出金の子ども・子育て支援補助金も補助率3分の1で充当されます。

4款1項2目予防費は財源振替で、歳入でもご説明いたしましたが、個別予防接種事業における健康管理システムの標準化に伴い、システム改修費への補助金として交付されるマイナンバー情報連携体制整備事業補助金が新規に交付され増額となったことから、財源を振り替えるものです。

3目健康づくり費の健康づくり事務費は、令和6年度国庫補助金の精算による返還金を計上したほか、次の子育て世代包括支援センター事業は、産後ケア事業の利用者の増加により委託料を増額するものです。

次の妊婦等包括相談支援事業は、給与改定による増額のほか、19ページに移りまして、12節、健康管理システム改修委託料は、妊婦のための支援給付金に関し、マイナンバーを活用した自治体間の情報連携を図るため新規計上しました。

5款1項1目農業委員会費の一般職給与費は、給与改定によるほか、人事異動による調整

です。

20ページをお願いします。

3目農業振興費の経営開始資金事業は、地域計画に位置づけられた原則50歳未満の独立自営就農する新規就農者に対し、年間150万円を最長3年間交付するもので、新規就農者1名分を新規計上しました。

次の農産産地支援事業は、米の需給調整に取り組む農事組合法人1法人に対し、農業機械の導入に係る補助金を増額するものです。

次の経営発展支援事業は、新規就農者等が経営発展のために導入する機械施設に対し補助するもので、新規就農者等、1団体分を新規計上しました。

5目農地費の地域排水管理事業、14節、施設補修工事は、姥山地先の排水路の吸い出しによる道路陥没に係る補修工事費を増額、次の18節、地域排水整備事業負担金は、大利根土地改良区が実施する原方地先及び木戸地先の排水路補修工事に係る町負担分を増額するもので、負担割合は大利根土地改良区2分の1、町2分の1です。

6款1項1目商工振興費の2つ目の黒丸、中小企業振興資金利子補給事業は、21ページをお願いします。18節、中小企業振興融資資金利子補給金で、利率の上昇により増額するものです。

7款2項2目道路維持費は、町道G018号線宮川地先におきまして、街路樹の根の張り出しにより歩行者の通行障害が発生しているため、これを解消するため道路維持工事を新規計上しました。

3目道路新設改良費の一般職給与費は、給与改定によるほか、職員の退職による調整です。

次の舗装修繕事業は、町道A146号線小堤地先におきまして、道路舗装の老朽化に伴う段差を解消するため道路舗装修繕工事を増額するものです。

22ページをお願いします。

8款1項2目非常備消防費は、第7分団第1部が計画する消防機庫及び詰所の建設に係る施設整備費等補助金について、物価高騰による事業費の増加に伴い、補助金を増額するものです。

4目災害対策費の災害用備品整備事業は、企業版ふるさと納税を活用し、避難所用簡易テント76張りを購入するもので増額でございます。

9款1項2目事務局費の特別職給与費は、令和7年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた一般職の支給割合の改正に準じ、調整を行っ

ています。

次の一般職給与費は、給与改定によるほか、児童手当が支給額の変更に伴う調整です。

23ページをお願いします。

説明欄の1つ目の黒丸、事務局事務費は、教育寄附金を教育振興基金に積み立てるものです。

次の英語講師配置事業から4つ目の黒丸、教育指導専門員設置事業までの4事業は、いずれも給与改定に伴う増額です。

2項1目小学校費の学校管理費は、24ページをお願いします。説明欄の1つ目の黒丸、小学校施設維持管理事業は、光小学校における経年劣化により故障した照明器具の交換に係る修繕料を増額、次の横芝小学校管理事業は、本年8月に新校舎が竣工し、仮設校舎に比べ電気料金が増加する見込みから光熱水費を増額するものです。

4項1目社会教育総務費の一般職給与費は、給与改定によるほか、住居手当が支給額の変更に伴う調整です。

25ページをお願いします。

3目共同利用施設費は、文化会館の外壁タイルに亀裂が発生し、落下のおそれがあることから、施設改修工事を増額するものです。

4目図書館費の3つ目の黒丸、図書館一般設備維持管理事業は、経年劣化により動作不良となっている男子トイレ小便器センサーの交換、及び特定建築物定期調査で指摘のあった北側階段の手すり設置に係る修繕料を新規計上しました。

26ページをお願いします。

2目体育施設費の光文化の森公園一般管理事業は、芝生広場の柵の補修に係る修繕料を増額するものです。

次の光スポーツ公園一般管理事業は、10節、修繕料が野球場の塁ベース固定金具の交換に要する経費を増額、14節、施設維持工事では、野球場の外野センター付近における地盤沈下の修復工事費を新規計上しました。

次の光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業は、テニスコートのフェンスの補修に係る工事費を増額、次のふれあい坂田池公園一般管理事業は、10節、光熱水費で野球場のナイトー利用の増加から電気料金を増額、また水道使用料の増加から水道料金を増額、14節、施設改修工事は、ふれあい坂田池公園外周フェンスの補修に係る工事費を増額するものです。

3目学校給食費の2つ目の黒丸、学校給食賄材料購入事業は、食材価格の高騰により賄い

材料費を増額、次の学校給食センター施設維持管理事業は、10節、修繕料で食缶類洗浄機の給水電磁弁交換やコンテナ洗浄機の給湯バルブ修繕のほか、オーブドア部分のガスケット等交換、かごとと洗浄機の水漏れ修繕に係る経費を増額、17節備品購入費は、ステンレス二重食缶5個を買い換えるため新規計上したものです。

27ページをお願いします。

11款1項2目利子は、利率の上昇及び横芝小学校改築事業に係る起債の借入れ時期の前倒しによる利子償還額の増額です。

歳出の説明は以上です。

28ページから33ページまでは給与費明細書、34ページ、35ページは追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第12号について、住民課長。

〔住民課長 越川直樹君登壇〕

○住民課長（越川直樹君） 議案第12号 令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の議案第12号補正予算書をお願いいたします。

令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、第1条で定めますとおり、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

2ページは、第1表、債務負担行為です。

国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託について、債務負担行為を追加するものです。本業務は、月ごとに請求される診療報酬の明細書について、国保連合会の審査では発見できない過誤事項について点検するもので、令和8年度当初の4月から業務を実施するには契約事務を今年度中に進める必要があるため、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を125万7,000円で設定しようとするものです。

次のページ、3ページは、債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっていますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 越川直樹君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第13号について、福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 議案第13号 令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております介護保険特別会計補正予算（第2号）の補正予算書をご用意いたします。

令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,888万6,000円とするものであります。

内容としましては、過年度分の地域支援事業費に返還金が生じたことから、国・県、社会保険診療報酬支払基金、介護保険料及び一般会計からの義務的負担金の精算に要する経費について補正するものであります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

11款3項5目雑入45万8,000円は、社会福祉法人九十九里ホームに委託している介護予防事業において、介護保険法に規定する介護保険事業を地域包括支援センター等に委託して実施する場合は消費税法に基づき消費税等を非課税とするべきところを、令和3年度から令和5年度の3年間、消費税等を含めた委託料を支払いしていたことから、委託先である社会福祉法人九十九里ホームに返還を求めた過払いに対する返還金となります。

続いて、歳出です。

7ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金8万2,000円の増額は、過年度分の地域支援事業費の返還により、精算による保健医療分を積み立てるものであります。

7款1項2目償還金31万5,000円の増額は、同じく過年度分の地域支援事業費の返還により、国・県及び社会保険診療報酬支払基金に精算による相当額分を返還するものであります。

4目一般会計繰出金6万1,000円の増額につきましても、同様に過年度分の返還により、

相当額分を町一般会計に返還するものであります。

以上で令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第14号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 林 栄君登壇〕

○食肉センター所長（林 栄君） 議案第14号 令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の議案第14号補正予算書のご用意をお願いいたします。

令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,204万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,144万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

4款1項1目繰越金は、本補正予算の財源に充てるため、前年度繰越金を1,204万4,000円増額するものであります。

続いて、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当、4節共済費は、給与改定に伴い、それぞれ増額をするものであります。

2款1項1目施設管理費は、主にと畜頭数の増加や機械の老朽化に対応するものであります。

10節需用費のうち消耗品費は、今後の支出の増加を見込み、増額するものであります。

次の燃料費は、ボイラーに使用する重油の使用量の増加を見込み、増額するものであります。

次の光熱水費は、猛暑が続いた影響もあり、電気料金の支出が増加していることから増額するものであります。

次の修繕料は、豚を搬送するコンベヤーの動力ユニットや豚の内臓を搬送するコンベヤーの制御盤、水をくみ上げるポンプなど、老朽化した機械の修繕を行うため増額するものであ

ります。

2目施設整備費は、食肉センター事務棟内にある食肉衛生検査員控室のエアコンが老朽化により故障し、年式が古く修理ができないことから、新しいものに交換するため工事請負費を増額するものであります。

以上で議案第14号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 林 栄君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第15号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君登壇〕

○東陽病院事務長（吉田 潔君） 議案第15号 令和7年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊、議案第15号の補正予算書をお願いいたします。

本補正予算は、令和8年3月末で契約期間が満了となる感染性廃棄物処理業務委託の更新に係る債務負担行為の設定になります。

1ページ目でございますが、第1条は総則で、第2条は債務負担行為の補正です。感染性廃棄物処理業務委託の債務負担行為を追加設定するものであります。

債務負担行為の設定事由につきましては、本年度中に業者の選定を行い、その後3か年の業務委託とするため、令和8年度から令和10年度までの期間で債務負担行為を追加設定し、係る経費の限度額を2,253万9,000円、1年当たり751万3,000円と定めるものであります。

限度額については人件費の上昇や物価高騰の影響による単価上昇はありますが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことを受け、廃棄物集積用容器の種類や数量を見直し、処分費などの低減を図り、5類に移行後、現在の病院として感染性廃棄物処理に必要最小限の内容に修正したため、前回と比べまして額で544万2,000円、1年当たり181万4,000円の減額となっております。

今回の補正では債務負担行為の設定のみで、議会で承認をいただいた後に今年度中に業者の選定を行い、業務の履行は令和8年4月1日からとなります。

裏面の2ページは債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第15号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第16号ないし議案第19号について、住民課長。

〔住民課長 越川直樹君登壇〕

○住民課長（越川直樹君） それでは、議案第16号ないし議案第19号について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、本日お配りさせていただいた議案つづり67ページから70ページになります。

この4議案につきましては、町長から提案理由がありましたとおり、人権擁護委員の川嶋義二氏、土屋喜久雄氏、椎名俊明氏及び鶴澤智育子氏の任期が令和8年3月31日をもって満了することから、その後任として伊藤暁氏、伊橋幸春氏及び川島友子氏を、また鶴澤智育子氏は引き続き委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないよう見守るとともに、地域の中で人権思想を広め、人権を擁護するため、1期3年の任期で活動いただく民間のボランティア委員で、町長の推薦により法務大臣が委嘱するものでございます。

現在、当町では7名の方が委嘱されておりますが、このうち4名の委員につきまして令和8年3月31日に任期満了を迎えることから次期委員を推薦するもので、人権擁護委員法第6条第3項に、市町村長は、法務大臣に対し、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されておりますことから、本議会に提案し、意見を求めるものでございます。

それでは、4名の委員候補者を順にご説明申し上げます。

初めに、67ページをお願いいたします。

議案第16号は、横芝光町尾垂在住、伊藤暁氏、66歳を推薦しようとするものであります。

伊藤暁氏は、昭和60年より千葉県立高等学校の教員として、令和6年3月まで、40年の長きにわたり教育現場でご活躍された方でございます。

続いて、68ページをご覧ください。

議案第17号は、横芝光町篠本在住、伊橋幸春氏、63歳を推薦しようとするものであります。

伊橋幸春氏は、昭和56年3月に千葉県立旭農業高等学校を卒業後、同年4月より旧匝瑛農業共済組合、現在の千葉県農業共済組合に就職され、令和5年3月まで農業共済事業に従事された方で、女性や子供の人権問題に関心をお持ちの方でございます。

次に、69ページをご覧ください。

議案第18号は、横芝光町新島在住、川島友子氏、60歳を推薦しようとするものであります。

川島友子氏は、昭和60年より四街道市の学校法人の幼稚園、平成4年より旧横芝町の保育所に就職され、保育士として、令和7年3月末まで、40年以上の長きにわたり幼児教育の現場でご活躍された方でございます。

続いて、70ページをご覧ください。

議案第19号は、横芝光町栗山在住、鵜澤智育子氏、69歳を推薦しようとするものであります。

鵜澤智育子氏は、令和5年4月から1期3年にわたり人権擁護委員を務められ、現在は匠瑛人権擁護委員協議会第四部会の副会長として、管内の人権擁護活動にも積極的に取り組んでおられる方でございます。

このたび提案する4名の方は、いずれも人権擁護についての経験、理解が深く、人権擁護委員として適任と思われまますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で議案第16号ないし議案第19号についての補足説明とさせていただきます。

〔住民課長 越川直樹君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、報告第1号について、福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 報告第1号について補足説明させていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづりの71ページをご覧ください。

報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定）についてであります。

本件は、提案理由の説明にありますとおり、議会の委任による専決処分事項の指定について、第3項で規定する法令の改廃に伴い、その法令の条項を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ町がその条例を改正するに当たり独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正することに該当する事項であることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次の72ページが専決処分書で、令和7年11月7日付で専決処分したものであります。

74ページが改正文となります。

それでは、制定の概要で説明をさせていただきます。黄色の表紙、議案関係資料1の58ページをお願いいたします。

根拠法令等は記載のとおりであります。

内容の要旨であります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、横芝光町地域活動支援センター条例第1条で引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「第5条第27項」が「第5条第28項」に改められたため改正を行います。

次の59ページが新旧対照表になります。

恐れ入りますが、ピンク色の表紙、議案つづりの74ページにお戻りください。

附則であります。この条例は公布の日から施行するものとし、令和7年11月7日に施行しております。

以上、報告第1号の補足説明とさせていただきます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第1号 専決処分の報告について（横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定）は、ただいま説明のとおりですのでご了承願います。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後 2時01分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

◎一般質問

○議長（小倉弘業君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇市原成一君

○議長（小倉弘業君） 通告順に発言を許します。

市原成一議員。

〔4番議員 市原成一君登壇〕

○4番（市原成一君） それでは、議席番号4番、市原成一が議長のお許しをいただき、一般質問させていただきます。

さきに、過日の議会議員全員協議会では、町財政の将来を心配するあまりにお金の話に熱

が入り過ぎてしまったことを、まずもってはおわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

さて、町執行部では、毎年この時期になりますと、新年度予算要求を締め切り、査定協議が熱を帯びている時期ではないでしょうか。予算内容については控え、事業の方向性についてのみお伺いすることといたします。

大綱1点目として、無人運転モビリティ事業の方向性についてお伺いをいたします。

先月28日の議会議員全員協議会にて、令和7年度事業の進捗についてご説明をいただきました。その説明から感じられることは、この事業を始める際にも申し上げましたように、やはり町の公共交通として実現性は極めて低いと感じたところです。

その理由としては、利用状況とコストにあります。農村部特有の集落の点在、高齢化社会におけるバス輸送の非効率性、また1番は費用対効果です。公共交通の輸送コストに1人当たり7万8,000円はあり得ない数値とっております。

事業開始時である令和5年には3か年の事業計画が示されておりました。実証運行の段階である3年目で一度手を引くべきではないですか。これ以上継続することはナンセンスだと思います。

また、本年6月27日に、国の補助金事業を対象とした財務省の予算執行調査の結果がNHKなどの各機関から報道されました。その内容から、自動運転バスの実証事業では、走行距離が極端に短いものや既存のバス路線との置き換えを予定していない事例が判明し、実用化への取組が低調である。ついては、実績評価の取組を導入するなどの改善をすべきであると指摘されております。さらに、国の補助期間の終了を示唆するかのごとく、今後の運営経費について触れ、運行収入や独自の資金確保によって維持していくべきであると述べられておりました。この町の実証運行の実績からも、本格運行の経営計画を見いだすことは不可能なほど利用が低調ではないのでしょうか。

また、レベル4のランクアップには補助金申請時に収支計画を要すると予想しますが、私は採算性が極めて低いと見ているので、どのような収支計画を立てるのか興味があるところでございます。

あわせて、レベル4運行には高いハードルがありませんか。私が調べた範囲では、公安委員会からの特定自動運行の許可を取得する必要があると思っております。これには町の道路インフラの実情から課題が多々あるのではないのでしょうか。

警察庁のホームページでは、自動運転の公道実証実験の基本として、「十分な安全の確

保」と題して、歩行者、自転車利用者や子供、高齢者、障害者等を含む一般の道路利用者が交通のために利用する公道においては、いまだ実用化されていない自動運転システムを用いて車両を走行させることは交通の安全と円滑の確保に支障を及ぼす場合があると注意喚起されております。

さらには、自動運転導入の検討の中間取りまとめでは、走行には自動車のみの専用走行区間が望ましく、そうでない場合であっても、せめて歩道と車道が分離されている空間がよい。交差点においては右左折信号があり、複雑でない交差点が求められるとされております。

さきに道路インフラ整備から実施しなければ実用化は無理と申し上げましたが、本当に安全性に課題があるのではないかと考えております。

私は、将来にわたって自動運転システムの導入を完全に否定しているわけではございません。今は本格導入をすることは時期尚早ではありませんかと申し上げているのです。現時点では事業経費は国の補助金を充てているものの、実用性やコスト面から考えると、この実証運行は補助金が途切れる前に直ちに終了すべきものと考えております。

そこで、1点目として、当町ではさきの財務省予算執行調査による無人運行バス事業の結果をどのように捉えているかをお尋ねいたします。

2点目として、令和8年度以降、実証事業の予定はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、大綱2点目、中学校部活動の地域移行についてお尋ねをいたします。

この部活動地域移行は、教員の働き方改革を主な目的として実現しなければならない、このことは一応理解をしているつもりでございます。しかしながら、この町で部活動地域移行を進めるには幾多の課題があり、課題解決に教育委員会の先生方は大変にご苦勞をされているのではないのでしょうか。

中学校部活動の地域移行に関しては、過去に宮菌議員からの質問にもありましたように、優秀な指導者の確保、これが最も重要であることは私も同感でございます。この指導者確保の重要性を認識していながらも、ここが一番の難問ではないのでしょうか。推測するに、休日の外部指導者確保の可能性はあるが、放課後も定期的に、さらには大会時の引率ともなると、そこまでは難しいとなりませんか。結局は、完全な地域クラブに移行するまでは、今までどおりに教員である顧問が放課後練習や休日の施設の管理、大会引率を担うことになってしまうと考えております。

そこで、既に国では学校教育法施行規則が改正され、各自治体の会計年度任用職員として

部活動指導員を置いてもよいことになっています。当町でもこれを制度化してはいかがかと提案をさせていただきます。

さきにいろいろと申し上げましたが、質問は、現時点まで地域移行を試行的に行っている部活動もあることから、効果や課題が見えてきているのではないのでしょうか。

1つ目として、教員の負担軽減にどのような効果があったのか、またあるとお考えか、教えていただきたいと思います。

2つ目として、現時点では学校施設を拠点に活動していると予想していますが、施設管理上の課題はございませんか。

3つ目として、様々な課題があるとは思いますが、近い将来に全面的な地域移行は可能とお考えですか。現時点での考えを教えてください。

次に、さきに申し上げた指導者確保のことでお尋ねをいたします。

完全な地域移行が完了するまで、教員以外で大会等の引率もできる学校部活動指導員制度を考える必要があると思います。制度化するお考えはありますか。

続いて、3点目です。地域移行後の活動支援策について、現時点でのお考えを伺います。

この町の教育費予算や町バス使用などの部活動支援は優遇されていると伺っております。現在まで、公の機関や団体が主催するものには、町バス等での移動手段を支援してきたと思っています。

そこで、1つ目として、地域移行した後の支援はどのようにお考えかお尋ねします。

次に、今まで学校部活動では、部活動の意味や意義を理解した教職員が、子供のためにと使命感を持って、自分の時間を犠牲にしつつも部活動の指導に当たってくれました。そのことから、学校管理下の部活動経費の個人負担は軽い負担で済んでいたものと思っております。

しかしながら、完全な地域移行後には、活動経費の負担は原則参加者負担になると思っております。部活動が地域に移行した後であっても、青少年の文化スポーツ活動の意味や意義に変わりはありません。そのことから、地域移行後も家庭の経済状況に関わりなく、参加意欲のある者がひとしく参加できるよう、過日町長から教えていただいた平等と公平の観点で活動の支援策の検討を開始されることを要望いたします。もしご検討いただけるのであれば、まずは予算調整権をお持ちの町長が主催する総合教育会議からご意見を伺ってはいかがかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、第2ひかり児童クラブの件についてお尋ねをいたします。

8月29日の議会議員全員協議会において、横芝小第3児童クラブと光小第2児童クラブの

整備計画について説明をいただきました。このときに申し上げたように、秋鹿議員ご提言の学校施設をタイムシェアすると。基本的な考え方は、現有施設を有効活用し、開設準備に要する時間と経費が節約でき、私も大賛成です。多分、ご提示いただいた計画は、このタイムシェアの利点を生かすべく、学校を含めた教育部局と健康こども課が懸命に協議を重ねた結果であり、苦勞の末に導き出した苦肉の策であると推察をいたします。まずは協議折衝に当たられた職員の皆さんに、大変ご苦勞さまでしたとねぎらいの言葉を贈ります。

しかしながら、苦勞の末の策とは理解しつつも、利用する子供たちのことを考えると何か足りない、何か不便と気づかされます。具体的には、トイレが遠い、かつ施錠されている手洗い場所がない、静養室がない。改めて国や県から示されている児童クラブの設備基準やガイドラインに照らすと、やはり最低基準未満であると思っております。子供たちがトイレに行くのに、指導員に依頼し、同行の末に鍵を開けてもらう。このような状況はどこの児童福祉施設でも普通にあるのでしょうか。早期に待機者解消しようと学校施設のタイムシェアの手法を用いたことは理解しますが、不便ではかえってマイナスイメージになりませんか。これから令和8年度利用希望の募集がされると思いますが、私は、今、ひかり児童クラブの新年度利用希望者が音楽室を使わなくて済む人数で収まってくれることを願っております。

健康こども課も教育課も学校も協議に大変な苦勞をされた結果に対し、苦言を呈し、本当に申し訳ないとは思っておりますが、利用する子供たちのことを考えると、もう少し前進させてほしいとの願いから、1点目として、町長や担当課はこの計画をどの程度評価しているのか、お伺いをいたします。

2点目として、なぜに不足する附帯設備を増設しようとしなかったのかをお伺いをいたします。

次に、大綱4点目として、養護老人ホームの今後についてお伺いをいたします。

養護老人ホームとは、独り暮らしや生活環境や経済的理由により在宅生活が難しい高齢者を擁護する、言わば高齢者のセーフティーネットの役割を持っています。この養護老人ホームが、今どこの施設でも経営の危機に陥っていると言われております。

まず1点目として、それぞれの経営の実態をどのように捉えているか、お伺いをいたします。

2点目として、この町ではそのようなことはないと思いますが、空きベッドが生じている要因に入所措置権者による措置控えが生じていると言われております。その背景には何らかの原因があると考えますが、その要因を掌握していれば教えてください。

3点目として、今後の施設経営改善に関して、高齢者福祉施策を展開する立場からどのような策が考えられるか、現時点でのアドバイスをいただけるものがあればご教示ください。

4点目として、高齢者が増加する中で、今後の高齢者施策はどのようにあるべきとお考えか教えてください。

以上、執行部の明快なご答弁をお願いし、壇上からの質問といたします。

〔4番議員 市原成一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、市原成一議員のご質問にお答えをいたします。

なお、私からは、大綱1点目、自動運転モビリティ事業についてにお答えをし、その他のご質問につきましては担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、令和6年度を対象とした財務省補助金調査の結果から自動運転バスの改善点が報道されたが、この町で行っている実証事業をどのように捉えているかについてでございますが、この調査は財務省の予算執行調査として令和7年6月27日に調査結果が公表されたもので、当町の自動運転モビリティ事業も調査対象として回答をさせていただいているところでございます。

この調査結果では、国土交通省から事業採択された自動運転社会実証推進事業における実証実績と事業費についての改善点・検討の方向性が示されております。実証実績の改善点では「自治体や国による実績評価の導入、社会実装に向けた実証ルートとなっているか」という採択要件の設定」、事業費の改善点では「費用低減に向けた取組みを推進すること、国の補助金に頼らず独自の資金確保によって運営すべきであること」との調査結果が示されております。当町の自動運転モビリティ事業においても、過年度の事業成果や現在の事業実施状況を鑑みますと調査結果にある改善点と重なる点があるものと捉えており、本事業の実施団体として、この調査結果を真摯に重く受け止めているところでございます。

次に、令和8年度以降の実証事業の予定はについてでございますが、実証事業開始から3年目を迎えた自動運転モビリティ事業であり、過年度の実績や今年度の取り組み状況を踏まえた課題整理を進めております。財務省による補助金調査結果や今後の国の支援の動向、事業財源の見通しなど、多角的な視点から本事業の方針と方向性、事業の休止や撤退などを含め、令和8年度以降の実証事業の予定につきましては、現在、慎重に検討をしている状況で

ございます。

以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 市原成一議員ご質問の大綱２点目、中学校部活動の地域移行についてにお答えいたします。

初めに、部活動地域移行の試行や準備で判った効果や課題はの現時点で教員の負担軽減にどのような効果があったかまたはあると考えるかでございますが、現在、町教育委員会では、横芝中学校及び光中学校の陸上競技部、バレーボール部、卓球部の３つの競技の休日部活動を地域クラブ活動に移行しております。

地域移行した部活動顧問の令和６年度と令和７年度の１０月における勤務状況の調査結果を比較しましたところ、約１０時間程度休日における勤務時間が減少しており、教職員の働き方改革にもつながっているものと考えております。

次に、利用施設管理上の課題点はあるかでございますが、現在、学校体育館の施設を利用する場合、指導者として教員がいるため教員が鍵の管理を行っておりますが、指導者として教員がない場合は、鍵の管理が主な課題となります。

今後につきましては、地域クラブ活動が学校の休日部活動の受け皿であることを踏まえ、生徒及び保護者、指導者が安心して活動を実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、地域クラブへの全面移行は、近い将来に可能と考えるかでございますが、令和７年７月に作成いたしました横芝光町休日部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画では、令和１０年度を目標に地域クラブ活動の完全実施を目指す計画としております。また、スポーツ庁や文化庁で現在、策定が進められております「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に示されておりますとおり、令和８年度から新たに改革実行期間が開始されることを踏まえ、現在、地域クラブ活動に移行していない部活動につきましても、当町の推進計画に基づき、円滑に移行できるよう取り組んでまいります。

しかしながら、休日学校部活動の受け皿となるクラブ団体や指導者の確保が非常に困難であるのが現状です。今後は千葉県地域クラブ活動等指導者人材バンク「ちばクラサポ」の活用、町広報紙等によるクラブ団体や指導者の募集も検討し、地域クラブ活動の推進に向けて

努めてまいります。

次に、学校部活動指導員配置の考えはあるかでございますが、部活動指導員とは、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的な指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図ることができる人材で、学校長管理のもと、スポーツ活動や文化活動などの技術指導や大会・練習試合の引率を行うことができます。

町教育委員会では、国並びに千葉県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドラインに基づき、3つの競技の部活動を地域クラブ活動に移行し、これに加えて令和8年度は、バスケットボール、サッカーの2つの競技の部活動を移行する準備を進めているところでございます。

現在、ガイドライン及び当町の推進計画に基づき、中学校の休日学校部活動は地域クラブ活動への移行を推進していることから、学校部活動指導員の配置は考えておりません。

次に、地域移行後の活動支援策について、現時点でどのように考えているかの公的大会への交通手段の支援等はでございますが、現在、大会の運営を部活動顧問が行っていることや平日の部活動は学校で行っていることから、大会へは平日部活動の成果を発揮する場として学校から出場しており、地域クラブ活動としての出場はしておりません。

しかしながら、今後、生徒数の減少により部活動の運営が厳しくなることも想定され、将来的に地域クラブ活動から大会に出場することも考えられますことから、公的大会への交通手段の支援につきましては検討してまいります。

次に、家庭の経済状況に関わらず公平に参加できる機会を提供するための保護・準要保護家庭等への支援策はでございますが、スポーツ庁と文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、会費の適切な設定と保護者等の負担軽減として、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めることとされております。

現在、町教育委員会では、千葉県地域クラブ活動体制整備事業の委託金を受け、実証事業として地域クラブ活動を実施しております。参加費用といたしましては、基本的にスポーツ安全保険の掛金を主に受益者負担としております。

今後、実証事業をもとに、運営費等の検証を重ね、千葉県で推進しております「誰でもやりたいスポーツができる」持続可能な地域クラブ活動を目指し、公平に参加できる機会を提

供できるよう調査研究してまいります。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 佐久間真一君登壇〕

○健康こども課長（佐久間真一君） 市原成一議員ご質問の大綱3点目、第2ひかり児童クラブの整備についてにお答えいたします。

初めに、この度の整備計画は「国の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」「千葉県放課後児童クラブガイドライン」「町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に照らし、どのように自己評価しているかでございますが、（仮称）光小学校第2児童クラブの開設計画にあたりまして、トイレ利用に移動が必要であるなど、現状の計画が国等をはじめとした各基準に照らして十分であるとは考えておりません。しかしながら、小学校施設を利用することで待機児童の早急な解消が見込まれますことから、安全に配慮するための施設整備工事を施し、校舎外の施設を使う形での開設計画となりました。

（仮称）光小学校第2児童クラブは、既存のひかり児童クラブと一体的な運用を予定しており、待機児童を解消しつつ、児童1人当たりの面積など、これまで以上の場の提供が可能になるものと考えております。

次に、タイムシェアに反対する訳ではない中で、不足する付帯設備については、増設すべきであったと思うが。しない理由は何かでございますが、現在発生している待機児童の早急な解消と将来的に利用児童の減少が見込まれることなどを踏まえ、トイレをはじめとした付帯設備にかかる財政負担等を鑑み、総合的に判断した結果、既存施設を活用したタイムシェア方式による児童クラブの開設を進めるものでございます。

なお、引続き今後の児童クラブの運用状況を確認しながら、都度、環境の改善に努めてまいります。

〔健康こども課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

〔福祉課長 平山昭彦君登壇〕

○福祉課長（平山昭彦君） 市原成一議員ご質問の大綱4点目、養護老人ホームの今後についてにお答えいたします。

初めに、現在の広域及び社会福祉法人の養護老人ホームの経営実態をどのように捉えてい

るかであります、町内に所在するいずれの養護老人ホームも入所者の減少により措置費が減収し、赤字経営が続いている状況にあると把握しております。令和7年7月に千葉県が実施した県内養護老人ホームとの意見交換会においても、養護老人ホーム事業では赤字経営が続き、他の事業からの繰入金があれば経営が成り立たないとの意見が寄せられております。

次に、入所措置権者において入所措置控えが生じていると考えているが、その原因を把握しているかであります、養護老人ホームの運営費となる措置費が地方交付税に組み込まれたことにより、自治体による措置控えが広がっていることが一因であると考えられます。また、県内の養護老人ホーム所在自治体からは、有料老人ホーム等の代替的な施設の増加や、在宅介護サービスの充実なども影響しているとの意見が出されております。さらに、各自治体では、他の福祉制度との適用関係を検討し、いずれの制度にも該当しない方を措置対応しているといった状況も要因の一つと考えられます。

次に、今後の施設経営改善に関して、高齢者福祉施策を推進する立場からどのような策が考えられるかであります、入所者の減少が施設経営に影響していることから、まずは養護老人ホーム入所に該当するケースが生じた場合、市町村が適切に入所措置を行うことが重要であると考えます。また、当町におきましては、入所措置人数の減少が続く中、社会福祉法人が運営する養護老人ホームの経営安定を図るため、維持管理費等の助成を実施しております。公益上の必要性を判断した上で、限られた財源の中で、町として可能な限りの支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、高齢者が増加する中で、今後の高齢者施設はどのようにあるべきと考えるかありますが、高齢化の進展に伴い、高齢者施設の需要は今後も高い水準で推移すると見込まれます。一方で、介護職員の人材不足は深刻化しており、その確保と育成が喫緊の課題であります。また、増大する社会保障費に対応するため、介護給付費等の自己負担割合の見直しが行われており、効率的な運営の重要性が一層高まっております。

今後の高齢者施設は、単に施設サービスを提供するだけでなく、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの中で、医療・介護ニーズを抱える方への対応や、在宅サービス利用者の支援など、地域生活を支える拠点としての役割が期待されます。また、都市部と町村部で高齢化の進展速度が異なるなど地域差があるため、各地域の実情に応じた柔軟なサービス提供体制の構築が重要であると考えております。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） それでは、とりあえず通告順で自席からの説明をさせていただきます。

今、丁寧なご答弁、本当にありがとうございました。自席から聞くことがないような答弁だったのでちょっと困っているところですが、まず自動運転モビリティなんですけど、先般の議会議員全員協議会で町長から謎の発言をいただきまして、あれはどういう意味なのかなって、大体の推測はつくんですけども、これ以上しつこくやめましょうというところは言うのを控えたほうがいいのかなんて思いました。このまま継続するよって言われればそれなりの質問をそろえてはきたんですけども、ただ一番心配なのは、どうしても進めなければいけないということになると、私一番の難問は、壇上からも申し上げましたけれども、許可を取らなければいけないというのがすごくハードル高いんじゃないかなというふうに思っています。私は、令和5年度の初期から、この道路まですよねって言っている人間なので、多分どこかで引っかかっちゃうのかなと思っていますが、その許可制度の内容って、課長、調べてみましたか。見ていないなら見ていないで結構なんですけれども、ちょっとその辺を。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 市原議員の許可制度についての内容について、手元に詳細な資料はございませんが、先日の議会議員全員協議会の資料、一番末尾、レベル4へのロードマップというものの中で概要のほうは示させていただいているところであります。ご指摘のとおり、ワーキンググループを何回も開催したりとかというハードルがあるというところは認識しております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） この間の資料の一番下のほうの右のほうに書いてあったので、多分調べてくれてあるなというふうには思っていました。

それと、町長、今これを迷っていらっしゃるのかなというふうに思うんですけども、この町と同じような状況にあって、はっきりともうやめまうと言ってやめている自治体もあるんです。やめたのってあんまり報道されないのご存じないかなと思うんですけども、私いろいろ調べるとやっぱり出てきます。補正でも1億5,000万、年度内中に落としましたとかやめましたとか、そういうのが出てきます。一番先にやめる理由としては、補助金採択が得られなかったということでございます。

私、そういうところからも一番最初にお約束したのは、補助金なくなったら本当にやめま

しょうということでありましたが、年度の途中でやめたときに違約金が発生したり利益が失われたことに、遺失利益の請求されたりするのが一番恐怖なんです。ですから、次年度の契約するときも、もししなければならぬ事態になっても、その辺はいつやめてもいいような契約体制にさせていただきたいというふうに思っています。

これは、ちなみに単年度契約だというふうに理解しています。でも、やり方がどうも継続費を設定してあるような、または債務負担行為を設定してあるような、3か年はやりますよってどんどん進んできて、額もどんどん増えてきてという現象起きていますので、費用対効果の面からもなるべくおやめになる方向で検討を重ねていただければありがたいです。町長、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この継続するか否かという部分につきましては、課の中で、また三役協議の中でも積極的な意見交換をしている中で、ただ個人的に私が思うのは、レベル4の実証実験にまで至らないということ自体にやはり今回の実験がうまくいっていないんだろなという思いがございます。

そうした中で、あと今年度、数か月あるわけでございますけれども、その中でレベル4による実験ができるかできないかというものが、これから来年度に向けて継続してこの事業をやっていくかどうか、実験事業をやっていくかどうかというものが大きな分水嶺になるというふうに考えております。きっとそういう発言の仕方をしてしていると、市原議員としても、何となく心の中を読み取っていただければありがたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） すみません、鈍感なもので、この間の発言どういう意図ですかという趣旨で聞いてしまったこと、本当に申し訳ございませんでした。多分、慎重に検討していただいて結果を近々導き出していただけるのかなと期待をしつつ、大綱1点目は終わりにさせていただきたいと思えます。

中学校部活動の地域移行なんですけれども、これ私、文科省ですとかスポーツ庁ですとか、文化庁だとか、そういうところの資料を集めながら、部活動指導員を置いたほうが先生方の負担がさらに減るんじゃないですかというふうに思ったので、外部指導員以上の部活動指導員を置きましょうよという提案をさせていただきました。

これ町の非常勤公務員扱いになりますので、何か事故があったときにもフォローしやすい

のかなというふうにも思っています。かといって、全面的な地域クラブの移行に足かせになってはいけないので、その辺は過渡期において活用したほうが便利なんじゃないですかというふうに思っているんですが、私メリットしか見えなかったんですが、現場を知っている先生方から見て、やはり何か課題が生まれちゃうんですかねというところをもし分かっていたら教えていただけますか。教育長がいいかな。課長、すみません、お願いします。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 部活動指導員については、私も香取市と東庄町が既に要綱設定しているというのは承知しております。その中で、平日も含めた中での要綱設定になっておりましたので、こちら優秀な人材を確かに確保するという観点からも有益かなとは思っております。横芝光町でそれが地域の実情に合うかどうか、こちらのほうについてはまた検討させていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 私、現場知らないままに言っていますので、今この場で今のところは制度化しないという考えであっても、必要とあればそんなに時間がかかる、手間がかかるものではないので、いい指導員が見つかって、こういう会計年度任用職員で任用したほうがいいなと思ったら、急ぎ要綱を作って対応していただければありがたいなと思います。

その結果は、今度社文課長にもお伺いしますけれども、もしかしたら非常勤公務員として、教育委員会の職員として動いたときに、鍵の管理っていつまでも顧問が出てこないと学校の体育施設の利用に支障があるのかどうか。今、社会体育の中で学校施設利用を許可するときには、シルバー人材かな、管理者を置いていますよね、あれをどのように使い分けしているのか。すみません、通告していなくて申し訳ないんですが、クラブ移行になってくると社会体育の色合いが濃くなってくると思うんです。そのときにどういう対応を今後しようかなって、何か考えがあれば教えてください。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、市原議員のご質問にお答えいたします。

今現在、学校施設の関係、学校開放等事業を行っております。これにつきましては、中学校についてはシルバー人材センターを置いて管理してもらっているという状況でございます。あとの学校につきましては、学校の先生を頼ったりということでもやらせてもらっているんで、今後この地域移行が進むに当たり、その辺も社会文化課のほうでも検討してまいりたいと考えております。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 私、さっき言った指導員を置くことによって鍵の管理もお任せできるのかなというふうに思っています。そこでまた顧問がわざわざ鍵を開けるために出てこなくていいというような効果も生まれるので、もう一度研究・検討を続けていただければありがたいと思っています。

それと、町長、すみません、部活動の支援で、さっき言いました平等と公平の観点で、準要保護・要保護の活動もやっぱりなるべく続けていただきたい。大勢の子供たちに参加して自分を磨いていただきたいという思いから検討をしていただけるとありがたいなと思っていますが、いかがなものでしょうか。これすぐにここの場でやりますって、検討しますって、出します出しません、そういう回答じゃなくて結構です。研究だけ。

指導者の報酬に関しては、首都圏の首長と都県の知事と政令指定都市の首長が国に要望を出しているようです。それで、こういうのが出てくれば、全体的な活動経費というのはなるべく援助されると思うんですが、個々の参加の機会を失わせるのは、町長も多分千曲市行って聞いていたと思うんですが、家庭の事情で参加できないのは切ないと、そういうことはさせたくないという、そういう言葉もあったので、ぜひとも検討を開始していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 確かに、そういう生まれながらにして経済的に困窮をしている家庭の子供たちについては、やはり政治家というか行政がその分を幾ばくかでも埋めてあげることによって、そういった子供たちの参加が促せるような状態というのは政治が考えるべき問題だというふうには認識はしておりますので、実際にそういう状況の家庭が生まれるものであれば、しっかりとそれについては対応できるような努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） それでは、実現に向けた前向きな検討ということでよろしく申し上げます。

次に、第2ひかり児童クラブの件なんですけれども、苦肉の策と言って本当に申し訳ない言い方だったなというふうに思っていますが、こういう計画をつくるまでもすごく労力を費やした計画なのかなって見た中で分かります。多分もうつくっている最中に、担当の職員さ

んや何かは、これ不便だよねって思いつつも、これしか今のところはないというふうに思って全員協議会の中で提示したのかなと、課長が説明してくれたのかなというふうに思っています。

教育長、本当申し訳ないんですが、通告していなくて、教育長、教育行政の経験もありますし、学校現場も知っているし、児童の心理もご存じだと思うので、こういう現象ってやはり前向きに改善していくべきだなというふうに思うのかどうかをお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 町としては、とにかくまず第一に、子供たちの待機児童を解消したいという思いの中でこのような計画になっていることと思います。子供たちの適切なよりよい環境づくりのためには様々これから工夫が必要だと思いますけれども、取りあえずはこのような形でスタートということになりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 今さら計画を直せとか刷新しろとか、そういうことは申し上げませんが、教育長、さっきおっしゃったようにいろんな場面のことを知っているの、間に入って学校ともう一度調整していただくことはできませんか。町長のこの公約、ご存じですよ。5つの方針、子育て支援のまちづくりというのがあるんです。それを公約に掲げた町長から任命を受けた教育長ですので、もう一度お骨折りをいただきたいです。それでも駄目であれば、なぜ駄目なのか。それももしかしたら予算措置で直るかもしれないですよ。その辺も聞きながら、もう一度折衝していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 子供たちによりよい環境ということですので、学校の先生方の考え方もございますけれども、その辺は間に立って折衝をしながらよりよい計画にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） ありがとうございます。今、両方、行政も知っていますし、現場も知っていますし、児童の心理も知っているという心強い方が折衝してくれるということなので、

1歩でも2歩でも前進をしていただければいいのかなと思っています。

ただ、私、何で付帯設備の投資をしないんですかって2番目に質問をしたんですけども、今あえてここで多額を投ずるとするのはちょっとよくないなと思ったんです。これから多分、光小は規模がもしかしたら拡大されるかもしれないし、白浜小がもう入ってきて建て替えの時期迎えたときにどうなるかというのもあるので、そのつなぎのためにもタイムシェアが一番よかったなって、私そういう評価をしているんです、この事業。ですから、不便さだけ解消していただければ一番いいので、その辺もよろしくお願いします。

次に、養護老人ホームの件なんですけれども、これ一般質問を出しておきながら大変申し訳ございません。今朝ほど、町長が、広い視野を持ってこの地域をどうすべきかというのを検討してくれているようですよという情報が入ってきました。まだまだ結論までは出てはいないのではないかなと思うので自席からの質問は控えさせていただきますが、引き続き目配りをお願いをしたいと思います。多分いろんな折衝も生まれてくるかもしれません。つなぎ役として町長にご協力をお願いするといたしまして、質問は控えさせていただきます。

長々お話をいたしました、時間もちょっと前でございますけれども、執行部の皆さんの丁寧な答弁に御礼を申し上げまして、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で市原成一議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（小倉弘業君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月3日と12月4日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、12月3日と12月4日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時01分)

1 2 月 定 例 会

(第 2 号)

令和7年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年12月5日(金曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	森	大地	君	2番	内	田	美穂	君
3番	霞	浩子	君	4番	市	原	成一	君
5番	印	東彦	治君	6番	小	倉	弘業	君
7番	森	川貴	恵君	8番	秋	鹿	幹夫	君
9番	宮	菌博	香君	10番	山	崎	義貞	君
12番	鈴	木輝	男君	14番	川	島	富士子	君
15番	鈴	木克	征君	16番	鈴	木	唯夫	君

欠席議員(1名)

13番 川島 仁 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	平山貴之君
総務課長	鈴木正広君	企画空港課長	加瀬淳一君
財政課長	郡司勇君	環境防災課長	平野和美君
税務課長	石田賢一君	住民課長	越川直樹君
産業課長	小川健二君	都市建設課長	林栄司君

未来づくり 課長	鵜澤 順一 君	福祉課長	平山 昭彦 君
健康こども 課長	佐久間 真一 君	食肉センター 所長	林 栄 君
東陽病院長 事務	吉田 潔 君	会計管理者	鵜田 須美子 君
教育長	小川 重之 君	教育課長	野村 浩光 君
社会文化課長	北田 勝也 君		

職務のため出席した者の職氏名

局 長	古 作 健 二	書 記	椎 名 悦 子
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。本日、川島仁議員から傷病のため欠席の届出が、鈴木唯夫議員から所用のため早退の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（小倉弘業君） 通告順に発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

〔8番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○8番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましておはようございます。議席番号8番、秋鹿幹夫です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

つい最近まで、ぽかぽかの小春日和が続いておりましたが、12月に入り、ぐっと寒さを感じる時期となりました。本年は、我が国の社会、経済、政治が大きく転換する1年となりました。

まず、大阪・関西万博がいのち輝く未来社会のデザインを掲げ、多様な先進技術と国際交流が交差する場として開幕し、国内外から高い評価を受けております。万博が示した未来像は、地域の成長戦略や観光、産業振興にも直結するものであり、開催を一過性のイベントで終わらせず、地域の人材育成や産業創出へと結びつける制度設計こそ、関連自治体では求められているところでございます。

一方、国際情勢では、アメリカのトランプ大統領による大幅な関税政策の強化が日本経済に深刻な影響を与えています。輸出産業を中心に、国内生産や雇用への懸念が広がり、地方

の中小企業においても、取引先の縮小やコスト上昇の形で影響が波及しつつあります。このような経済リスクに対応するため、地域産業基盤を守る支援制度の強化、さらにはサプライチェーンの強靱化を促す施策を、地方自治体として制度化することが求められています。

さらに、政治面では、高市早苗氏が日本初の女性首相に就任し、我が国の政治史に大きな転換点を刻みました。女性リーダーの誕生は象徴的な出来事ではありますが、一方で、高市政権が進める大幅な防衛力強化については、国際社会からも地域緊張を高めかねないとの指摘があり、世界平和の観点から慎重な検討が求められております。軍拡は抑止力強化の側面を持つ一方で、誤解や不信を生み、対話と外交努力の余地を狭める可能性が大きいものと懸念いたします。こういった動きこそ、地方自治体が平和の理念を堅持し、地域から国際協調と相互理解の価値を発信していく必要があるものと感じております。

過度な円安による物価高、また、物価高に対する一過性の対策で膨らむ将来へのツケ、日中関係の悪化など、問題は山積しておりますが、来年は少しでもこのような混乱が落ち着いて、安定への一步を踏み出せる年となりますことをお祈り申し上げ、質問に入らせていただきます。

さて、今回の質問は、大綱3点であります。1点目、循環型社会についてであります。昨今の世界情勢を鑑みれば、日本はエネルギー資源に乏しい島国であるという現実を改めて直視せざるを得ない状況であります。特に、電力・ガス料金の高騰や燃料価格の変動は、家計だけでなく、中小企業の経営にも深刻な影響を及ぼしております。先進自治体では、省エネ支援や再エネ導入補助の拡充など、脱炭素化に向けた取組を進めているところも出てきておりますが、国際エネルギー市場の波に大きく左右される日本の構造的脆弱性は、依然として変わっておりません。だからこそ、地域レベルでもエネルギーをどう確保し、どう賢く使うかという課題を真剣に考えていく必要があります。

次に、木質バイオマスエネルギーについては、極めて重要な意味を持っているものと考えます。国産の未利用材や間伐材を活用することで、海外依存度を下げ、エネルギー自給率向上に大きく寄与します。そして、森林の適正な管理を促し、土砂災害防止やCO₂吸収量の確保にもつながるなど、環境・防災面での効果も極めて大きいものであります。

続いて、ごみから財源を生み出すための取組に係る進捗については、本年6月議会での質問に続いての確認ですが、当然、財源だけでなく、循環型社会の形成の観点からも重要なものでありますので、併せて進捗をお伺いいたします。

続いて、大綱2点目、空港容量拡大に伴う問題で、通勤の抜け道に利用される道路整備で

ありますが、成田空港の年間離発着数も34万回へと拡大してきました。町でも、空港直結道路を要望して、新規県道の事業計画案が示されたところではありますが、既存の県道で特に旧道と呼ばれるような道路については、主要道路の抜け道となっており、通勤時間帯には勤務先へ急ぐ車両が行き交い、地元の生活道路を脅かしております。利便性の高い直結道路とも並行して、既存の道路の一部変更等による利便性の向上もご意見としていただいておりますので、町の認識をお伺いいたします。

次の旧横芝中学校跡地活用については、以前、雇用創出ゾーン、移住定住ゾーン、緑地・公園ゾーンに分けられた計画が提案された時期がございましたが、その後、空港の機能強化の計画が浮上し、一旦停止状態になったままでありますので、この大綱の中で進捗を確認いたします。更地部分の年間管理費と今後の活用方法についてお答えください。

最後、大綱3点目の有害鳥獣対策についても、昨年12月議会一般質問の進捗を確認するものですが、関係団体と総合的に検討するとされておりましたので、過去3年間のイノシシの捕獲数と鳥獣被害対策実施隊創設の進捗についてお伺いするものであります。

続いて、連日報道されている熊被害で昨今関心が寄せられているガバメントハンターであります。報道でも示されているとおり、通報から対策までの一元管理により、迅速な対応が可能となることはもとより、相互理解を深めることによって、連携がスムーズに図れることが一番の願いであると、町民の方からご要望をいただいております。現在は箱わなの免許を持っている職員がおられることは承知しておりますが、第一種狩猟免許保持者の育成も必要なものと考えますので、町の認識をお伺いするものであります。

以上、私の壇上からの質問といたします。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔8番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱1点目、循環型社会についてにお答えいたします。

初めに、木質バイオマスエネルギーの活用はにお答えいたします。

木質バイオマスエネルギーの活用は、木材を燃料とした発電や熱利用により化石燃料を代替し、CO₂排出の削減に貢献すると期待されています。森林から発生した間伐材や枝、製材工場から出る残材や建築廃材等をチップ化することにより、バイオマス発電の燃料として

活用することが期待できるほか、バイオマス暖房機の導入を行うことで、冬の電力使用の削減や灯油などの化石燃料の削減につなげ、地域資源の地産地消を行い、脱炭素化に貢献することが期待されます。

一方、木質バイオマス発電は、太陽光などの設備に比べ高額となるほか、燃料として大量に消費する木材の安定的な確保と収集運搬コストや、燃料のチップ化と貯蔵施設のコストなど課題もあります。

木質バイオマスエネルギーの活用は、地域資源を活用し脱炭素に貢献する可能性があることから、ゼロカーボンシティ実現のため他の選択肢も含め、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、ゴミから財源を生み出す為の取り組みに係る進捗はにお答えいたします。

当町における一般廃棄物の資源化につきましては、現在、山武郡市環境衛生組合においてごみの再資源化を行っており、その過程で発生する資源物については、同組合が専門業者へ売り払いを行っております。このため、現時点では廃食用油以外の町単独での資源物の収集及び売却をする事業は実施しておりません。

また、町独自の事業化を図る場合には、分別体制の見直しや保管・選別施設の整備、事務手続等の増加と職員体制の確保など、多岐にわたる課題が想定されることから、費用対効果を含め慎重に対応すべき事項であると考えております。なお、住民のごみ分別意識を高め、資源リサイクル等を推進することは、ゴミ処理費用の軽減にもつながる重要な取り組みであると認識しておりますので、引き続き調査研究してまいります。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 林 栄司君登壇〕

○都市建設課長（林 栄司君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱2点目、空港容量拡大に伴う問題についてのうち、通勤の抜け道に利用される道路整備をにお答えいたします。

主要地方道成田松尾線バイパス、通称はにわ道路は、成田空港へ向かう通勤や物流運搬車両が朝夕多く行き交い、混雑している状況であると認識しております。この混雑を避けた車両が、周辺の県道横芝山武線等へ迂回しているものと承知していますが、路線の一部に枝葉が張り出している箇所があります。

県道を管理している千葉県山武土木事務所に確認したところ、日常の道路パトロールで繁茂状況は認識しているものの、樹木が生えている箇所が民地であることから、土地所有者へ

伐採依頼通知を発出し、伐採をしていただいているとのことであります。また、混雑対策として、現在、千葉県では芝山町内を調査路線に位置づけ、交通混雑の緩和に向けた渋滞対策として、プローブデータを活用した交通分析を実施しております。なお、現在整備が進められている圏央道が令和8年度末に開通することや、11月28日の議会議員全員協議会にて、議員の皆様にご説明いたしました空港直結道路事業が進捗していけば、交通の混雑緩和に資するものと認識しております。

いずれにいたしても、成田空港の機能強化に伴い、人や物の移動が格段に増加することが見込まれますので、町としましては、千葉県と連携しながら道路事業を進めてまいります。

〔都市建設課長 林 栄司君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

〔財政課長 郡司 勇君登壇〕

○財政課長（郡司 勇君） 秋鹿幹夫議員からの大綱2点目、空港容量拡大に伴う問題についてのご質問のうち、旧横芝中学校跡地活用についてお答えします。

初めに、更地部分の年間管理費はについてであります。当該用地の維持管理については、町職員が年1回から2回の除草作業を行っております。作業には1回あたり4名の職員が4時間程度従事しており、人件費相当額として6万2,000円、また、乗用草刈機などの燃料代が1回あたり3,000円程度かかっておりますことから、年間管理費として、年1回当たりの作業では6万5,000円程度となります。

次に、今後の活用方針はについてであります。旧横芝中学校跡地活用構想における移住・定住ゾーンにつきましては、若者世代にとって魅力ある住宅地の形成を図ることを目指してまいりました。しかし、令和2年4月1日に当該地域が騒防法第1種区域に指定され、構想策定時とは取り巻く環境や状況が大きく変わったことを踏まえ、活用方法を再検討し、若者の移住・定住につながる施策を実施することとしております。

現在の状況についてですが、旧横芝中学校跡地の活用に先行して実施した旧横芝中学校プール跡地活用事業では、民間活力を導入した移住・子育て世帯住宅ヨコシバテラスが令和6年度に建設され、本年12月1日現在の入居率は100%となっております。これにより、若年層の転入需要が一定程度実証されたことから、旧横芝中学校跡地においても、若年層の移住定住を促進するための民間活力を活用した住宅整備について検討してまいります。

また、成田国際空港の更なる機能強化が進む中で、空港関連企業の就業者数が増加することが見込まれます。さらに、圏央道の開通や空港直結道路整備計画の進展により、首都圏や

成田国際空港へのアクセスは格段に向上する見込みです。

こうした状況を踏まえ、当町におきましても、横芝駅北側開発や横芝光インターチェンジ周辺の整備などの重点施策を推進しており、町の姿は大きく変化しつつあります。これらに対応する形で、成田国際空港で働く就業者の受け入れ先拠点としての機能の検討も進めてまいります。

今後の具体的な取り組みといたしましては、まずヨコシバテラスの入居実績と今後実施する入居者アンケートの結果を踏まえ、若年層の移住定住促進及び空港関連企業就業者の受け入れ拠点としての活用を検討いたします。そのため、住宅不動産事業者や成田国際空港に関連する企業などを対象に、広く意見やアイデアを募り、対話などを通じて事業の可能性を探るサウンディング型市場調査を実施し、問題や需要の把握に努め、民間活力を最大限に活用した魅力ある居住地の整備に向け、具体的な方策を検討し、活用方針を取りまとめてまいります。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

〔産業課長 小川健二君登壇〕

○産業課長（小川健二君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱3点目、有害鳥獣対策についてお答えいたします。

初めに、過去3年間のイノシシの捕獲数はでございますが、令和4年度は23頭、令和5年度は36頭、令和6年度は34頭、令和7年度は12月2日現在で23頭となっております。令和7年度は、現在まで捕獲頭数が少ない状況ではありますが、大総地区では依然として作物の被害などの情報が多くあります。猟友会と調整し、情報が寄せられた場所を重点的に、箱わな12基とくくり罠などを設置し対策をしております。

次に、鳥獣被害対策実施隊創設の進捗はでございますが、昨年の12月議会で秋鹿幹夫議員から提案があり、鳥獣被害対策実施隊につきまして、関係団体と総合的に検討する旨答弁いたしました。猟友会と実施隊の導入に関して、メリット・デメリットを含め協議を行い、近隣市町等の実施状況を踏まえて、引き続き協議していくこととしております。

有害鳥獣対策につきましては、猟友会の協力や有害獣電気柵補助金などで対策を講じるとともに、大総地区で実施した地域農業懇談会において、獣道箇所などの情報があり把握したところですので。今後も地域の声を伺いながら対応するとともに、鳥獣被害対策実施隊を含め効果的な対策を検討してまいります。

次に、ガバメントハンターの育成を考えてはどうかでございますが、ガバメントハンターとは、狩猟免許を持つ自治体職員のこと、有害鳥獣を捕獲したり、猟友会と連携し対策することと認識しております。

現在、当町職員の狩猟免許の所持者は、産業課2名、環境防災課2名の計4名がわな猟免許を所有しております。この4名につきましては、県等で行われる講習会などに参加し、知識やスキルアップを図ってまいります。

また、近年課題でもあります猟友会の高齢化や担い手不足解消についても、人員増員を図るため、町といたしましても、支援を有効かつ迅速に対策ができるよう連携し、有害鳥獣による被害を減らせるよう努めてまいります。

〔産業課長 小川健二君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ご答弁ありがとうございました。

通告順と言いたいところなんです、ちょっと有害鳥獣の対策についてから時間の都合上、始めさせていただきます。大綱3点目でございます。

過去3年間のイノシシも、若干ずつ増えてきているのかなというような印象でございます。その前に調査したところ、農作物の被害額なんかは令和4年度から比べると多くなってきているということ、今の答弁ではないんですが、被害額としては増額しております。

この対策実施隊のお話に入るんですけども、猟友会の方と協議して引き続き協議検討されるというお答えでありましたが、その後も、この昨年の12月議会で一般質問を行った後も、本年の2月17日に開かれました町議会と農業振興会との懇談会、こういった中でも、いいチャンスだと思ひまして、私も発言させていただきましたが、皆さんのお力を借りて、この対策実施隊を創設することに当たって、どのようにお考えですかという問いかけに対して皆様、農業者の方々は、否定的なご意見はございませんでした。

そういったところを鑑みましても、もっと早く迅速に進めていっていただきたいかなと思うんですけども、農業者の方々と一緒に協議されたという機会はあったんですか。お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

農業者の方との意見交換はしてございません。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） もう被害額を鑑みてもイノシシは待ってくれませんので、増殖力も高い繁殖力も高いですし、そういったところも鑑みながら、全体で協議をしていくという場を、できれば早くつくっていただきたいと。猟友会の方々のご了承がまずもって第一だと思いますけれども、そういったところも含めて、迅速に対応していただきたいと思います。

この猟友会の方々のご意見なんですけど、以前はそういう対策実施隊まで創設しなくてもいいんじゃないのという考え方も実際にはあったようですけれども、もう今は増え過ぎてしまって、自分たちの手だけでももう手が足りないというようなご意見も持っておられる方がいらっしゃるようですので、今この場を借りてお伝えしておきます。

イノシシが住宅街にも出現するような状況にもなっていますし、ついこの間、自分の車に当たってきたという方もいらっしゃいました。大総の方です。そういった事情も今お伝えしておきます。

こうやって地域の包囲網というのをつくって、全体で抑え込んでいくというやり方が一番実績が上がってきているというような、そういったデータもございますから、そういったところも参考にしたいと思います。

次にまいります。ガバメントハンターの育成ということでございますが、猟友会の高齢化なんかも伴い、自治体職員でもとるのは効果があるというようなご回答もありましたけれども、これ、私が今この質問を取り上げたのは、この第一種狩猟免許を、銃を撃てるという免許ですよ、を今持っていらっしゃるのは箱わなの免許だけだと思うので、役場の方が持っていらっしゃるのは、この銃を撃てるという免許を持っている人がいれば、撃てる地域とか、撃てない地域とか、そういう場所が、場所、場所があつたりとかしますんで、そういった連携がスムーズになる、相互理解が深まるという、そういうメリットがあるというご意見でございますから、今ちょっと人数のお話なんかもされていましたが、そういうふうに連携がとれるので、取ってもらいたいというようなご意見でありました。

その中で、資格自体はそんなに高い高額なものではないんですけれども、維持とか、銃を持つとか、そういったところでは、予算が結構絡んでくるということでありましたので、ちなみに指定管理鳥獣対策事業交付金とか、鳥獣被害防止総合対策交付金、これは農水省です。こういった交付金の活用というところまでは調査されているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

指定管理鳥獣対策事業交付金事業、こちらは都道府県が計画に基づき行う指定管理鳥獣、ニホンジカ、イノシシ、熊類の捕獲や被害対策等に対して国が支援するものでありまして、こちらは千葉県が交付を受けている事業でございまして、市町村に対しましては、交付されるものではないと認識しております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） もう1点は、鳥獣被害防止総合対策交付金、私の調査能力で見つけた程度のことなんですけれども、農水省であります。捕獲活動への日当払いや対策実施隊への支援などの文言も確認できましたので、こういったものもちょっと調査して、できるだけ迅速に対応していただければと思います。

猟友会の方々は本当に、報酬なんかを鑑みても、もう私の感覚ではほぼボランティアでやっているような受け取り方をしてしまうんですけれども、ほとんどそういう使命感といいましかね、でやられている方々に対して、やっぱり農家さんと指定、限定はできませんけれども、イノシシを見たら猟友会を呼べば駆除してくれるんだとか、そういうふうに簡単に思っでいらっしゃる方々とか、1匹捕ったら幾らもうかるんだとか、そういうようなお言葉をかけられてしまうようなことも実際にあるようです。

こういったところを鑑みても、やっぱり相互理解というのが必要だと思いますし、みんなが同じような目線で包囲網をつくるというところが、効果が上がるというところも踏まえて、進めていっていただきたいという思いなんですけれども、町長、今のところでお考えいかがですか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 確かに、昨今イノシシによる農作物またはゴルフ場なんかもひどい被害を受けている状況というのも、ちょっと目視している状況の中であるんですが、今全国的にこの熊被害の問題でいろいろあるわけでありましてけれども、おかげさまで千葉県には熊がないんじゃないかというようなお話もありますが、そういうイノシシによる被害が拡大しているというのは、正直言って認識がございまして。

そういう中で、今年の全国的な熊に対する対応は、やはりどうしても急にこういうふうになっちゃったというのもあって、非常に四苦八苦しているという状況もありますので、今秋鹿議員が心配なされていることについては、我々行政といたしましても、しっかり今後やっ

ていかなければならないと考えております。

ただ、まずその辺に対する緊迫感というのが、国や県においても、事イノシシについてはあまりないのかなというのが正直なところでございます。今、国は熊のことでもう必死になっている状況の中でありまして、しっかりその辺を情報をとりながら、進められるような注意喚起をしてまいればよいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ぜひ強力に進めていただきたいと思うんですけれども、意味合いが違いますが、熊被害があることにより、広がってしまっていることによって、そういった交付金が組まれているという状況もありますので、その交付金の要綱の中には熊被害もイノシシも両方入っていたりとかするんですね。

ですから、言葉がチャンスと言っているかどうか分からないんですけれども、今いい機会だとも思いますので、そういったところを活用してもらいたいというような考えであります。よろしく願いいたします。

では、大綱1点目に戻りまして、循環型社会のバイオマスエネルギーの活用でございますけれども、太陽光よりは高額になりますよと、課題もございますよと。ただ、太陽光すらあまり積極的には進めていないような方向性というのは、ほかの議員の皆様のご一般質問からも受け取れるところでありますから、そういったところで、この木質バイオマスエネルギーと、私がすごくいいと思うのは、やっぱりこのエネルギーを海外依存しているというところで、ほかで戦争があったりとか何かしますと、すごく影響が来ってしまう。こういったところをしっかりと進めることによって、本来の強い国というものになっていくんじゃないのかなと。防衛力強化とかばかりではなくて、というふうに思うんですね。

これらの交付金なんかもちよつと確認したんですけれども、やっぱり過疎地域に限定される交付金であったりとか、我々は使えないようなものでありました。少し調べていただきたいのが、経済産業省管轄のNEDOというところの、企業や個人へ補助していく交付金がありました。町では使えないのかもしれないんですけれども、例えば姉妹町の松田町もバイオマスをやられているのを町長もご存じかと思えます。ご存じないですか、バイオマスエネルギーから熱交換システムで、温浴施設のお湯を沸かす熱にしていच्छると。近隣では、富里市も市内のそういった木質バイオマスの再生する業者さん、企業さんと締結を組んでやられております。

木材の安定供給も大事ということをおっしゃっていましたが、ぱっと見ですが、航空写真、富里市と横芝光町を見ても、横芝光町のほうが山間部多いんじゃないのかなという感覚もするんですね。多いか同じぐらいか。

これ、やっぱり利点というのは、自治体の中にそういった企業があるということが利点なのかな。富里市も市内の中にありますし、松田町は熱交換システムを建設したんだと思うんですけども、当町にはちょっとそういったところがあるのかなというのは分からないんですけども、もしかしたらない可能性のほうが高いような気がします。ちょっと調べても山武とかしか出てこないような感じが受け取れますので、そういったところで、今の交付金を企業や個人さん、そういったものに協力していただける事業者さんにご提案差し上げて協定を結ぶという形もとれるかもしれないですし、町内の中でやることができなければ、ほかの市町なんかとこの交付金の連携をとりながら進めていくという形も考えられるんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 秋鹿幹夫議員のご質問にお答えします。

木質バイオマスエネルギーの活用につきましては、温浴施設だとか、そういったものに、薪ボイラーでしたりとか、そういうものを設置したりだとか、あと電力供給ということで、発電施設を設置するだとか、そういったものについては、やはり設置費用が数千万もしくは億単位の設置費用がかかるということで、なかなか一概に導入するというのが簡単にはできないのかなというところで、ただ、調べさせていただいた中では、やはり国の補助金であったりだとか、そういったものも活用しながら、また、民間企業と行政だとか、そういった連携をしながら、そういう木質バイオマスの活用のできるような仕組みを行っているような自治体もありますので、そういったものを調査研究させていただければと思います。

木質バイオマスにつきましては、やはり木材のまず森林からの切り出しをすることだとか、あと、切り出した木材を燃料に使えるような製造過程をするだとか、また、それを運搬するというような工程もありますし、なおかつ燃料になったものを有効活用するような仕組み、そういったものもありますので、そういった、うまく循環できるような、そういうシステムを構築しなければいけませんので、その辺も今後も調査研究をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 費用対効果の面でいいますと、少しインターネットとかで調べたぐらいの調査ですけれども、発電設備でいえば早くて10年から20年ぐらいで採算がとれるというところもあるみたいなので、そういったところも鑑みて調査していただきたい。

財源に関しては、例えば森林環境譲与税なども基金が、特に利用目的がない、利用目的がなくて残っている状態というところもあります。今1,800万、そんな多額ではないですけれども、残っていらっしゃる。本年、間伐とか何かされるんですよね。その間伐した、整備した木材は、まだ行き先が決まっていないという計画だそうです。ちょっと産業課に確認したんですけれども。

ですから、今回はこれ、まだ1回目の質問ですから、ここから調査していただきたいという思いがあるんですけれども、そういうふうに循環できるような形というのをやっぱりつくっていくべき、まずはチャレンジしていくべきなんじゃないのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ごみから財源を生み出すための取組ですね。今は山武環境衛生組合で再資源化している、当町は油のみですと。独自の事業化をするためには、設備と職員が必要で、当然ですよね。ということでありました。取組自体は重要と考えているので、引き続き調査研究してまいりますというようなお答えであったかと思います。

これ、例えば、9月議会で補正予算で組まれた、文句を言っているんじゃないんですからね。ごみ袋の無料交換券の発行事業約1,000万円ぐらいかかっています。仮にこの事業で、全世帯の、この事業というのは、ごみから財源を生み出す、そういう分別をしっかりとっていくという事業がもし確立された場合、当町で独自に。月1枚の可燃ごみが全世帯で、1枚どころじゃないと思うんです。削減できたとしたら、2年でこの1,000万円を取り返してしまうんです。月1枚削減できたとすると、年間12枚削減できますよね。今回、無料交換券というのは20枚頂いているわけであって、それ、2年だと24枚になりますよね、月1枚削減できたとすると。2年でこの事業と同じぐらいの効果が利かせられるということになってしまうんです。このごみ袋無料交換券に文句を言っているわけではないんですけれども。

ですから、何かをただ配布するという考え方ではなくて、この1,000万円の交付金のメニューというのはあるんでしょうけれども、それをもらったただ配布するという考え方だけではなくて、そこにまたレバレッジを利かせて、大きなものを生み出していくというような考え方というのはいかがですか、できないんですか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 何となく言っていることは理解できそうな気もしているんですけども、現実問題、例えば今度今新プラ法って、正式名はちょっと分かりませんが、そういうのが出て、小泉進次郎さんが環境大臣のときつくった法律なんですけれども、焼却炉にプラスチックを入れちゃ駄目だと。もうプラスチックは全部分別しろというような話があるんですが、これは確かにそれでリサイクルに回せばいいのかもしれませんが、それにまたコストがかかっちゃうのと、炉が温度が上がらなくなっちゃうんですよ、プラスチック入れないと。そうすると、また再生可能の発電量も減っちゃったりなんかするというと、もう相当上手にやらないといけないのかなという状況もあって、単純な話ではないということなんです。

現に、先ほど来のお話の中で、太陽光発電があまり積極的でないというお話もございましたけれども、現実今世界中でこの太陽光パネルの後の問題ですとか、ヨーロッパなんか特に太陽光発電やり過ぎちゃって電気を行く場所がなくなっちゃっているというところも聞き及んでおりますし、結局あの10年、15年して駄目になっちゃったやつは行き場所がなくなっちゃってどうするんだよと言って、また原発に移行しているというようなお話も聞いていますし、昨日ですか、トランプ大統領がEVをやめて、またガソリンエンジンのほうにするんだみたいなような法律をつくったという話も聞いていますし、なかなか技術がまだまだ確立されていないというのが、今エネルギーの事情の中にあるんじゃないのかなというふうに考えています。

現に、トヨタが今水素を一生懸命頑張っていますよね。あれがやっぱりできると、海水から水素をつくって、もう全然CO₂の発生がないんだというようなことも、何かあと7年後だとかってこの間テレビでやっていましたし、また、今太陽光パネルじゃなくて、フィルム。今、毎朝、積水化学というところがつくっていると言って今コマーシャルもやっていますし、あの辺の確立がしっかりできてくると、また違った意味でのエネルギー問題の解決方法ができるんじゃないかなと思っています。

現に、鴨川のメガソーラーの件につきましても、県が今一生懸命どうするんだか分かりませんが、大きな問題になっているというのもございますし、そういう状況も含めて、あまり拙速に私個人としても進めるべきではないのかなという思いもあって、積極的でないというお話も受けたんですが、そういう状況も含めて、これ、よく考えてこれは進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 何か途中から太陽光パネルの話にすり替えられてしまったような感じがするんですけども、このごみを分別するということ自体は、すごくいいことだと思いますので、それが意識啓発にもなりますし、財源にもなりますし、循環型の社会にもなります。ですから、ちょっとほかのところも言わなければならないので、環境省の循環型社会形成推進交付金というのがございまして、これ、連携する自治体とかで使わなきゃ、広域か何かで使わなきゃいけないみたいなので、それも山武環境衛生組合の中で活用できるものかなとは思いました。

そういった中で、もっともっと分別するという考え方もできると思います、今の分別方法ではなくて。前回も徳島県の上勝町のお話を基に質問しておりますから、そういったものも参考にさせていただいて、また調査研究を続けていただければと思います。

次が、空港容量拡大問題に伴う問題について。通勤の抜け道に利用される道路整備なんですけれども、プローブデータとおっしゃったと思うんですが、ちょっと聞き取れなかったんですけれども、こういったデータを参考に、芝山町のほうでは調査してきているということでありましたが、同じような調査を横芝側でもやるというような考え方はありますか、お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） 現在、プローブデータを活用した調査のほうにつきましては、芝山町町内で渋滞が発生しているということで、県の千葉県、今、成田土木事務所のほうでやっております。芝山町管轄が成田土木になりますので、そちらでやっております。

プローブデータというのは、カーナビとかのデータを買い取りまして、どこで曲がったり、どこで減速したりとかというものをデータを収集して、どういった対策が取れるかということをやっているものであります。11月で委託期間が終わるということでありましたので、今後、そのデータを基にどういった対策を取るか、県のほうでやっていくと思います。

ですので、その状況を踏まえた中で、今度横芝光町内でやるかどうかにつきましては、県のほうで対策をまた考えていくと思いますので、今後見守っていきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） やっぱり芝山近辺ですよ、集中して行ってしまうようなところは。山室のほうからも来ますし、山武市ですね。見守るとおっしゃっていましたが、できればそういったご要望も上げていただきながら、積極的に介入していけるような姿勢を行っ

ていただきたいかなと、これ、要望でございます。

実際に生活道路としてふだんから利用されている方々は、やっぱりこの通勤の時間帯になりますと、相当待ちが出たり、危ない思いをしたりとか、そういったところが現状でございますので、そういった問題が出ているということをしかりと受け止めていただきたいと思っております。

次にまいりまして、旧横芝中学校の跡地活用でございますが、更地部分の年間管理費を職員の人件費から換算して、金額にさせていただいたことは大変分かりやすかったです。ありがとうございます。

私、この若者の移住定住施策、そういった協議会とかでもいつも発言させていただいているんですけども、やっぱり社会資本整備総合交付金なんかを活用したPFI事業で、建設費なんかを抑えて、残りの分を民間企業から資金調達、そして活用して行って建設するというようなやり方をしていったらどうかというようなことをいつも申し上げております。形的には、この若者の移住政策、民間活力を活用した移住政策をしていくという計画自体は変わっていないというようには当然捉えられましたので、ただ、スピード感がすごく遅いと思うんですね。今まで何か別のアクションというのはされていたんでしょうか、こちらは。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） お答えさせていただきます。

令和2年度、3年度あたりから、庁内の班長職を対象とした土地活用検討委員会というものを設けております。その中で、今後どういうふうに活用していこうかということを検討しておりました。また、令和2年6月議会だったかと思うんですけども、そのときに移住定住ゾーンの活用方法、もともと住宅地を形成を目指すというものを改めて検討し直すということで、町長から方針のほうを議会で答弁させていただいているかと思っております。それを受けまして、ゼロベースではございませんが、若者移住定住に係る施策を考えるということで検討してまいりました。

また、その検討の中で、民間活力を活用した住宅地の整備というものが有効じゃないかという調査結果等もございまして、それに合わせて検討を進めているところでございます。その中で、令和5年度に横芝中学校プール跡地活用の事業の中で、横中跡地の事業に先行して、ちょっと小さいところで、お試しではございませんが、移住定住に係る施策というものを事業化しようということで、結果、ヨコシバテラスが出来上がったものと考えております。今現段階といたしましては、その結果を基に検討していきたいと考えているところでござい

す。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 検討に検討を重ねていたのかなというところでありますけれども、もう2029年にはC滑走路が建設されて、もうその近辺では空港の就業者数が4万人に向けてとかどうか分かりませんが、どんどん増えていって行くわけですね。そこに対して、どこに住むのかという受皿というのをしっかりつくっていかなければなりませんから、そこに今このPFI事業というのはチャンスだと私は思っています。

国もPFI導入可能性調査支援として、100%国費で賄うという補助金を今年度も創設していたようであります。ご存じないかも分かりませんが、こういった、まずその可能性調査というのをまずやることによって、しっかりとしたデータが出るかもしれませんし、やっぱりやってみる価値はあるんじゃないかなと思います。

これ、要件の中に、公有地における何らかの公共施設でも出ます。公営住宅、社会福祉施設、体育館、運動公園、上下水道一体の管理なんかもありますので、民間のノウハウを活用するためにも、こういったものを活用、実施してみてもどうかと。そこからスタートしていく、で受皿をしっかりと確立していただきたいという考えがありますけれども、町長のお考えをまず伺いたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当に民間活力を生かしてのPFI等々のやり方というのは、やっぱり理想的だというふうに考えております。しかしながら、民間ですと、もう介入するとなりますと、幾ら行政と一緒にやるといっても、ビジネスライクにどれだけ利益が上がるかということを考えていきますと、まず、成田市周辺からとか、空港に近いところ、成田に近いところ、そして、また成田と東京を結ぶラインのほうに行ってしまうというのが現状の中で、なかなかそれを民間活力をこっちに引き寄せるといことの難しさというのは、正直言って直面しているところがございますし、そういう状況の中で、なかなか先ほど財政課長も申し上げましたけれども、ヨコシバテラス、あれが成功か、失敗かというのは分かりませんが、失敗だとおっしゃる方もおられますけれどもね。一応100%の充足率の中で進めているものでございますので、そうした状況の中から、あれをいろいろと経験させてもらった中で、これから何をしていくかということも考えていきたいというふうに思っていますし、それにどうやって民間の活力を引っ張ってこられるかというところに大きなポイントがあるん

じゃないかなというふうに考えておりますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 交付金を投入してPFI事業を活用すれば、家賃も若干下げることができると思っていますし、当然採算がとれる時期も早いと考えますので、私、常日頃から思うのは、横芝光町は当然東京のベッドタウンにはならないんですけれども、成田のベッドタウンにはなるんじゃないかなというふうにも思っているんです。成田空港の中にはやっぱりいろんな給与形態、高級取りの方もいらっしゃいますけれども、いろんな給与形態の中で働いていらっしゃる、子会社、孫会社の方々なんかもたくさんいらっしゃいます。そういったところには、やっぱり若者が多いというふうにも感じます。ですから、成田のベッドタウンになれるような形を追求していただきたいと思います。

最後になりますが、2026年も目前となりました。新年も幸せ実感のまちへの確かな一歩を踏み出していただきますことをご祈念申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前10時58分)

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時08分)

◇ 森川貴恵君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

[7番議員 森川貴恵君登壇]

○7番（森川貴恵君） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号7番、森川貴恵が一般質問いたします。質問は大綱2点、多文化共生社会実現について、横芝光町誕生20周年記念に関してです。

最初に、多文化共生社会実現について4点質問します。

全国の自治体のうち13都道府県の計27市区町村は、今年1月時点で住民に占める外国人の割合が10%を超えており、全国平均は3.0%、全国の在留外国人は376万人で、前年比35万人増となり、過去最大の伸びということです。多様な文化的背景を持つ人々が相互理解を深め、共生を進めていく取組が一段と求められています。当町でも技能実習生や外国人労働者、そのご家族等を見かけることが多くなりました。

そこで、最初に（1）当町における外国人住民の実態についてお聞きします。

①として、国籍や人数、年齢層はどのようになっていますか。

②として、在留資格を持った大人の方々でお仕事をなさっている方や、それを支えながら家事、育児等なさっている方々の実態はどうですか。

そして、③大人たちと一緒に来日した子供たち、特に小中学生やその他の学生たちの実態について教えてください。

（2）に、現在当町にお住まいの外国人住民と、元から住まわれている地域住民との共生の上で、どのような課題があるのかについてお聞きします。日本人同士においても、ご近所トラブルは存在します。ましてや、生活習慣の違う外国からいらして、まだ日本の生活になじんでいないような場合は、日常生活の場面、交通ルールやマナー等、様々なことで双方で違和感を持つことがあると思います。

そこで、①日常の生活に関して、②労働面に関して、③学校生活に関しての3点に分けてお聞きします。

共生社会実現には幾つかの課題もあるとは思いますが、外国人と共生していくための基本は、お互いにルールを守ることが大切だと思います。

そこで、（3）共生社会実現に向けて町としてどのようなことを行っているのか、お尋ねします。また、今後どのようなサポートを行っていくのか教えてください。

①地域住民からはどのような要望が上がっていますか。また、現在の技能実習制度は国際貢献を目的に行われていましたが、2027年4月からは人材育成と確保を目的に、育成就労制度が施行されます。

②その育成就労制度への移行に伴う支援策を、町として考えていることがあれば教えてください。

③に、災害時、外国人をどのようにサポートしていくのかお聞きします。地震のない国、雪の降らない国、台風のない国等、様々な国からの方々は、対処の仕方や避難の場所や方

法が分からない等、災害時に直面する課題は多いと思います。

次に、大綱2番目、横芝光町誕生20周年記念についてお尋ねします。

平成18年3月27日、横芝町と光町の合併により、横芝光町が誕生しました。令和8年には誕生20周年を迎えます。当時の資料によりますと、合併の必要性は住民ニーズの多様化や少子高齢化、人口減少に対応するため、また、専門性の高い人材の確保や財政基盤の強化が期待されていること、人々の日常生活の広域化に伴い公共施設の適正配置が求められること、そして、厳しい財政事情に対処するため、行政運営の効率化を図り、少ない費用で大きな効果を得ることのできる財政基盤を確立する必要があるとなっています。

その必要性に応じて基本目標が5つ立てられています、(1)でその目標につきまして、具体的に説明願います。その目標を達成するために、新町建設計画の中で根幹となるべき事業がたくさん挙げられていますが、(2)その検証はどのようになされているのですか。検証は多岐にわたり、ここで一つ一つ取り上げることは難しいと思いますが、大きく見て、①目標はどの程度達成され、今後どのような町づくりを目指していくのか。②合併20年間で町民はどのような合併効果の恩恵を受けられたと考えられますか。③今後の住民サービス向上に向け、何を行っていくのかについて教えてください。

以上、私からの壇上での最初の質問といたします。ご答弁よろしく願いいたします。

[7番議員 森川貴恵君降壇]

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） 秋鹿議員のまねして、タブレットで答えさせていただきます。森川議員ご質問にお答えをさせていただきます。なお、私からは大綱2点目、横芝光町誕生20周年記念にお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては、担当課長から答弁させていただきますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

初めに、合併時に掲げた目標はどのようなものだったのかでございしますが、平成の大合併は、地方分権の推進、行財政改革、少子高齢化の進展といった社会情勢の変化に対応し、持続可能な地域社会を構築するために全国的に進められました。本町におきましても、合併協議会において、合併の必要性を深く議論して策定した新町建設計画の中で、「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」を新町の将来像に掲げ、「健康な笑顔が輝くまちづくり」、「豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくり」、「環境と調和した快適で

安全なまちづくり」、「地域特性を活かした産業のまちづくり」、「共に考えみんなが参加するまちづくり」の5つを基本目標といたしました。

次に、合併20年の検証はどのようになされているのかの、目標はどの程度達成され、今後どのような町づくりを目指していくのかについてでございますが、新町建設計画を引き継いだ第1次横芝光町総合計画以降、20年にわたり各種事業を進める中で、インフラの整備や住民サービスの充実、地域産業の振興など、合併時に掲げた目標に向け、着実に進捗しております。

また、本年度作成を進めている第3次横芝光町総合計画において、「人と自然と賑わいがつなぐ「幸せ実感」のまち横芝光」を町の将来像と位置付け、これまでの基本目標を引き継ぎつつも、新たな課題に対応するまちづくりを目指してまいるところでございます。

次に、合併20年間で町民はどのような合併効果の恩恵を受けたのかについてでございますが、合併により交付対象となる国の合併補助金や合併特例債、普通交付税の合併算定替えなどの有利な財源を得ることができました。それらを活用し、例を挙げますと、教育環境の整備では、横芝中学校や横芝小学校の改築、給食センターの統合などを進めてまいりました。道路交通につきましては、栗島橋、清長大橋の架橋と関連する道路整備、駅前広場整備や公共交通の充実を進め、町内外のアクセスが改善されました。また、他自治体に先駆けて取り組んできた子どもの医療費助成や学校給食費の無償化などにより、子育て世代を直接支援し、コンビニエンスストアでの収納や証明発行導入により、町民の皆様の利便性を向上させてまいりました。これらの成果から、合併は有意なものであったと考えております。

最後に、今後の住民サービス向上に向け何を行っていくのかにつきましては、第3次横芝光町基本構想に掲げたまちづくりの基本目標「郷土愛をはぐくみ、相互理解のもと、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち」、「豊かな自然と共生し、安全で安心して暮らせる住みやすいまち」、「地域の特性を活かし、産業活力と賑わいがあるまち」に向けて事業を推進することで、更なる住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、多文化共生社会の実現についてのうち、（1）当町における外国人住民の実態はの①国籍や人数、年齢層などと②働

く人々や在宅の大人の方々の実態はと、(2) 地域住民との共生の上でどのような課題があるかのうち①日常生活に関してと②労働面に関してと、(3) 共生社会実現に向けて町としてどのようなことを行っているかと、(4) 今後どのようなサポートを行っていくかのうち、①どのような要望が上がっているかと②育成就労制度への移行に伴う支援策は考えているのかにお答えいたします。

初めに、大綱1点目、多文化共生社会の実現についての(1) 当町における外国人住民の実態はの①国籍や人数、年齢層などについてであります。11月1日現在で23か国、計714人の外国人が住民登録しており、町の人口の約3%となっております。内訳として、ベトナムが163人、タイが114人、中国が113人であり、アジア圏の国が多い状況であります。年齢層につきましては、19歳までが64人、20歳から39歳までが366人、40歳から59歳が196人、60歳以上が88人となっております。

次に、②働く人々や在宅の大人の方々の実態はについてであります。出入国在留管理庁が日本に在留する外国人の活動範囲や期間などにより付与する各種の在留資格のうち、当町の在留資格別人口を見ますと、就労目的で在留が認められる在留資格を持つ人が208人です。このうち最も多いのが農林水産業、建設、運輸、介護など、14の分野で就労できる特定技能で95人、次いで専門性の求められる技術・人文知識・国際業務で80人で、いずれも男性が多くなっております。また、研修、技能実習制度による在留資格である技能実習が132人です。一方、身分に基づく在留資格である永住者は158人であり、このうち女性が127人となっております。

次に、地域住民との共生の上でどのような課題があるかの①日常生活に関してであります。町に対してもゴミの出し方、騒音などの苦情が寄せられることがあり、様々なメディアでもトラブルなどが報じられております。これらは言葉や文化の違いによる情報格差、制度への理解不足、生活習慣やルールの違い、意思疎通の難しさ、あるいは誤解や偏見といった心の壁などが日常生活における共生の上での課題であると捉えております。

次に、労働面に関してであります。令和4年度に実施した第3次男女共同参画計画策定にあたっての町内事業所へのアンケート調査の項目から、外国人の雇用を今後とも考えていないが36.7%、今後考えたいが35%と同程度であり、既に雇用しているが16.7%でした。外国人を雇用する上での課題について、在留資格や手続きの情報がわからないが20%、日本語教育や受入環境整備に不安があるが18.3%、採用時に翻訳・通訳支援が必要が11.7%でした。一方、働いている外国人にとっての課題については、当町で把握できているものはございま

せんが、言語の壁や労働条件、日本の制度への理解などの課題があると認識しております。

次に、(3) 共生社会実現に向けて町としてどのようなことを行っているかですが、町としましては、異文化理解と国際的視野を持った人材の育成に向けて各種講座を開催し、国際理解教育を推進するほか、国際交流事業として、JICA国際協力機構の協力をいただきながら、ベリーズ国との各種イベントを実施しております。

また、わかりやすい情報提供を進めるためやさしい日本語講座を開催し、日本語が少しわかる外国人とのコミュニケーションの円滑化を図り、町ホームページでもやさしい日本語での案内ページを公開しております。

次に、今後どのようなサポートを行っていくかの①どのような要望が上がっているかですが、具体的な要望は現在のところありませんが、外国人住民の増加に伴って、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の構築が求められていくことと考えます。

次に、②育成就労制度への移行に伴う支援策は考えているのかですが、育成就労制度とは、人手不足分野で外国人材を育成し、長期的に人材を確保するため、技能実習制度を発展的に解消し、特定技能資格者を増やす制度で、令和6年6月の出入国管理及び難民認定法等の改正法公布から3年以内に施行するとされております。

現時点では具体的な支援策はございませんが、育成就労制度への移行に伴って、外国人の増加と定住が見込まれることから、外国人が地域社会に適応できる仕組みづくりを進める必要があると考えており、今後の状況を見極めつつ適切な対応に努めてまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、多文化共生社会実現についてのうち、当町における外国人住民の実態はの小中学生やその他の学生たちの実態から小中学生に関することと、地域住民との共生の上でどのような課題があるかの学校生活に関してに
お答えいたします。

初めに、当町における外国人住民の実態はの小中学生やその他の学生たちの実態はでございますが、町教育委員会で把握している町内小中学校の外国籍児童生徒の状況は、令和7年11月1日現在、小学校では18名、中学校では9名、合計27名の児童生徒が在籍しております。

外国籍児童生徒の中には、日本語を話すことも聞き取ることも苦手で、また、学習に関する言葉の理解が難しい児童生徒もいることから、学習や生活の両面で保護者と学校が連携し、

実情に応じて取り組んでおります。

具体的には、日常の会話や授業の支援として、翻訳機ポケトークを活用しております。町内の学校には現在、日本語指導の県費加配教員はついておりませんが、教育課程を工夫して、特別支援学級の教員や教頭、教務主任等が日本語の指導・支援を行っているところでございます。特に小学校では、ひらがな、カタカナ、読みが苦手な児童が多く、個別に応じたトレーニングに取り組んでおります。また、中学校では、保護者と面談し、日本語で授業を受けることが難しい教科を校内教育支援センターで受けるよう勧めております。

次に、地域住民との共生の上でどのような課題があるかの学校生活に関してでございますが、現在、言語の理解が乏しく、学校行事等の内容が理解できていない保護者には、個別に学校が翻訳したお便りの作成や教員がわかりやすくゆっくり伝える等の対応を行っております。また、教員が他の保護者を交えて声をかけるなど、学校でのコミュニティを積極的につくることも心がけております。

しかしながら、学校生活において、外国籍の保護者と地域の保護者を効果的にどのように結び付けていくのが最良なのかが課題と考えております。町教育委員会といたしましては、外国籍の児童生徒には学びやすい環境を作ることが大切になりますことから、児童生徒個々の実情に応じ、一人ひとりに合った支援に努めてまいりたいと考えております。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、多文化共生社会実現についてのうち、今後どのようなサポートを行っていくかの災害時どのようにサポートしていくのかについてお答えいたします。

当町における外国人住民は近年増加しており、地域社会の一員として安心して生活できる環境整備は、重要な課題であると認識しております。災害時においても、言語や文化の違いにより、必要な情報や支援にアクセスしにくい状況が生じることから、多文化共生の視点を踏まえた防災体制の整備は、重要な取り組みであると考えております。

横芝光町地域防災計画においても、外国人に対する対策を位置づけておりますので、災害発生時に外国人住民が必要な情報を速やかに得られるよう、今後はやさしい日本語による避難情報等の発信やスマートフォン翻訳機能の活用を前提とした多言語化の工夫など、関係各課と連携を図りながら、多文化共生の観点を踏まえた防災体制の強化を図ってまいります。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 数まできちんと細かくお答えいただき、ありがとうございました。

それでは、1番のほうから再質問いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず1番、多文化共生社会実現についてのところで、小学生やその他の学生たちの実態についてですが、小中学生、その上の学生というのは、当町にはいるのでしょうか。その辺お分かりでしたら教えていただきたいのですが。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 森川議員ご質問の高校生などの外国人はいるのでしょうかというところでございますが、申し訳ありません、今時点では当町ではそちらの数、把握するすべがございませんので、人数としては分からないところなんです。先日、移住相談の中で、これから日本に来る高校生相当の年齢の方が、やはり日本語とかの能力がまだ難しいというようなところの中で、今後の進学をどうしていこうかというところが課題であるというようなことを聞き及んでいるところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

それでは、小中学生について、さらにお聞きしたいと思います。まず、ちょっと困っている留学生ではないですが、外国籍の方で、小中学生に日本人も適用されるような要保護や準要保護の制度等、そういう制度はあって、そういう制度を受けている児童生徒はいるのでしょうか、教えてください。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 児童生徒本人、両親ともに外国籍の要保護である世帯が1世帯ございます。次に、児童生徒は日本国籍、母親が外国籍のひとり親家庭の準要保護世帯が1世帯おります。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

そういう準要保護・要保護等の制度も受けられるということ、理解でよろしいでしょうか。いろんな国からやってくる子供たちとか、児童生徒いると思います。先ほどベトナム、タイ、

中国等あって、何かイスラム圏はないのかなとちょっと心配なことがありまして、例えばイスラム教とか、そういう宗教上食べられないものとか、ヒンドゥー教だと牛が駄目とか、ハラール料理ではないと駄目とか、そういう生徒がいて、実際給食の上で困っていることはないのかなという心配がございますが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） まず、要保護・準要保護の関係は、森川議員おっしゃるとおりでございます。

続きまして、学校給食における宗教上の理由が食べられない食材等の児童生徒に関しましては、対応給食の提供、給食の停止を求められたことは、今現在ございません。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） よかったです。やはり郷に入れば郷に従えという形で、日本に入ったら日本のルールを学ぶのも勉強の一つかなと思いますので、今のところないということではよかったと思います。

あと、授業面で体を触れ合ってはいけないので柔道はしませんとか、そういうところは今までありませんでしたか。いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 把握している段階では、そのようなお声は聞いておりません。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） それでは、当町においては、小中学生もやはりなじんでいこうと努力して、今までのところ円滑に進んでいるという理解でよろしいですね。ありがとうございます。

それでは次、3番の共生社会実現に向けて、町としてどのようなことを行っているかの項目で、異文化理解、それから国際交流、主にベリーズ国とということでしたが、ここで防災行政無線のほうで、やさしい日本語講座、何度か聞きました。ただ、お誘いをしているのは防災行政無線の上で、日本語で言ってもどのくらい日本語の理解が難しい方の場面に、必要な方に届いているのかなという不安があったのですが、日本語で呼びかけて、どのくらい周知されて、どのくらい人が集まるのかなというのが不安なんです、実際のところどのくらい数が集まったのか、効果はどのくらいあるのか教えてください。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 防災無線でご案内しておりましたやさしい日本語講座、先週の日曜日に実施したところでございます。定員20名のところ、18名集まっていただきました。町のオファーへの申込みのほうは少なかったところではありますが、やはり外国人のサポートをされている方などがいろいろお声掛けいただきまして、約半数近くが外国の方が来られたところでございます。

その日本語のレベルもまちまちであったところではありますが、各テーブルに日本人が入るなどの形をとって進めていったところではあります。その中で、実習としまして、町で出しているチラシ、これをやさしい日本語で書き直してみましようというのがございました。その中で感じた効果ではありますが、日本人だけだとやさしい日本語ということで教わった内容で書き直そうとするんですが、それを同席している外国の方にこういう表現で分かるのでしょうかというふうに問うことで、よりよい形のものをつくられたというようなものがあつたというふうに考えております。

こちらのほうを普及させていくというところは、なかなかハードルが高いところではあります。そういった形でまさしく共生という形で、いろんな形をつくっていければと思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 日本語がよく分からない方に日本語で呼びかけても集まらないのかなとちょっと不安だったところ、18名集まったということは、かなりの効果だったのかなと思います。ありがとうございました。

国際交流の場面に関して、ベリーズ国との交流なんです。当町で一番多いベトナムやタイ、それから中国等の交流というのは、町としてバックアップしていかないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 全ての国々に対して網羅するというのは、なかなか厳しいところではございます。ただ、今現在一番多いベトナムの方に対しましては、過去にみんなでシンチャオというイベントを町民会館で開催いたしまして、こちらのほうには横芝工業団地に立地している朝日森運輸に来ているベトナム人の方をお招きして、いろいろな交流を図つたという実績はございます。こういった形でいろいろな機会を見つけて、交流のほうを

図っていければと思います。

また、町のみならず、いろいろな団体、いろいろな立場の方々で、それぞれ交流のほうが進められればというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 当町の駅の真ん前の交差点のところにベトナム料理のレストランですか、食料品が売っているところがあって、たくさんの方が結構お店にいらしているので、ベトナムの方は多いのかなと思っていましたが、やはりそんな感じで、これからも多くの国の方と交流、それから特にベトナムの方はこれからも増えるのではないかと、そう期待されますので、交流を多く持っていただきたいところです。町のほうのサポートもよろしく願いいたします。

そういう今いらっしゃる外国の方からの要望は上がっているかという、特にないというお話でしたが、要望を上げるようなアンケートみたいなのをとったことはないのでしょうか。それから、ないのでしたら、そのような必要性はあるのか、ないのか、お尋ねします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 外国の方々からのアンケートを吸い上げるようなアンケートを実施したことがあるか、また今後の見込み、見通しということですが、現在まで外国人の方々に対してのアンケートというのは実施したことはございません。やはりいろいろな言語とかということがございますので、実施方法については工夫が必要かと思います。その中で、今現在、町内で外国人の労働者を受け入れている事業者のほうにつきましては、少しずつ把握が進んできているところでございますので、そういったところを通じて、確認するなどの方法が考えられるのではないかとというふうに思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

全体を通して、外国の方との交流じゃないですが、受入れ、まだ大きな問題点も当町ではないという理解をしたいと思いますが、ただ一つだけちょっと心配なところがありまして、ごみ置場のところを行くと、持って行ってくださらないごみはそのままぽんと置いてあって、よくそこに紙が貼ってあるんですね。それで、紙が貼ってあって、こういう理由で持っていきませんよということが置いてあるのですが、どうも見ていると、その上に英語で缶と何と

かは分けましようみたいな表示が書いてあったんですが、英語でそういう表示があつて、ご理解いただける外国人と、そうではない外国人の方もいらっしゃると思いますが、ごみのところがやはりトラブルが起きやすいのじゃないかなと。英語で書いた貼り紙を見るんですが、英語で理解してもらえない方にそういう貼り紙みたいのを町で用意していただけないかなと、多言語、それこそベトナムやタイ語、思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 森川議員のご質問にお答えします。

ごみ出しの問題としましては、やはりルールが理解できなくて、分別されないでごみを出すというような外国の方もいらっしゃると思います。ただ、どの方が出したかが特定できれば、その方に理解できるようなご説明、言語とか、あとご説明の方法というのがとれるんですが、出した方が特定できないとなると、なかなかどういった表現で表すかというところも難しい部分がありますので、その辺は勉強したいと思います。

環境衛生組合では、幾つかの言語のそういった説明の資料もつくっておりますので、そういったものも活用しながら対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 今、環境防災課のほうから多言語化への対応についての答弁もあったところではございますが、やはり今住んでいる外国の方々の日本語の能力を少しでも上げるというのも大きなポイントではないかと思えます。そういった中で、民間の方のボランティアの中で、町内の介護施設に勤めているベトナムの方が、町内のほかの事業者のベトナムの若い人たちに日本語の教育をするというような場も生じてきております。

そういった方々の草の根的な日本語教育というのが今後広がっていくのに対して、町としてもいろいろ情報を得ながら、推進していければと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） やはりベトナムの方の協力、もともと住んでいらした、もうほぼ日本になじんでいらっしゃる海外からの方の力にも頼る必要があるのかなと。よろしくお願ひしたいと思います。これからやはり少子高齢化によって、多くの外国人労働者に頼るという場面もあると思います。やっぱりそういう社会では、相互理解と相互尊重の意思疎通を図る努力が、お互いに努力が必要だと思えます。私たちも偏見とか、差別とか、そういうことをな

くして、今のところ町では進めてくださっているようですので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは2番、横芝光町誕生20周年記念の件について、再質問いたしたいと思います。

まず、新町建設計画ですが、先ほどの議会議員全員協議会のときに、5年間先送りとか、延長されるということでした。中の項目を見てみますと、先ほど町長にお答えいただいた5つの目標で、それを目標達成するために、その項目ごとに主な事業、こういう事業をすると目標が達成されるという形で、主な事業が上がっています。数えましたら、全て根幹となるべき事業が挙げられていて、健康な笑顔が輝くまちづくりでは50項目、豊かな心を育む教育・文化のかおるまちづくりでは32項目、環境と調和した快適で安全なまちづくりでは35項目、地域特性を生かした産業のまちづくりでは24項目、共に考えみんなが参加するまちづくりでは22項目の合計163項目でした。

この項目が一つ一つ達成されていけば、新町建設は成功だというふうな考えを受けるのですが、私は、項目がはっきりしていますので。ただ、この項目がはっきりしている場面、目に見えるものと目に見えないものとあるんです。

例えば、前回一般質問でお聞きしました乾草沼、海老川沼の整備保全とかいうのも項目になっていました。それから、外国人指導助手の活用とかもなっていました。学校給食センターの建設、上がっていました。これはもう全て終わったのは丸とか、まだやっている途中なのは三角とか、そういう感じで検証していけばいいのかなと思ったんですが、年数は5年間アップロードされたんですが、項目の見直しというのはされないのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 新町建設計画の項目の見直しということでございました。こちら、新町建設計画のほうは、合併する時点で新しい町の方向性ということで作成されたものでございます。町長の答弁の中でもお答えいたしました。この計画を引き継いで、総合計画のほうで策定されております。その総合計画も、今回で第3次を迎えるところです。その中で、事業のほうは整理されてきているものというふうに理解しております。

また、こちらの新町建設計画のほう、これまで、今回で2回目の見直しとなりますが、いずれもその期間を延長するものと、財政推計をアップデートするものということになっておりますので、あくまでもその検証というところは、総合計画の中ということでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 目に見える形で、せっかく項目の前に四角がついていて、これできました、できませんと目に見えて成果が分かるというか、私は何かこう目に見えるものだと、ああ、これだけやったんだな、じゃ、あとはこれだけ頑張ればいいやみたいな感じでいけたら、何かそういう考えで、ちょっと小中学生的なんですけど、達成カードに丸がついていくとうれしい、うれしくなって、やったなってやった感があるんですが、これもそういう感じだといいなとちょっと思ったもので、今質問いたしました。

せっかくの機会ですので、この場で、この中に挙がっていた目に見えやすいものについて二、三質問したいのですが、例えば、道路とかは非常に分かりやすく、都市計画道路の整備促進の項目で、3・5・2号坂田北清水線、それから3・5・4号横芝海のこどもの国線、3・5・1号光国道126号線、3・5・3号橋場宮内線、3・5・6号橋場鶴巻線、3・6・6号の野々合原田線とか、目に見えるものの道路についての進捗状況というのは、大ざっぱで結構です。いかがでしょうか。どのくらい進んでおりますでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） 森川貴恵議員のご質問にお答えします。

都市計画道路につきましては、整備が進んでいるもの等がございます。坂田池線につきましては、こちらの名称につきましては、都市計画道路のほうを平成28年に見直しを行っていて、新町建設計画のときとちょっと名称も変わっているものもございますので、現在、都市計画道路としては13路線ございます。そのうち、町が実施しているものにつきましては、5路線となっております。その中で、坂田北清水線、こちらにつきましては、県がやっておりますが、こちらについては大総新道まで、国道から大総新道までのところを県が整備して、そちらのほうは終わっております。その下、2・10号線として、今現在、町のほうで整備のほうを進めているところでございます。

横芝海のこどもの国線、こちらについては、今新しい県道のほうが整備されまして、そちらのほうが県のほうの事業で整備が完了しているところでございます。国道126号線、こちらにつきましては、今現在、整備のほうは遅れておりますが、大体13%ほどの整備率となっております。

続きまして、橋場宮内線、こちらにつきましては、進捗率がまだ現在事業中でありまして、45%ぐらいとなっております。橋場鶴巻線につきましては、こちらのほう、いろいろな道路事業をやっております、こちらのほうはまだ着手がされていない状況となっております。野々合原田線につきましては、こちらのほうは整備のほうはほぼ完了して、92%の進捗率と

なっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。手つかずのところも、何か1個だけ残念でしたけれども、ほぼ進んでいるということで、ありがとうございます。大分進んでいるということが今みたいに目に見えればうれしいじゃなくて、次回もっと頑張れるなという気が湧くので、目に見えたらいいなと思います。

もう一つだけ。あと、効率的で効果的な行政運営のための職員の計画的な定員管理の推進という項目もございました。その中で、先日、平成18年度と令和7年度の職員数を調べていただいた資料を頂きました。委員会のときに宮菌議員が質問なされたんですが、それを見ますと、何か人数はかえって増えているというか、全体的に31名ほど増えている感じでした。町の人口は減っていつているのに、職員はあまり変わらないということで、これで定員管理の推進は進んでいるのかなと、ちょっとそちらのほうの進捗状況も伺いたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） お答えいたします。

今の31名増えているというこの資料でございますが、こちらは会計年度任用職員も含めての数で31人増えているということでございまして、この会計年度任用職員につきましては、小学校、中学校で雇っております特別支援の支援員の先生方とか、英語教師、こういう方も含まれての会計年度任用職員でございます。職員数で申し上げますと、病院含めて平成18年は338人、令和7年は331人で、マイナスの7人、7人の減少です。また、東陽病院を除きますと、18年度は251人、令和7年度は223人で、28人の職員は減少でございます。

こちらで、先ほど増えているのではないかと、時代に即していないのではないかとというようなご質問であったと思います。当初、この20年の間に、成田空港の更なる機能強化ということで、こちらをチャンスと捉えておったというところと、今現在もそのようなところでございますが、また、この間、駅の北側の開発だとか、デジタルの推進、子育て世代への施策の拡充、マイナンバーカードの関連施策など、業務量の増加もございました。これに見合うような職員の配置ということも考えますので、その見合うような配置人数というふうにさせていただいているところでございます。

以上でございます。お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君）　そういう行政改革の部分で、いろいろITを入れた関係で、人員が削減されるということではなかったのか、何かちょっと腑に落ちませんが、でも、やるべきこともいろいろ増えてきたので、この数字は仕方がないといえば仕方がないのかなというふう
に理解いたします。

合併して20年ですが、合併特例債やそれこそ空港からの周辺対策交付金等、財政的に結構恵まれている時期だったと思いますが、それで、実際にはいろんな施設とか、統合とか、そういうのが進んだようにはあまり目に見えてきませんが、行政改革等が十分に進められたとお考えなのか、町長にちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小倉弘業君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　今総務課長から答弁があったように、確かに目に見えて統廃合については、学校施設等、人口減少、子供の減少なんかによって、そういう状況についてはやっていますし、ただ、私も合併当初の初代の町長を任された中で、一番最初にやったのはやはり行政センターの廃止を決断したことの経済効果というのは非常に大きかったものだというふうに考えておりますし、今後もこの各施設の旧町時代に1つずつあったような施設もございますし、それを今後どうやって、時間をかけてやっていく。すぐ今あるものを壊して1つにするというのではなくて、やはり地域住民の皆さんに今まで慣れ親しんでいたものを簡単に壊すのではなくて、時間をかけながらそれをしっかりやっていくという認識の基で進めておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君）　森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君）　最後に、町長にもう一度お伺いします。

未来づくりを進めていくためには、やっぱり過去を検証して、できたこと、できなかったこと、それじゃできなかったんだから、こういうふうに今後やっていくというふうに、政策の優先順位とか、方針を明確にしていくことが必要でないかと思います。もうあと残された5年で、今こそ町長が先頭に立って、本気で町の未来に向き合うべきだと思いますが、やはり町長としてどのような姿勢で取り組んでいくのか、今までの反省、それから今後についての対応をもう一度お聞かせください。

○議長（小倉弘業君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　先に反省と言われましても、ちょっとなかなかここですぐ言葉が出てこないのは申し訳ないんですが、いろいろと反省しなきゃならない部分というのは、皆さん、

お気づきのところもあろうかと思いますが、それについては真摯に受け止めながら頑張っていきたいと思いますが、ともかくこの横芝光町の発展のための未来にどうやって向かっていくかということについては、昨年10月に皆様のご理解の下つくらせていただきました未来づくり課を中心に、今大きなプロジェクトに取り組んでいるところでございます。

なかなか思うように進んでいない部分もございますけれども、しっかりと一步一步足を踏み固めながら、未来に向かって横芝光町の発展のため、そして、横芝光町民の幸せのために、これからも頑張っていきたいと思いますので、皆様方のさらなるご理解とご協力をよろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） やはり町長が一生懸命にお仕事をなされば、それこそ働いて働いて5回ぐらい繰り返していただければ、町民や議員もそれについていくと思います。これからも真摯に町の未来と向き合って、健康にご留意されてやっていかればいいかなと思います。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小倉弘業君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時07分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◇ 内 田 美 穂 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

内田美穂議員。

〔2番議員 内田美穂君登壇〕

○2番（内田美穂君） 議長のお許しを得ましたので、私、内田美穂が一般質問させていただきます。

さて、今日、学校では、不登校、いじめ、外国籍の子供、発達障害など、様々な課題が生

じています。いろいろな理由で学校生活に困難を感じている子にとって学びやすい学校は、全ての子にとっても学びやすい学校となるので、誰もが安心して過ごせる学校づくりは重要な課題です。

そこで、大綱1点目、誰もが安心して過ごせる学校づくりについてですが、子供が安心して学校生活を送るためには、教員が幸せに働ける環境が重要だと考えます。

そこで、(1) 教員の働き方改革についてお伺いします。

①教員の働き方改革の目的を教えてください。

②その目的を達成するために当町では具体的にどのような取り組みをされていますでしょうか。

③そこから見える課題を教えてください。

次に、(2) 学校内外での居場所づくりについてですが、国は、不登校児童生徒数の増加を受け、教育機会確保法において、休養することの重要性を認めたり、心プラン等で校内サポートルームや学びの多様化学校の設置を促したり、学校外の居場所との連携を推奨するなど、子供たちが安心して過ごせる場を選択できるよう、多様な居場所を増やす施策を打ち出しています。

そこで、①広域での「学びの多様化学校設置」に対する町の考えはについてですが、令和5年の12月定例議会で、私が学びの多様化学校の設置についてお伺いしたところ、町単独での設置については現時点では難しいとのご答弁をいただいております。ですが、横芝光町を含む山武郡市では、既に教育支援センターを広域で運営しており、一定の協働体制があると思います。その既存の仕組みを生かして、または新たに周辺市町で協力して、広域での学びの多様化学校設置を検討していくことは考えられないでしょうか。

②教室に入ることができない児童生徒の居場所の充実についてですが、令和7年の3月定例議会で川島富士子議員から校内サポートルーム設置に関する質問がされ、そのときの答弁で、中学校には設置されているが、小学校には設置されていないこと、今後教室に入ることができない児童生徒の居場所の確保について、引き続き工夫しながら環境の整備に努めるとのご答弁がございました。その後、どのような工夫と環境整備がなされたのか、お伺いします。

次に、大綱2点目、子供の権利が守られるまちづくりについてですが、これまで子供関連法は、大人が子供を守り支援するという発想が中心でしたが、こども基本法では、子供を権利の主体として位置づけ、子供の意見を尊重し、その意見をまちづくりに反映させることを

重視しております。

そこで、（１）こども基本法のこの理念の転換を、町の総合計画や子育て支援事業計画などにどのように反映させているのか伺います。

（２）こども基本法の施行に伴い、幾つかの自治体で子供の権利条例を制定する動きがございます。このような条例を制定する考えはあるのか、町の考えを教えてください。

（３）子供を権利の主体とした理念を町の施策に具体的に落とし込むためには、こども計画の策定が必要ではないかと考えますが、当町において、こども計画を策定する考えがあるか伺います。

大綱３点目、誰もが安心して子育てできる社会づくりについてですが、匝瑳市の民間の病児保育施設から横芝光町の利用者が増え、10月においては、横芝光町の利用者数が匝瑳市の利用者数を超えてしまっているという声が届いています。これは町内においても、病児保育へのニーズが一定数あることの現れだと思いますが、（１）町内の病児保育の利用実態とニーズについて、町としてどのように把握されているのか、現状の把握状況をお伺います。

以上、壇上からの私の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

〔２番議員 内田美穂君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 小川重之君登壇〕

○教育長（小川重之君） 内田美穂議員のご質問にお答えします。なお、私からは、大綱１点目、誰もが安心して過ごせる学校づくりについてのうち、教員の働き方改革についてにお答えし、その他の質問については、担当課長から答弁させますのでよろしくお願いいたします。

初めに、教員の働き方改革の目的は何かでございますが、千葉県教育委員会が平成30年9月に策定し、令和6年3月に一部改訂いたしました学校における働き方改革推進プランでは、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにしております。

学校における働き方改革の実現により、教職員一人ひとりが心身共に健康で心にゆとりを持ち、公私ともに充実した時間を過ごすことで、自身の人間性や創造性を磨き、授業やその準備に集中できる時間及び自らの専門性を高めるための研修の時間を確保することができます。その結果、質の高い教育の実現や子供たちの成長に真に必要な効果的な教育活動を持続的に行うことが可能となり、子供たちの成長に良い影響となって還元されます。

次に、その目的を達成するために具体的にどのような取り組みをしているかでございますが、学校における働き方改革を進めるに当たり、これまで学校が果たしてきた役割も十分踏まえつつ、教職員が心身の健康を損なうことのないよう、業務の質的転換及び量的削減・精選を図り、授業やその準備に集中できる時間、自らの専門性を高めるための研修の時間を確保できる勤務環境を整備することが必要となります。

そこで、各学校が実態に応じて、限られた時間の中で、子供たちと向き合うための時間を確保するとともに、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、教員の働き方改革に向け、町教育委員会としての方針や具体的方策を盛り込んだ、学校における働き方改革プランを令和3年4月1日に策定し、毎年度、改訂を行ってまいりました。

具体的な取組といたしましては、業務改善の推進、部活動の負担軽減、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制、学校を支援する人材の確保の4つに分類されます。業務改善の推進では、校務支援システムや留守番電話を導入し、教職員の業務の負担軽減につなげております。

部活動の負担軽減では、部活動ガイドラインの策定により、部活動実施時間を平日2時間、休日3時間程度と設定し、平日と休日にそれぞれ1日以上部活動休養日を設けるとともに、休日部活動の地域展開を推進しております。

勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制では、勤怠管理システムを導入し、客観的な勤務時間の把握に努め、勤務時間を可視化することで、ワークライフバランスを意識するようにしております。

学校を支援する人材の確保では、町雇用の職員として、特別支援教育支援員やICT支援員、日本人英語補助講師、数学専科講師などを配置し、教員のサポートに努めております。

次に、そこから見える課題はでございますが、年々、教職員の時間外在校等時間の平均時間は減少傾向にあるものの、長時間勤務をしている実態もあります。抱える業務量の多さから、休日出勤や休憩時間を取得することも難しい教職員も見られており、多忙感を感じている教職員も多く、心身の負担増加や子供と向き合う時間の減少はもとより、教育活動の質の低下や教員としての職業の魅力の低下など、様々な課題の蓄積が懸念されております。

町教育委員会といたしましては、子供たちの成長に真に必要な効果的な教育活動を持続的に行うことができ、教育の更なる充実と発展のため、引き続き学校における働き方改革に取り組んでまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 小川重之君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 内田美穂議員ご質問の大綱1点目、誰もが安心して過ごせる学校づくりについてのうち、学校内外での居場所づくりについてにお答えいたします。

初めに、広域での学びの多様化学校設置に対する町の考えはでございますが、平成28年12月に成立した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律では、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校、いわゆる学びの多様化学校の整備等が求められています。

また、国では、令和5年3月に策定された、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプラン及び令和5年6月に策定されました第4期教育振興基本計画に基づき、令和9年度までに全ての都道府県及び政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含めて全国300校の設置を目指しております。

広域での設置についてでございますが、通学にあたり他自治体や学校との十分な協議やきめ細やかな調整が必要とされ、学びの多様化学校の設置につきましては、難しい状況でございます。しかしながら、今後、先進自治体の視察も予定していることから、設置につきましては、調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、教室に入ることができない児童生徒の居場所の充実でございますが、町内中学校では、千葉県教育委員会から児童生徒支援担当教諭等が配置されておりますことから、教室に入ることができない生徒や不登校の生徒の居場所として、学校内に校内教育支援センターを設置し、対応しているところであります。

しかしながら、小学校では、毎年度、千葉県教育委員会に児童生徒支援担当教諭の配置を要望しているものの、現状では配置されていない状況でありますことから、教室に入ることができない児童につきましては、保健室などを利用して学習に取り組むことなどにより、児童の居場所として、校内教育支援センターの機能を担っているところでございます。来年度以降も千葉県教育委員会に対して、児童生徒支援担当教諭の配置要望を継続していく予定であり、配置となりましたら、校内教育支援センターを設置したいと考えております。

また、学校外での居場所づくりに関しましては、山武郡市広域行政組合が実施主体となっ

ております社会的自立に向けた力を高めるための教育支援センター、千葉県教育委員会が実施主体となっております自分の教室で授業を受けられない小学4年生から6年生までと中学生を対象としたオンライン授業配信エデュオプちば、令和7年11月に開設されたばかりの仮想空間でありますメタバース上で、児童生徒同士のコミュニケーションや支援員との相談を行うことができる不登校児童生徒支援事業、放課後メタバースちば～こさぼんの家～が設置されており、町内小中学校を通じて保護者へ周知を図っております。

いずれにいたしましても、教室に入ることができない児童生徒の居場所の確保につきましては、引き続き工夫をしながら環境の整備に努めてまいります。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 佐久間真一君登壇〕

○健康こども課長（佐久間真一君） 内田美穂議員ご質問の大綱2点目、子どもの権利が守られるまちづくりと、大綱3点目、誰もが安心して子育てできる社会づくりにお答えいたします。

初めに、大綱2点目、子どもの権利が守られるまちづくりの、こども基本法の理念をどのように町の計画、総合計画や子ども・子育て支援計画などへ反映しているかでございますが、こども基本法には、大きく6つの基本理念が定められているものと認識しております。それら基本理念について、第3次横芝光町総合計画の策定にあたりましては、こども・若者支援の施策の中で、こどもを権利の主体として尊重すること、こどもの参加と意見表明の場の確保につとめることなどを記載しております。また、第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画におきましては、基本理念の実現に向けた様々な施策を実施することとしております。

次に、子ども基本条例を制定する考えはあるかでございますが、子ども基本条例とは、平成元年11月の国連総会において採択され、日本では平成6年4月に批准した、児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、子どもの権利を保障するために、総合的な内容を定めた条例であると認識しております。

条例の制定にあたりましては、権利保障と責任のバランス、家庭や学校への過度な干渉、実効性のある救済機関の不足、こどもの意見を真に反映させることなどが重要であると考えております。例えば権利だけを定め、責任に関する規定がなければ、家庭でのしつけや学校での教育指導に支障が生じる事が見込まれ、過度な権利保障がこどもの社会性を阻害しないようにする配慮が必要であること、2点目として、条例が家庭でのしつけや学校教育のあり

方、親の保護責任にどこまで干渉すべきかを考慮すること、3点目として、実効性のため、具体的な施策や支援が必要となりますが、相談機関や組織の設置、人材の確保など、財政的な負担が伴うことなどが考えられます。

これらは教育・福祉・医療・法務等、複数の分野にまたがり、審議・調整には多くの時間を費やすことが見込まれます。条例を定めることについては、県内の状況や制定した市・町を確認しながら、慎重に進めたいと考えております。

次に、こども計画を策定する考えはあるかでございますが、市町村こども計画は、こども基本法第10条において、こども大綱、都道府県こども計画を勘案して作成することが努力義務となっております。策定にあたりましては、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするため、計画の対象となる子どもや、子育ての当事者である保護者の意見を、幅広く聴取して反映させることが必要であると考えております。

こども計画の策定については、現在、計画期間中の第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、こども計画と子ども支援事業計画を一体的な計画として、次期策定年度である令和12年度の策定を目標に努めてまいります。

続きまして、大綱3点目、誰もが安心して子育てできる社会づくりの、町内の病児保育の利用実態とニーズ把握についてでございますが、現在当町では、保育園1施設が通園後に発熱などで体調不良となりました園児を別室に休ませ、保護者の方が迎えに来られるまで看護師が保健的な対応に当たる体調不良児対応型の病児保育事業を実施しております。令和6年度の利用実績は延べ645人でございます。

一方で、町内に病気の発症中や回復途中で集団保育が困難な児童を、専用施設で一時的に保育する、病児・病後児対応型の病児保育事業を実施している施設はありませんが、同事業を実施している施設のうち、健康こども課で把握している匝瑳市の施設の実績は、令和6年度の当町からの利用者が延べ173人、実利用者は38人ございました。

なお、ニーズの把握については、第3期横芝光町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり実施いたしました保護者向けアンケート結果では、子どもが病気の際の対応について、病児・病後児対応型の保育事業を利用したいという方は36%ございました。

〔健康こども課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） それでは、再質問させていただきます。

まず初めには、働き方改革の目的についてですけれども、目的をお聞きしたのは残業時間

の抑制やICT化自体が目的になってしまっていないかなと感じることがありましたので、あえて目的は何かというところをお聞きしました。本来の目的に立ち返りながら、改革を進めていただければと思います。1については以上です。

次に、具体的な取組についてですけれども、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のところについて再質問させてください。

時間外勤務を抑制していくためには、教育委員会におかれましても、勤務時間の把握に努めていらっしゃると思いますが、先日、町外の現職の先生方と意見交換をする機会がございまして、その中で気になる声を伺ったので、ちょっとご紹介したいと思います。

学校で終わらなかった仕事を自宅に持ち帰ってしている。休憩時間をまともに確保できなかったことがない。残業時間の上限を超えそうなときは、タイムカードを押さずに仕事をしているといった声です。

こうした状況は当町でもあるのではないかなというふうに懸念しているんですけども、そこでお伺いしたいんですが、教職員の休憩時間は適切に確保されているのかということと、あと仮に休憩がとれていない場合、その時間は勤務時間として扱われているのか。そして、タイムカードに記載されていないような時間外勤務の実態について、教育委員会としてどのように把握されているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 内田美穂議員のご質問にお答えいたします。

学校現場では45分間の休憩時間が設けられておりまして、当町では勤怠管理システムにおいて、休憩時間は勤務時間から除いておる形態となっております。しかしながら、実際は児童生徒の対応をしたり、授業準備や提出物等の添削をしたりと、完全に休まることができていない職員がいることも現状と考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 可能な限りそういう時間も、勤務時間として把握できるよう努めていただければなと思います。

あと、意識改革についてなんですけれども、本当にそこが大事で、同時に難しい部分だなというふうに思っています。まず、先生たちの意識という部分で気になっているのが、先ほども出てきた残業に対する考え方なんですけれども、一般企業で働いている人の感覚では、タイムカードを押さずに仕事をするということは、いわゆるブラックな職場でない限り、通

常考えられないんじゃないかなというふうに思います。

先日、私、聖職のゆくえ～働き方改革元年～というドキュメンタリー映画を見て、上映後に参加者同士でトークするというイベントに参加しました。主催者は教育学部の学生さんで、参加者の多くが現職の先生方だったんですけれども、その中で意見交換したところ出てきたのが、先ほどもお伝えしたタイムカードを押さずに働いている現状です。

上映後のトークで、教員の残業に対する意識には給特法の影響があるんじゃないかという話になりました。給特法については、教育課の皆さんは十分ご承知のことと思いますが、改めて簡単に触れさせてください。

1971年、私が生まれた年に制定された給特法ですが、教員の仕事の特殊性を理由に、毎月、基本給の4%、今度10%に改定されますけれども、当時4%を支給する代わりに、時間外手当は支給しないというふうに定めた法律です。

この法律の制定当時は、教員の月平均残業時間は約8時間で、4%はその相当額だったそうです。また、強制的な残業、時間外勤務は命じないという前提条件もついていました。

ですが、皆さんご承知のとおり、その後、部活動を先生が見ることになったりですとか、不登校やいじめへの対応、校務分掌の増加などもあって、教員の業務量が大幅に膨れ上がっていきます。2016年頃にピークを迎えて、当時、月80時間を超えて働く教員が多数存在したそうです。月80時間って過労死ラインなので、それは深刻な問題だというふうに指摘されて、月45時間以内という上限目標につながったというふうに伺っています。

先生たちの話で、この法律によって、先生の仕事には残業代がつかないのが当たり前という空気が教育現場にしみついてしまって、働いた時間を正確に記録するという意識も同時に弱くなってしまったんじゃないかなという話が先生方との間に出了ました。

あと、この法律ができた根底にある考え方として、教員は労働者ではなくて聖職者だという考え方があったそうなので、教師は子供のためなら幾らでも頑張るべきだという価値観が制度によって後押しされてしまったんじゃないかなという意見もありました。

こういった法律の制度の背景を理解することは、働き方改革を進める上で非常に重要だと、私は映画を見て感じたんですけれども、こうした給特法の成り立ちや問題点について、先生方が学ぶ機会、情報を得る機会は、町としてあるのでしょうか、確保しているのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 給特法につきましては、文部科学省等からの通知があれば、各学校に周知しておるところであります。現在、特別に研修などは設けてはおりません。しかしな

がら、ニュースでもこのように話題になっておりますので、現在の給特法の知識は先生方にとっても必要不可欠なものだと思いますので、今後も国や県からの通知等があれば、各学校に周知するとともに、教育委員会としても積極的に学校長に働きかけてまいりたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。ぜひ知る機会をつくってみたいと思います。よろしくお願いします。

あと、意識改革という点でもう1点私が重要だというふうに考えているのは、先生方の働き方を、他業種や海外と比較して俯瞰してみる視点を持つことです。私の知人で、オランダと日本の両方で教員として勤務した経験のある方がご自身の体験を語ってくださったんですけども、オランダでは休憩時間は保護者のボランティアが子供を見るのが当たり前で、子供たち、午後2時半から3時ぐらいに下校した後に、先生たちはまず集まってコーヒーを飲んで15分ほど談笑するんだそうです。その後、すぐ帰宅する人もいれば、少しだけ仕事をして帰る人がいるのが当たり前だというふうに言っていました。こんなふうにゆったりとした時間の流れが、職場の文化として根づいているそうなんです。

私、おとし、福岡県内の高校を視察したんですけども、その校長先生がスウェーデンの学校を視察されたんだそうです。視察したときに、校内におしゃれなカフェのような空間があると思ったら、それは職員室だったんだそうです。現地の方に、何でそんな職員室がおしゃれな空間になっているんだというふうに聞いたら、先生たちがリラックスできないと、子供もリラックスできないからだというふうにおっしゃっていたそうです。それ聞いて、校長先生、帰国後すぐに職員室に美味しいコーヒーマシンを導入して、イケアで、スウェーデンの会社なので、対抗してイケアで家具を買って、模様替えをしたそうです。

こうした働き方の当たり前ですとか、国内での職場環境の改善の取組とかについて、町として積極的に情報提供していくのが大事ではないかなと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 現在当町におきましては、職員間のコミュニケーションを深めたり、士気を高めたりするため、各学校では、議員ご承知のとおりだと思いますが、モラルアップ委員会ということで組織させていただいております。

そこでは教員発信の自己啓発研修、それからレクリエーション等を通じて職員間の親睦を深め、職員間の風通しのよい人間関係をつくる、そういった取組を現在行っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） とてもすばらしい取組だと思います。今後も続けていただけたらと思います。ありがとうございます。働き方改革については以上です。

次に、広域での学びの多様化学校設置についてですが、設置が難しいのは十分承知した上で質問しています。それでも自分のペースで安心して学べるような学校が欲しいという複数の声を受けての質問ですので、公教育は誰一人取り残さないはずですので、そのような声の一つでもある限り、受け止める必要があるというふうに私は思います。なので、そのような声に応じていくためにも、今後もぜひ調査研究し続けていただけたらというふうに思います。

視察を予定してくださっているということは知らなかったもので、すごく感謝しております。私は2校視察したんですけれども、学校によっては雰囲気が変わったりするので、1校だけでなく、ぜひ複数見ていただきたいなと思うんですが、私、仙台のろりぽっぷ小学校というところを見てきたんですけれども、そこはすごく自由な雰囲気で、生徒が、児童ですね、小学校なので。児童がICT端末で授業を受けていて、教室だけじゃなくて、いろんな自分の安心できる場所で授業を受けていたりですとか、あと、多分体育館に乗り物が置いてあって、その乗り物を乗る順番できっともめたんじゃないかと思うんですよ。子供たちが書いた字と絵で、子供たちが決めたルールを掲示してあって、何かそういう面もすばらしいなというふうに感じました。ぜひいろいろと見ていただきたいなというふうに思います。

ちなみに、学びの多様化学校設置検討するに当たって、結果的に設置に至らなくても、設置検討に対する上限500万円の補助金が今ならあることを併せてお伝えしたいと思います。こちらについては以上です。

次に、教室に入ることができない児童生徒の居場所の充実についてですけれども、今現在既に設置されている中学校のサポートルームについてお伺いします。

このスペースがどのような場であれば過ごしやすいのか、子供たちの要望や意見は聞いたことがありますでしょうか。あれば、どのような意見があったのか教えてください。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） それにつきましては、各学校のふだんの授業の様子等を鑑みて、教職員からいろいろ聞きながら、把握に努めてございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。ぜひ今後、子供たちの意見も聞いてみてほしいです。

意見というところ意見表明とか、こども基本法でも言っていますけれども、これって発言だけが意見ではなくて、子供が来なくなったですとか、子供の顔が生き生きしていないですとか、そういうのも立派な子供の声だというふうに思いますので、引き続きしっかりと子供たちの声に耳と心を傾けていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

あと、小学校への設置に関してですけれども、前回の川島富士子議員のサポートルーム設置に対する町長のご答弁で、不登校が学校に対するアレルギーだとすると、校内ではなく、校外にあることに存在価値があるのではないかというふうにおっしゃっていたと思います。このご発言、不登校をよく理解してくださっているなと思いました。そのとおりなんです。今、フリースクールですとか、ハートフルに通っている子が、校内の居場所に行けるかといったら、多分行けない子のほうが多いんじゃないかなと私は思います。

でも、でもなんです。心のエネルギーがたまってくると、学校だけじゃなくて、いろんな場所に出ていく元気が出てきます。学校で1日ずっととはいえ、学校で1日ずっと過ごせるかという、難しい場合もあって、そんなときの居場所にすごくぴったりなんです。

あと、学校で苦しい、息が吸えない、助けてという子もたくさんいるんですよ、今学校に通っている子供の中で。多分そういう子たちは、本人も助けが必要だって気づいていないかもしれないです。大体そういうのは問題行動として現れます。そういう問題行動を起こしてしまうくらい困っている子、困った子ではなく困っている子なんです。そういう子たちも、校内のサポートルームで少しリラックスして充電できると。クラスで問題なく過ごせるようになったりすることがあります。

よく校内にサポートルームなんてつくったら、不登校を助長するってよく言われるんですよ、本当に。逆なんです、これ。サポートルームがあつて、その居心地がよければよいほどクラスに戻れたりします。充電されるんです、ここは。それは家庭も一緒に、学校も一緒に、居場所があつて、心の居場所があつて、そこでゆっくり心の充電ができれば、居心地がよければよいほど元気になります。そういうのはたくさん事例を見てきた事実としてお伝えしたいと思います。なので、校内サポートルームは、私はすぐにでも必要だというふうに思っています。

私から言わせると、これだけ不登校が増えていて、9月の自殺者数も物すごく多いです、県からの配置なんて待っている場合ではないんじゃないかというふうに私は思っています。小学校に設置するのは、今のところ人員的に難しいというふうにご答弁いただいていますけれども、ほかの自治体で既につくっているところもございますので、そのような事例をぜひ調査研究して、どうやったら設置できるのかという姿勢で検討していただきたいなというふうに思います。この設置検討に対しては、教育課のほうでしていただきたいんですけども、町長、サポートルームが校外にあることだけに価値があるのではなく、校内にもすぐに必要だということを述べさせていただいたんですけども、どう感じたか一言お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 内田先生のお話は耳に大分入ってきましたけれども、正直言って、その辺の今おっしゃられたことは重々認識はできていますし、理解はできています。それが全て正しいかどうかという部分については、今後というか、速やかに教育部局とすり合わせをさせていただいて、今内田議員がおっしゃられるように、本当にそれが必要であって、有効なものだということであれば、やり方として暫定的につくるというのもできるのかなど。今言ったように、どうしたらやれるか、できる方法を考えるというスタンスで、一度相談をしてみたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご理解、大変ありがとうございます。よろしく申し上げます。

次に、順番は異なるんですけども、大綱3点目から再質問させてください。

現状についてのご答弁、詳しくありがとうございます。壇上でもお伝えしたんですけども、匝瑳市の病児保育施設において、横芝光町の利用者数が匝瑳市を超えてしまっているという現状がございます。病児保育事業というのは、国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつ負担する事業なので、当町の病児保育のニーズに対して、他市に大きく依存している現状があるんですね。その現状について、町としてどのように問題意識を持っていて、また、どのように対応が必要と考えているのか、お伺いしたいです。お願いします。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） まず、ニーズがあること自体、必要な施設であると考えております。一方で、事業の実施に当たり、サービスの対象者数であったり、事業にかかる費用は、実施を判断する上でその優先度として考えているところでございます。

病児保育施設の設置については、将来的な利用見込みや町全体の施策との兼ね合いなどを考慮しながら検討したいと考えております。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

私はどちらかというと、病気になった子を見るために、保護者が安心して休めるぐらいの社会に変わることが望んでいますので、病児保育施設をつくることだけが解決方法ではないのではないかなというふうには思っています。とはいえ、町内にこれだけニーズがあって、匝瑳市側から負担が示されているのも事実なので、町としては匝瑳市との正式な協議の場を設けるなど、必要な対応をする必要があるのではないかなというふうに思っています。

ちなみに旭市も、当町と同様な状況になったんだそうです。旭市は病児保育施設を公募して、匝瑳市の施設を選定して、現在は旭市の利用者数は旭市で、旭市以外の病児の保育は、匝瑳市のほうでしているというようなことで解決したというふうに伺っています。いろんな選択肢はあると思うんです。ご参考に検討していただければというふうに思います。これについては以上です。

最後に、大綱2点目の子供の権利が守られるまちづくりについてなんですが、正直答弁の内容に物すごくがっかりしています。答弁をお聞きしていて、根底に子供の権利を保障するということは、子供のわがまを無制限で聞くことというふうに誤解しているんじゃないかなというふうに感じました。そうでないことを願いますが、子供に限らず、権利というのは生まれながらにして誰でも持っているものなので、全ての人の権利を保障するには、一人のわがまを無制限で聞けるわけがないですよ。周囲との対話を重ねて、お互いの権利を認め合って、誰もが安心して暮らせる世の中をみんなで作っていくというのが民主主義の根幹であると私は認識しています。

なので、子供の意見を聞いてその意見をまちづくりに反映させるというのも、子供の意見を全部政策に取り入れるということではもちろんないですよ。そうではなく、子供に自分の持っていることを言ってもいいんだよという姿勢を大人が持って、子供が意見を言える機会を大人が保障して、自分たちの思いを社会の一員として伝えることで、世の中が変わっていくんだということを実感してもらえるようにするために、子供の権利を保障しますよという大人の宣言が子ども権利条例なので、それを理解していれば、責任に関する規定がなければ、家庭でのしつけや学校での教育指導に支障が生じるなんていう恐ろしい答弁は出てこないと私は思います。むしろ学校こそが、まず率先して子供の意見を聞ける場でないと

いけないというふうに思いますが、今の学校はそうなっていますでしょうか。教育長、急に振って申し訳ないんですけども、ご意見をお願いします。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 子供たちが自分の考えを積極的に発信する力というのは、これからの難しい時代を生き抜く上で、子供たちには必要な力だと思います。ですので、今の学校現場でも、それぞれ自分の意見を主張し合うというような取組は、それぞれの学年、学級、クラスで行われているものと認識しております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。引き続き、子供たちが意見を言いやすい雰囲気をつくっていただければというふうに思います。

そして、これは学校だけがそうであっても意味がなく、当町のまちづくりを振り返ってみて、私たち大人は本当に子供たちの声に耳を傾けることができているのか、子供の声を聞く仕組みがこの町にあるのか、その仕組みをつくっていくための計画はされているのかというところを問いたくて、この質問をしたんですが、あまりにも何かその権利の部分で理解が深められないというか、その部分をもうちょっと理解していただきたいと思うんですが、町長、子供の権利が守られるまちづくりについて、何かお考えがあればお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 何か考えがと、非常に難しいお話ですね。確かに、子供の視線で世の中を見て、我々では気がつかない、大人では気がつかない部分というのは多々あるかと思えます。そういう中で、じゃ、どうやって子供の視線を意見として吸い上げられるかどうかという仕組みがなかなか存在していないというか、見当たらない。というか、自分自身でどんな方法でそれを吸い上げることができるのかしらと今思って考えたんですけども、なかなかちょっと見いだせない状況にあるんですね。

ただ、その辺の仕組みづくりをしっかりとこれから議論した中で、ひとつ世の中は変わるかもしれないなというのは、今、内田議員のお話を聞いていると、そういう思いもしてきましたんで、それについて、そういう思いの中で、その子供の権利というのは、最初は私も子供の権利って守られる権利、それが一番最初に頭にあったんですけども、そういうもんじゃなくて、主張する権利もあるんだというお話が今回の質問の趣旨だというふうな話を伺いましたので、それについてはしっかりと何かしらの形をとれるかどうか、考えていきたいとい

うふうに思っています。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 子供の権利を聞く仕組みというのは、非常に難しい問題だというふうには思います。福祉関係のほうでは少し進んでいて、まずその法律がちょっと変わったので、意見箱、何でしたか、児童相談所とかに保護されたりした子たちの意見を吸い上げるために意見箱を設置して、それも意見箱の意見を言いやすいように、すごくかみ砕いた、こういう意見でもいいよ、おなかがすいたでもいいよ、ちょっとしたことでもいいんだよというような例を示して、意見を吸い上げて、子供たちのこれからの方針を大人が決めるんじゃないくて、子供がどうしたいかということを鑑みながら、支援計画を練っていくというような方針に、福祉の分野では少しずつ変わっているんですよ。

それがやっぱりまちづくりにも反映されなければいけないというふうに私は思っていて、その仕組みづくりに関しては、やはりこれから学んで、これからこども計画なり、それいうのをつくっていく中で、しっかりとつくっていただければなというふうに思っています。

本当は、子供の権利条例の部分で、子どもアドボカシーですとか、オンブズマン制度とか、そういうところまで議論を深めたいというふうに思っていたんですけども、答弁を聞いて、まずは本当に子供の権利に対して理解をしてほしいというところに行き着いていますので、そういう理解してほしいという私の思いをお伝えしまして、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で内田美穂議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時5分とします。

(午後 1時52分)

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時04分)

◇ 宮 蘭 博 香 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

宮藺博香議員。

[9 番議員 宮藺博香君登壇]

○ 9 番（宮藺博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮藺博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

年のたつのは早いもので、今年も師走を迎え、令和 7 年も残すところ 1 か月を切りました。今年を振り返り感じたことは、温暖化の影響により台風は大型化し、10月になっても全国各地で大雨や強風により河川の氾濫や崖崩れ、今までにない主要道路の冠水など、いろいろな被害が発生しました。また、火災についても、山火事や一地域が延焼してしまっただけでなく、何より大規模な火災が発生しました。さらに、地震についても、日本列島の至るところで発生し、南海トラフについても懸念されるような状況の中、当町におかれましては、大きな被害を被ることなく過ごせたことは、何よりも感謝しなければならないと思います。同時に、災害が発生した場合には、いかに最小限の被害で食い止めることができるかということが行政の力として評価されますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

さて、国政においては、女性初の首相が誕生し、物価高対策を早急に行うということから、21兆3,000億円という莫大な補正予算が閣議決定されました。その内訳としましては、ガソリン税の廃止や1月から3月までの電気代をはじめとする生活費の助成に係る補助、各自治体が自由に使える重点支援地方交付金の拡大など、国民が納得する物価高対策解消のための事業もありますが、子供1人に2万円を給付する対策については、いかがなものかと思われま

す。なぜかといいますと、2万円を12月で割り返しますと、一月当たり1,667円です。これが本当に効果的な物価高対策なのか、疑問に思えてなりません。といいますのは、今回の補正予算のうち、財源として国債を11兆円充てるということであります。言い換えれば、借金を11兆円するということであります。誰がその借金を返済するのかというと、それは国民であります。もう少しよい方法がなかったのかと思います。

それと、株価の金額も気になりますが、現在は円安に歯止めがかからない状況にあり、1ドル150円を超える状況になっています。この状況を改善していかないと、いつまでたっても物価高対策を解消することはできないと思われま

す。そして、少子化対策の問題も大きいですが、高齢化対策の問題も避けて通ることができないと思います。といいますのは、令和6年1月の高齢者人口、いわゆる65歳以上の割合は、国においては総人口の28.8%であります。参考までに、当町におかれましては、高齢者人口

の割合は37.7%で、約8,400人の高齢者がおります。おおむね5人に2人が高齢者ということですので。町としましては、それらの状況を踏まえた対策を講ずる必要があると思います。

また、私が一番残念に思っていることは、6月3日に89歳で死去されました故長嶋茂雄名誉監督をしのぶミスタージャイアンツ長嶋茂雄お別れの会が11月21日に東京ドームで催されました。野球に育てられ、野球を愛する一人として、ミスタープロ野球が永久の眠りについたことは残念でなりません。それぞれの胸に刻んでいただければと思うものであります。

それでは、大綱2点について一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、ふれあい坂田池公園について3点お伺いします。

1点目として、野球場本部席の雨漏りについてですが、野球場は令和3年度に総事業費3億1,358万8,000円をかけ、全面リニューアルを行いました。そして、令和4年4月にオープンをし、3年8か月余りが経過しますが、町民並びに近隣はもとより、県内の市町村からも注目をされる施設として、多くの人に利用されています。そして、プロ野球選手や甲子園球児を輩出する野球の町、盛んな町としても、一目置かれるようになってきました。そのような施設でありますので、早急に修繕を行い、対応する必要があると思われませんが、町長のお考えをお伺いします。

2点目として、管理棟右側駐車場についてですが、なぜ舗装整備を行えないかということであります。ふれあい坂田池公園を開設したときは、碎石によりロープで駐車線の区分けをいたしました。現在はほとんど何もない状況になっております。時代の流れでもあり、多くの利用者が駐車している状況に鑑み、舗装し区画線を引いた駐車場として整備する必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いします。

3点目として、高校野球の誘致についてですが、一時は高校野球を誘致するというようなお話もあったようですが、どのようになっているのかお伺いするものであります。といたしますのは、現在、スタンド付きの掲示板、電光掲示板を備えた水はけのいい野球場が整備され、駐車場や選手がアップする場所もあり、県内どこから来るにしても、渋滞する箇所もなく、高速道路を降りてからも近く、時間の読める場所であります。そして、山武東総地域は昔から野球が盛んな地域であります。高校野球会場が一つもないという状況にあります。坂田池公園野球場で高校野球が行われるということになれば、より野球熱も盛り上がり、町の印象もよくなり、地産地消を推進することにもつながり、ふるさと納税を増額する要因になるとも思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、大綱2点目の農業振興、日吉南条地区の基盤整備についてですが、当町の基

幹産業である農業を振興させるためには、早急に対応しなければならない問題だと思います。

最初に、今年の生産者による米の取引価格は、1俵当たり3万3,000円から3万5,000円ということであり、近年としては異常な相場になっています。このような状況を踏まえると、農家の皆さんにおかれましては、水稻耕作面積の規模拡大を図り、水稻プラス露地野菜または水稻プラス施設園芸を営むことにより、農業として安定した生活が成り立ち、将来を展望できる状況になるということでもあります。

そのためには、一つ一つの水田の区画を大きくした圃場にする必要が絶対条件になります。現在、基盤整備の第1工区として、宝米、二又、新井、篠本区を対象とした約152ヘクタールを計画し、令和10年度採択を目指し、令和8年1月の千葉県の審査会に向け、各種準備が進められています。その後、第2工区として、小川台、傍示戸地区を対象に約82ヘクタールを、第3工区として、台、小田部、虫生、富下区を対象に132ヘクタールの整備が計画されています。

しかしながら、国庫補助事業であり、採択については、現段階では何とも言えない状況ということでもあります。補助採択が受けられるように、地元として頑張っていただくことはもちろんのことですが、町としても基幹産業の根幹に関わる問題であり、地域の発展を考えた場合、前倒しをしてでも当事業により基盤整備を行っていく必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いします。

2点目として、ジャンボタニシ対策についてですが、ジャンボタニシの駆除に係る千葉県の補助制度はあるようですが、町の補助制度はありません。そこで、農家の皆さんが収量を増やすことができるように、ジャンボタニシの駆除に対する町単独の補助制度を創設するのはいかがなものか、町長のお考えをお伺いします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

〔9番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

社会文化課長。

〔社会文化課長 北田勝也君登壇〕

○社会文化課長（北田勝也君） 宮菌博香議員ご質問の大綱1点目、ふれあい坂田池公園についてにお答えいたします。

初めに、野球場本部席の雨漏りについてですが、ふれあい坂田池公園野球場については、

令和3年度改修を実施いたしております。今回発生した雨漏りは、メインスタンド下の本部席前の壁に小さなひび割れが生じたことによるもので、令和3年度の改修工事範囲に含まれていない部分で発生しております。これにつきましては、先日現地を確認し、工法について検討している状況で、早急に対応したいと考えております。

次に、管理棟右側の駐車場についてですが、この駐車場については、坂田池周辺ということもあり、設置当初、地盤の状態が悪く地盤沈下が見込まれたことから、舗装工事を行わず、砕石路盤での利用となっております。しかしながら、利用者も多く、年数が経過し地盤が落ち着いてきたことから、利用者の利便性等を考慮し、舗装工事も実施していきたいと考えております。

次に、高校野球の誘致についてですが、高校野球の誘致につきましては、野球場に設置している防球ネットの高さが、隣接する駐車場やテニス場などへの飛球に対して十分ではないことから、現在誘致しておりません。高校野球を積極的に誘致するには、防球ネットの改修や目隠しフェンスの設置など、新たに改修工事が必要となります。昨年、千葉県高等学校野球連盟による第29回東部地区高等学校野球大会が11月に行われておりますが、隣接するテニス場や駐車場など、広範囲に使用を制限することにより開催できました。しかし、野球場に限らず、テニス場につきましても、小中学校の大会等が年間を通して数多くあり、高校野球の開催時期と重複することもあることから、関係団体と調整等を行いながら、現状の野球場で開催できる大会を引き続き検討していきたいと考えております。

〔社会文化課長 北田勝也君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

〔産業課長 小川健二君登壇〕

○産業課長（小川健二君） 宮菌博香議員ご質問の大綱2点目、農業の振興についてにお答えいたします。

初めに、日吉南条地区基盤整備についてであります。農業は当町の基幹産業であり、今後の農業振興を推進していくうえで、基盤整備事業の取り組みも大変重要であると考えております。基盤整備事業によるほ場整備・農道整備では、小さく耕作しにくい農地を大きな区画に整理し、効率的な耕作が可能となり、また、大型機械が利用できるようになることで、労働時間の短縮と生産経費の低減につながります。水利施設整備では、用水路や排水路の整備、暗渠排水の設置などにより、水管理の効率化や排水性の改善が図られ、また、豪雨などの災害に強い農村を整備することができます。

これらのことから、基盤整備事業を行うことで、作物の高付加価値化や高収益作物の導入が可能となったり、担い手への農地集積・集約化が促され、効率的な農業経営が可能となったりと、地域の農業を活性化させることができると考えています。

当町においても、担い手不足の問題がある中であって、地域の農業を守り農地を次世代に引き継ぐためにも、農地の基盤整備事業は有効な事業であると考えております。現在、日吉・南条地区で取り組んでおります経営体育成基盤整備事業（南条支線）につきましても、1期地区は令和10年度、2期地区は令和11年度、3期地区は令和12年度の採択を目標に鋭意進めておりますが、基盤整備事業は農業者を中心とした地元の方や関係機関の積極的な協力なくしては進めることができません。今後も関係者一致団結し、事業を進められるよう努めてまいります。

次に、ジャンボタニシ対策についてであります。千葉県ではジャンボタニシによる被害が拡大していることから、地域が一体となって行う緊急かつ総合的な防除対策の推進を図るため、対策経費等を助成するジャンボタニシ防除対策事業を実施しています。

この事業は、地域が一体となり、地域自らが侵入防止や食害防止対策など、総合的な防除対策について、検討、実践、効果を確認する取組が必要となる助成制度で、今年度、当町では2団体が当該事業を活用して防除対策に取り組んでいます。

また、町では直接ジャンボタニシ対策として費用助成はありませんが、国の米政策である生産目安を達成している農業者に対して、水稻病虫害のいもちカメムシ類のほか、ジャンボタニシの被害を最小限に防除するために必要な薬剤購入費用の軽減を図ることを目的とした、水稻病虫害等防除事業補助金を支給しています。

ジャンボタニシの防除対策は、地域が一体となって侵入防止策や食害防止策などの総合的な対策に取り組むことが重要であると考えられます。今後も千葉県と協力し、地域に対する効果的な防除対策や県事業のジャンボタニシ防除対策事業の活用について周知していくとともに、町の現行制度を引き続き実施しながら、ジャンボタニシ防除対策に取り組んでまいります。

〔産業課長 小川健二君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 社会文化課長と産業課長におかれましては、ご答弁ありがとうございました。それでは、改めまして、通告順に質問をさせていただきます。そして、答弁者については、町長、教育長というふうにお願いをしてあったんですけれども、最初にご答弁いた

だけなかったものですから、町長を中心にご答弁をいただくように振らせていただきたいと思いますけれども、ご理解を賜りたいと思います。

最初に、ふれあい坂田池公園野球場の本部席の雨漏りについてですが、町長並びに教育長は知っていたのか、お伺いをいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 申し訳ありません、私は存じ上げておりませんでした。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 私も知りませんでした。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ありがとうございます。

町長も教育長も知らないということでありましたので、それはそれとして組織としてそういうしっかりした連絡体制がとれていないのかなというのがここで改めて分かりました。であれば、今回議案の中で補正予算が計上してあったんですが、この件については計上されていなかったものですから、ある程度仕方ないなというふうには思います。

なぜこのような質問をするのかということですが、野球場については、県外からも注目を浴びている施設になっております。そして、雨漏りについては、発見した段階で速やかに対策を講じることにより、最小限での経費で済むことが大半であります。

もう一つの理由としましては、野球はこれからシーズンオフを迎えますので、今回の補正に上げていただければ、1月並びに2月に工事を行うことにより、来年度、有効利用が図られると思われましたので、このような質問をさせていただきました。

そうしますと、今回、町長も教育長も知らなかったということであるんですが、今後担当課のほうとして、補正予算の要求をした場合については、それについては全体のバランスもあろうかと思えますけれども、速やかに対応していただけるのか、どうなのかということをもまず最初に確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 必要であるということであれば、雨漏りによってまた2次被害、3次被害ということもあろうかと思えますので、その状況をまだ、先ほどの1回目の質問の中で把握しておらなかったこともございますので、一度把握させていただいて、説明を受けた中で、必要とあれば、極めて緊急なものであれば、それはそれなりの対応ができるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） あまり職員は責めたくないんですけども、課長はこの雨漏りは知っていましたよね。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） 回答させていただきます。

この雨漏りにつきましては、私は知っていました。現地のほうも私が確認しております。業者とも現地のほうで立ち会って、確認して、まだ工法等は決まっていないので、金額等も出ていない状況なので、補正予算に今回間に合わなかったというのもあります。

今後なんですけれども、これにつきましては、町長、教育長にも説明のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 誠に恐縮なんですけど、これは行政に携わる者であれば誰もが思う、当たり前の考えだと思いますので、早急な対応ができるようによろしくお願いをしたいと思います。

いずれにしても、先ほど申しましたように、早く対応することによって、最少の経費で済むこともそうだろうし、先ほど言いましたように野球のシーズンというのはもう坂田池公園については、3月中旬以降から大会が入っていると思いますので、本当はそれまでの間にやっていただきたかったということであるんですけども、それについては、内部の諸事情もあろうかと思っておりますので、よく財政のほうとも協議をしていただきまして、場合によりましては、予備費というものもあるのかなと思っておりますので、そのような対応をしていただければありがたいと思いますが、その辺についてはどんなものか、再度確認をさせていただきます。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） 宮菌議員の質問にお答えいたします。

今、宮菌議員からいろいろお話ありましたけれども、私のほうも社会体育の施設を預かる者として、3月、4月から大会が多くなってきますので、それまでには直したいと考えておりますので、今後、財政のほうとも協議していきたいと思っております。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） いろいろな考えがあると思いますけれども、結局かなりいい施設だという評価を受けて、町内だけじゃなくていろんな人が使いますので、私個人としては、そういうみっともない思いをほかの人たちに見せたくないという思いがありましたので、このような質問をさせていただきました。

次に、管理棟右側の駐車場の関係についてですが、壇上でも申し上げましたように、私はいつ舗装工事を行うのかなということでした。そして、もう10年以上が経過しております。先ほどの課長の答弁では、舗装工事も考えているといったのかなということでありましたけれども、これについてはいつ頃なのか、それとも、現在のまま手をつけないのか。町長にその辺についてもお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど担当課長の答弁で、いつやるとは言っていませんけれども、将来的には舗装して使いやすいようにしたほうがいだろうというような答弁でございましたので、それに合わせて財政と調整しながら、考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 将来的にはということ町長から話がありましたけれども、いずれにしましても、町はいろいろな事業を計画していますが、優先順位からいったら、このような事業を先に行っていくことが必要なのではないかなと私は思うんですけれども、再度町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その優先順位につきましては、今後、担当ともお話をしながら、財政と調整しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは、いつ舗装にするかということは確約できないということよろしいでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いつやるについては、ここでは控えさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君）　ですから、私が言いましたように、いろいろな今まで質問等もしておりますけれども、やっぱり最初にしっかりやることをやっていかないと、計画が計画でなくなっているような状況にもあります。また、あまり言いたくないんですけども、粟嶋橋ができたけれども、今もう10年以上も経過しているのに、横芝町側の地区側の接続道路は今でもできていないような状況にある。やっぱりこういうふうなことをやっては、しようがないと思うんですよね。ですから、ある程度しっかりした考え方を持って、私は整備する必要がありますと思います。ですから、今まさに予算編成の時期でありますので、あえて言わせていただきますけれども、新年度予算に反映させていただくことを大いに期待しておきたいと思います。それについては、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　緊急性ですとか、そういう部分を先にやるというような状況の中で、坂田のあの部分の舗装されていない部分の駐車場の舗装につきましては、先月のイベントのときも、スポーツフェスタ、そのときも町長車、たまたまあそこで駐車をさせていただいた、利用しました。すぐやらなければならない緊急性があったというような認識は、そこでは持てませんでした。

そういう状況の中でございますので、順次、緊急性があるものからやっていくというのが一応、行政のお金の使い方の順番なのかなというふうに思いの中で進めさせていただいておりますので、ご理解を賜ればというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君）　宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君）　それでは、理解ができませんけれども、その次に進めさせていただきたいと思います。

次に、高校野球の誘致についてですが、課長の答弁を伺いますと、高校野球は誘致したくないというような回答をしているように思えたんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　先ほど宮菌議員が壇上で非常に人気があって、たくさんの方が使っているという状況の中で、その辺のスケジュール的な問題もあるのかなというふうに思っています。

確かに、高校野球、硬式ボール、非常に飛ぶ。それをやるには、いろいろなリスク管理もしなきゃならないというのを課長答弁でさせていただいたわけでございますけれども、そこ

までやれば本当はいいんでしょうけれども、そういった状況の中で、スケジュール的にどうなのかというのは、ちょっと私も今把握しておりませんので、なかなか難しい答弁になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 最近はあまりやっていないようですけれども、いずれにしましても、高校野球はできた当初はかなりやっておりました。やり方としては、今テニスコートのほうに防球ネットを設置してありますけれども、テニスコート側には防球ネットを張って、野球場の駐車場については、1列全部除いて区画線をつけてやるような対応ができていたんですけども、今はそういう対応ではできないということなのかな、1点目が。もう1点は、スケジュールの関係でということであるんですけども、そういうときのために、毎年、年間スケジュール会議を開いて、全てにおいて事業の調整を行っていると思いますが、その辺との整合性についてはどんなものなのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） 宮菌議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目ですけれども、以前はやられていたということでございます。今回でも、先ほどの答弁の中でも、高校野球の連盟から第29回東部地区の高校野球大会ということで開催させていただいていますので、それにつきましてはテニスコート、あと駐車場を使用しないことで条件が整いましたので、大会のほうが開催されたということです。

今後なんですけれども、先ほどの調整会議等もまた来年1月末にございますので、そこで調整会議でいろいろ調整がつけば、また高校野球の大会も、夏の大会のほかにも、秋等ありますので、春もありますので、そういう調整ができればなと思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 高校野球の日程というのは、多分かなり早く決まっていると思います。うちのほうの調整会議をやるよりも、事前には決まっているんじゃないかなと思います。それで、高校野球は料金を取っている関係で、球場の使用については多分有料だということは、課長も分かっているかと思います。ですから、そういう調整ができるし、そういうものも対応できる。それなのに、なぜできないのか、その辺が私にはよく理解できないんです。ですから、まずそこが1点ですね。

それと、誘致することによって、一番大変な人集めというのがある面ではできるんですね。そうすると、先ほど壇上でも言いましたように、地産地消の関係ね。町の名前も売れる、地産地消の関係についても、人が集まれば、特産品でも何でも、ある面ではいい面で売れるようになる。横芝光町をアピールできるようになる。そうすると、当然それに付随して、ふるさと納税等、今またいろいろ問題になっていますけれども、そういうものについても、今よりも入ってくる可能性というのは十分に期待できる。ですから、そういういろいろなものを考えて、これ、今後対応していくということは必要ではないのかなと私は個人的には思うんですけれども、その辺は町長いかがなもんですかね。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 可能なものであれば、私個人的にはぜひやっていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 可能であればやりたいということであれば、十分分かりました。

というのは、先ほども壇上で言いましたように、山武東総地域というのは、野球熱も盛ん。しかしながら、人口の減少によって、悲しくも一つも高校野球の球場というのはないわけですよ。そうすると、地元のチーム、選手にも、逆に言えば、若干不利な面も出てくる。ですから、そういうふうな場所を提供すれば、当然、私は坂田で準々決勝、準決勝、決勝をやれなんか一つも言っていないので、最初の1回戦、2回戦、3回戦でもやっていただくことによって、いろんな面でいいイメージをつくり出せる、地産地消の一躍を担える、ふるさと納税にも影響することも十分考えられる。ですから、そういうことを考えて、行政というのは今後対応していただければありがたいなという思いから言わせていただきましたので、それに関して何かあれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） 宮菌議員のご質問ということで、ご意見いただきましていろいろありがとうございます。今後なんですけれども、野球連盟のほうのその大会に使える会場というので条件等もあるかと思しますので、その辺を高野連のほうとの情報共有をさせてもらいながら、検討してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ですから、私が言っているのは、高校野球を全面に打つのに、高校野

球優先でいけということは一言も言っておりません。町民の野球場でありますので、当然、町民が使うのが第一優先順位だと思っています。ですから、そういうものを踏まえた中で対応していただければありがたいなということを申しているだけであります。

それでは、続きまして、農業の振興、日吉南条地区の基盤整備について、再度質問させていただきます。

まず、日吉南条地区の基盤整備についてですが、私も産業課長が答弁してくれたとおりでと思います。そして、基盤整備事業を導入する最後のチャンスだと思っております。行政として、地元をまとめることは大変だということは十分分かっておりますが、基幹産業である農業の振興を図っていただきたいという思いですので、再度町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この南条支線の土地改良につきましては、地元の賛同者もほぼほぼ意見統合ができてきている状況の中で、しっかりと進められるというように、今事務事業のほうも順調に進んでいるという報告を受けている中で、これからもしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ありがとうございます。

壇上でも申し上げましたが、今年の生産者による米の取引価格は、1俵当たり3万3,000円から3万5,000円で取引されております。農家の皆さんは、業として成り立ち、仕事をししていく上でやる気のある金額だというふうに思っております。そして、ただ異常な金額だと思えます。農家の人たちは、1俵どのくらいの金額であれば、積極果敢な農業をやっていくと思えますか。その辺については町長は、何かお考えというのはありますか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私が考えがあるかどうかというのは別問題として、いろいろな人の話を聞いている中で、特に生産者、農業、農家の皆さんから話を聞いている中では、それは当然高ければ高いほうが良いというふうに思いはありますけれども、2万円を超す金額であれば、未来永劫に米作りができるんじゃないか、また、後継者の問題もクリアできるんじゃないかというお話であります。

たまたまですけれども、今日の千葉日報ですかね、若干これから米が下がるんじゃないか

というような記事もありましたけれども、生産をするこの横芝光町には、消費よりも生産のほうがはるかに多いというような状況の中で、この町の長としては、高けりゃ高いほどいいですよというの、正直に申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 私も多くのこれから農業で生きていくという皆さんに、いろいろお尋ねしました。そうしたところ、今回の相場は異常相場だ、それは皆さんも了解しております。それで、じゃ、どのくらいだったら農業で生きていこうという気持ちがありますかという質問を私はいっぱいしました。そうしたところ、1俵当たり2万5,000円という金額が出てきました。そして、2万5,000円で規模拡大を行い、水稻プラス露地野菜として、十分業としては成り立ちますと。そうすると、逆に今町がいろいろ補助している機械代の補助制度、そういうものもそんなに使わなくても済むんじゃないかなという話もなされていました。

ですから、それでいて、今町長言いましたように、そのくらいで対応できるということであれば、今一番心配している後継者の確保についても可能になるということでありました。ですから、当然、農家数は減ってくるけれども、それぞれの農家が規模拡大をして、十分業として成り立つんだということでもあります。そのためにも、やっぱり基盤整備が必要になってくるということでもあります。

ですから、1期地区が令和10年度、2期地区が令和11年度、3期地区が令和12年度の採択を目指しているようではありますが、時間がたてばたつほどまた諸問題も発生する可能性が出てくると思います。ですから、前倒しができるように、行政としても頑張ってくださいなと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

あわせて、この前、議会議員全員協議会のときに、空港につながる道路の問題が出てきましたよね。それで、土木の人は、用地買収が難しいとか云々ということがありましたけれども、この辺については、今の中で十分協議をすれば、そういう問題というのはあまり出てこなくて、私は解消できるんじゃないかなと思うんですけども、その辺についても併せて町長のお考えがあればお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、その年次での計画の問題でございますけれども、これにつきましては、前倒しといってもなかなかちょっと難しいのかなという、その辺については、ちょっと把握しておりません。ただ、小さい事業じゃないので、なかなかこれを年度先、前倒し

するというのは、一般的にはなかなか難しい話ではないのかなと思う中でありますけれども、しっかり頑張っていきたいという思いであります。

道路の問題につきましても、いろいろな土地の確保のやり方があるというのを聞き及んでおります。それについても、しっかり千葉県と相談しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） なぜ私がこのようなことを言わせていただいたかということになりますと、今空港の四者協議会で作った実施プランの中でも、やっぱり農業の振興、要するに、基盤整備とかというのはうたわれているわけですね。そうすると、やっぱり当町は農業立町であって、空港から離れていますんで、やっぱり空港の関係の施設そのものが、すぐにうちのほうに来るかというのは、やっぱり立地条件からいって想定できないと私も思います。町長、誰かの一般質問の答弁でも若干言っていたんじゃないかなと思いますけれども。

ですから、そういう空港の実施プランにのっかって、やっぱり当町は農業立町として生きていくので、やっぱりこの部分については、どうしてもうちのほうは譲れない部分だということで、国策でもありますし、配慮していただいて、早期にそういうものがしっかりと成り立つような行政の支援をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、宮菌議員おっしゃったとおり、やはりこれからの空港との共生、共栄の中において、やっぱり農業振興というのも非常に大きな柱の一本でございますんで、それについてもしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ですから、私は町長にお願いしたいことは、やっぱり基幹産業である農業に元気が出てこない、町の活性化は成り立たないということでありますので、その辺を踏まえて、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、ジャンボタニシ対策についてであります。基幹産業の水稻で少しでも多く収穫できるように、町単独の補助制度を創設する考えはあるのか、再度町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ジャンボタニシ対策については、今年はまだ収穫終わっている状況の中で、たまたまではございますが、私どもの生活している近所の田んぼで、真ん中がはげちゃっているんでしょうか、食べられちゃって、大した耕作ができていないよなという田んぼが、これも何年続いているんでしょうかね。

しかしながら一方、その隣はしっかり穂がたれて、またたくさんのお米がとれているというのがございまして、その辺どのような違いでああいう差異が出てくるのかというのについては、ちょっと私も今の状況では申し訳ない、研究もしておりませんでしたし、原因についても、どうやったからしっかりできたのかなというのは分かっておりませんが、そうやってちゃんとできているところもあるという状況の中で、町単独の支援が必要なのかどうかについては、今後検討した中で決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 今町長が言われましたように、当然、技術的な問題があるかと思えます。ただ、今申し上げましたように、やっぱり米の単価がよくなってくれば、1俵当たりの単価がよくなってくれば、要するに、単価が低いときには、いや、じゃ、いいや、ジャンボタニシに食われても、共済から補償金もらえばいいやというような考えにもなるかと思えますけれども、やっぱりこのくらいの金額で譲り受けができるということであれば、やっぱり農家の人たちも、欲も出てくるし、意欲にもなると思うんですよね。やっぱり収穫を少しでも余計取りたいと。これは人間誰もそう思うと思うんですけれども。

ですから、そういうような起爆剤になるように、私はこんなこと言っちゃ怒られるんですけども、やっぱりある程度研究をして、いいものを作ってくださいということで、やっぱり補助制度を少しでも確立してやることによって、基幹産業の農業、特に主要作物の水稻を収穫するということに対して、これから農業で生きていこうという人たちの意欲が湧くのかなと思いますので、そういうものに期待しながら、補助制度を創設するというのも一つの考えなのかなと思うんですけれども、いろいろな考えがあるでしょうから、その辺は十分踏まえていただいた中で対応していただけるものであれば対応していただきたいと思えます。

それと、前後して申し訳ないんですけども、野球場の本部席の雨漏りの関係でありますけれども、私は技術屋じゃないから、どのくらいの経費がかかるか云々というの、分かりませんが、一般的に考えたら、防水シートを張ってやれば対応できるのかなと思うん

ですけれども、いずれにしても、シーズン始まってから対応するということになるよりも、金額的にあまりかからないようであれば、十分担当課と財政等を交えた中で協議をしていたきまして、シーズンオフのうちに対応していただけるものであれば対応していただきたいと思いますが、その辺についてはいかがなものか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど担当課長のほうから答弁ございましたとおり、業者を1回呼んで見てもらっているという状況でございますので、見積り等を勘案しながら、予備費対応という今議員からもお話が出ましたとおり、そういう手法もございますので、やれるものであればそのような状況で進めるというのも一つの考え方であるというのは、しっかりと認識させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ありがとうございます。

少し早いですが、町長、議長をはじめ職員並びに議員の皆様方におかれましては、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で、宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時10分とします。

（午後 2時58分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時09分）

◇ 川 島 富士子 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔14番議員 川島富士子君登壇〕

○14番（川島富士子君） 改めまして、皆様こんにちは。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、年末に改めて感謝と決意を申し上げさせていただきます。国内外が戦後最大の転換期を迎える中、公明党は1999年10月に始まった自公連立政権に区切りをつけ、先々月、野党として新出発をしました。これまで様々な角度からご支援、ご協力くださる全ての皆様に尽きせぬ思いを持って、心からの感謝を申し上げます。そして、このご恩を断じて忘れることなく、党改革の力に変え、全力を挙げて前進してまいります。我が党の立党精神でもあります大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいくを不変の原点とし、改めて体言姿勢として、団結第一、大衆直結、たゆまざる自己研さんの実践をお誓い申し上げます。そして、福祉の党、平和の党として、子や孫の世代に希望のバトンを引き継ぎ、誰もが安心できる平和と共生社会を構築することができるよう努力を続ける決意でございます。そこで、我が国、とりわけ我が町が、対立と分断の社会ではなく、共生と協調の社会の道を力強く仲よくたゆまず歩み続けることを希求して、質問に入ります。当局の明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、町長の政治姿勢について3点お伺いいたします。

1点目として、中古商品車に係る軽自動車税の課税免除について伺います。

税金の議論をすることは議会の専権事項であります。そこで、商品であって使用しない軽自動車等に対する軽自動車税種別割の課税免除について、町長のご認識を伺います。

全国的に中古自動車の価格が高騰し、販売業者が苦しんでいることを伺いました。これまでコロナ禍で半導体など部品の生産が停滞し、新車が減産、中古車の需要増に伴う在庫減で買取り価格の高騰を招き、大変厳しい状況が続いております。販売業者の倒産を防ぐ取組も大切で、特に税制面で、商品中古車に係る販売業者の負担を軽くするため、町に対し、商品中古軽自動車に係る商品軽自動車税の課税免除の早期実施を要望いたします。

千葉県では、今年度、庶民の大事な足である中古車販売を守るために、令和8年度から中古車商品軽自動車の課税の免除を決めました。現在、地方分権推進により、中古商品軽自動車の課税免除は市町村の判断によって行えることから、本町における課税免除への町長のご英断を期待するものでありますが、お考えをお聞かせ願います。

2点目として、新たな経済対策・物価高対策として、国の重点支援地方交付金への対応について伺います。

長引く物価高騰が国民の生活を圧迫しています。日々の暮らしに苦しんでいる人たちに対し、いち早く支援を届けることが大変重要です。国では、様々な総合経済対策を検討されておられますが、中でも家計の負担軽減に向けた即効性ある緊急支援として、自治体独自の物

価高対策に活用できる重点支援地方交付金の拡充がございました。

政府には、現場の状況をしっかり受け止め、真摯に早急の対応をと願ってやみません。自治体で対策を実施するには、議会での予算成立が必須であり、我が党からは来年の3月議会ではなく、年内の12月議会に間に合う対応をと求めました。

いずれにいたしましても、重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結することから、住民や現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求めるものであります。今後、国の補正予算の内容を踏まえつつ、早期に予算措置を講じ、可及的速やかな執行に向け、迅速かつ確実に準備を進められますよう強く求めますが、当局のご所見をお尋ねいたします。

3点目として、人口減少時代の持続可能なまちづくりについて、①から③の3項目伺います。

ちょうど1か月前、思いがけず市町村アカデミーにて4テーマの勉強をさせていただきました。その中の1テーマで一番最初に受けた、人口減少時代の持続可能な地域づくりから質問させていただきます。

①戦後80年の今とこれからについてであります。戦後80年の地域づくり政策の全体像として、まず、1956年から1961年の昭和の大合併では、町村数の約3分の1減少を目標に、9,582から2,916の成果となりました。そして1999年から2010年の平成の大合併では、地方分権の推進の中で、権限移譲による小規模市町村では、行政サービス維持は困難ということから合併を進め、当時2,562の町村数は941となりました。その後、2008年、日本の人口1億2,800万人はピークとなり、人口減少社会の到来から人口減少対策が始まりました。2014年には当時安倍首相で地方創生1.0、まち・ひと・しごと創生法がスタート、2021年には岸田首相でデジタル田園都市国家構想を、2024年には石破首相で地方創生2.0等々が主な取組でございました。

地方の行政体制の強化は一定程度進んだと存じますが、我が町においても、紆余曲折の中でスタートした合併からはや20年となります。改めて、これまでの検証として想定した成果や課題をどう捉え、さらなる合併の必要性に対する町長のご見解とこれからのご決意をお聞かせください。

②地方創生政策に伴う、本町の課題についてであります。今後取り組むべき政治課題は、国も地方も複雑であり、その中で合意形成力を発揮せねばなりません。そこで伺います。政策の継続性、少子化対策出生率向上のさらなる支援策、外国人政策、人口減少危機意識の町

民との共有、これらの課題に対する当局のご所見をお聞かせください。

③持続可能な地域づくりの今後についてであります。人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要があります。

一方で、地方財政は、人件費の上昇や物価高等による歳出増の要因が拡大し、これまでの構造から大きく変化しています。今後もいかなる状況の変化にも的確に対応し、少子化対策、DX、GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化、老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進するなど、町民にきめ細かな行政サービスを提供しながら、増大する役割を果たしていただきたく切望いたします。さらに、中長期的な視点で、持続可能な地域づくりを確立すべきと考えます。

先般、町総合計画審議会での第3次横芝光町総合計画案に対する答申を町長に提出させていただきました。重点戦略を掲げましたが、配慮すべき事項については十分留意されながら、計画の推進に当たっていただきたく、重ねてお願い申し上げます。そこで、今後の進め方を含めた、町長のひとかたならぬ思いをお聞かせ願います。

第2に、優しさあふれるまちづくりについて2点お伺いいたします。

1点目として、マイナ救急の進捗状況について、①から③の3項目を伺います。

①マイナンバーカードの所有率と健康保険証利用の登録状況についてであります。マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証を救急搬送業務に活用するマイナ救急が、本年10月1日から全国の消防本部で始まりました。マイナ救急は、救急隊が持つカードリーダーで傷病者のマイナ保険証を読み込み、受診した医療機関の既往歴、薬剤情報などを把握する仕組みで、円滑な搬送先の選定や適切な応急処置につなげます。何といたっても、マイナ救急を利用するには、マイナカードを所有し、健康保険証の利用を登録していることが必要です。そこでまず、当町でのマイナンバーカードの所有率と健康保険証利用の登録状況をお尋ねいたします。

②マイナ救急の実施状況についてであります。まだ本格スタートして2か月余りですが、当該所管の消防本部におけるマイナ救急の流れや実施状況をお尋ねいたします。

③町民への周知についてであります。マイナ救急119番通報時の流れを知らない町民の方が圧倒的に多いのではないかと考えます。そこで、マイナカードの所有、健康保険証の利用登録、救急隊員の閲覧範囲、万に備えて外出時も携帯、これらの点をぜひ町民の皆様へ

呼びかけていただきたく切望いたしますが、いかがでしょうか。

2点目として、子宮頸がん撲滅に向けたHPVワクチン接種の更なる推進について、①と②の2項目を伺います。

①女子定期接種対象者全員に対する毎年の個別通知実施など、HPVワクチン接種率向上に向けた取り組みについてであります。HPVヒトパピローマウイルスワクチンは、平成25年に積極的勧奨が一時的に差し押えられた影響により、接種率が大幅に低下いたしました。その後、令和4年度に積極的勧奨が再開され、本町でも啓発が行われてきたものの、令和6年度末時点での定期接種最終学年、高校1年生の接種率は依然として低い状況にあります。

子宮頸がんの撲滅を目指すためには、さらなる取組の強化が必須必要で、対象となる小学校6年生から高校1年生への確実な情報提供が重要です。毎年約3,000人の方が亡くなっている子宮頸がんから命を守るため、特に女子定期接種対象者全員に対する毎年の個別通知が最も効果的な周知手段として望まれます。そこで、さらなるHPVワクチン接種率向上に向けた取組状況と課題について当局のご所見をお聞かせください。

②男性に対するHPVワクチン接種費用助成制度の創設および対象者への周知・啓発の徹底についてであります。海外では男女へのHPVワクチン接種と検診が進み、既に子宮頸がんの撲滅が現実となりつつある国もあります。現在、HPVワクチンは80以上の国と地域で男女ともに定期接種の対象となっており、G7の中で男性への定期接種を実施していないのは日本のみです。

HPVヒトパピローマウイルスは男女ともに感染し、子宮頸がんだけではなく、肛門がんや尖圭コンジローマなどの原因にもなることが知られています。日本ではこれまで男性への接種は4価ワクチンに限られていましたが、本年8月には9価ワクチンの男性への接種が承認され、自費での接種が可能となりました。しかし、費用が高額であるため、接種を希望しても、経済的な負担が障壁となっています。男性への接種費用を助成することは、本人の疾患予防はもとより、パートナーへの感染予防にもつながり、町民の命と健康を守る重要な取組です。そこで、当局のご見解をお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、川島富士子議員のご質問にお答えさせていただきます。

す。なお、私からは大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、人口減少時代の持続可能なまちづくりについてにお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

初めに、人口減少時代の持続可能なまちづくりについての戦後80年の今とこれからのについてでございますが、戦後、地方自治制度の充実に対応するため、従来の町村が合併することによって、その組織運営を合理的かつ能率的にし、住民の福祉を増進するよう、規模の適正化を図るべく、昭和の大合併が推進されました。

この中で、日吉村、南条村、東陽村、白浜村が合併し、昭和29年5月3日に光町が、大総村、横芝町、上塚村が合併し、昭和30年2月1日に横芝町が誕生いたしました。その後の経済成長に伴って発展し、町の人口も平成7年度まで増加しておりましたが、バブル崩壊以降の景気低迷に伴い、地方財政は厳しさを増し、地方分権の進展、少子高齢化・人口減少社会の到来、住民ニーズの多様化といった課題に対応すべく、平成の大合併が推進された中で、昭和の合併から50年の時を経て、平成18年3月27日に横芝光町は誕生いたしました。

このご質問の、今後の合併の考えはあるかにつきましては、当町は今、成田空港の第2の開港と呼ばれる機能強化や圏央道の開通といった大きな転機を控え、この千載一遇のチャンスを生かすべく、各種施策に積極的に挑んでいるところであり、かつ、これから合併20周年を迎える当町において、人に例えてみれば、これからが成熟し大きく飛躍していく時期であると捉えているため、現在は合併という考えは持っておりません。

次に、地方創生政策に伴う、本町の課題についてと持続可能な地域づくりの今後についてでございますが、政策継続性の確保につきましては、様々な環境変化に柔軟に対応しつつも、本年度策定を進めている第3次横芝光町総合計画の前期基本計画に基づき、令和8年度から4年間、継続的に政策を推進してまいります。

少子化に対応する出生支援策につきましては、これまでの取り組みを踏まえながら、この町で子供を産み、育てる中で幸せを実感できる支援を多角的に検討してまいります。

外国人の増加に対しましては、お互いによくわからないということからくる不安の解消が課題であると捉えており、同じ町民でありますので、文化や言語などの違いを認め合いながら、適切な交流を促進することで、共生を目指してまいります。

町民との人口減少に対する危機意識の共有につきましては、人口減少による影響を自分事として捉え、連携して対策に取り組むことが大切であります。そのためには人口減少の現状と将来の影響に関する正しい情報提供と、多様な関係者を巻き込んだ議論や合意形成が重要

であると考えております。以上、持続可能な地域づくりを進めるために、引き続き町民の皆様や関係機関、団体と連携し、互いの理解を深め、横芝光町の未来を思いながら協働することで、地域への愛着や誇りを醸成していくことが大切であると考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 税務課長。

〔税務課長 石田賢一君登壇〕

○税務課長（石田賢一君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、（1）中古商品車に係る軽自動車税の課税免除についてにお答えいたします。

軽自動車税種別割につきましても、賦課期日である4月1日現在の軽自動車の所有者に課税されます。そのため、自動車販売業者が販売を目的として所有する商品であって、使用しない中古の軽自動車も同様に課税の対象となります。

ご質問の中古商品車に係る軽自動車税の課税免除についてでございますが、地方税法第6条、公益等による課税免除及び不均一課税の規定により、町の条例で定めることで実施が可能となります。全国的には既に実施している自治体があり、県内では千葉市が令和8年度から実施を予定しております。

本制度の導入に際しましては、税収の減少に加え、対象車両の要件の検討や使用実態を確認するための審査体制の構築など、様々な課題があります。一方で、自動車販売業者の負担軽減につながるという利点も踏まえ、総合的に判断する必要があると考えております。町といたしましては、今後も他自治体や県内市町村、近隣市町の動向を注視しながら、慎重に検討を進めてまいります。

〔税務課長 石田賢一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、（2）新たな経済対策・物価高対策についてにお答えいたします。

国の方針として、全国の自治体が柔軟に使える重点支援地方交付金が拡充されるとの報道がされております。この方針のうち、物価高対策の案として、お米券やプレミアム商品券の配布といった意見が出ております。町といたしましては、これまでも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高に対応した支援を行ってまいりましたが、国の動向を

注視し、有効な施策を実施できるよう丁寧に検討してまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 平野和美君登壇〕

○環境防災課長（平野和美君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、優しさあふれるまちづくりについてのうち、マイナ救急の進捗状況についてにお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードの所有率と健康保険証利用の登録状況についてですが、総務省発表による令和7年10月末現在のマイナンバーカードの所有率は、全国で79.9%となっています。また、厚生労働省が作成したマイナ保険証の利用促進等についての資料によると、令和7年10月末現在のマイナンバーカード所有者におけるマイナ保険証登録状況は、全国で87.8%となっています。

次に、マイナ救急の実施状況についてですが、令和7年10月1日より全国すべての消防本部で開始されましたマイナ救急の実証事業では、救急隊員が傷病者本人のマイナ保険証を活用し、専用端末で過去の医療情報やアレルギー歴、薬の処方履歴などを閲覧することができ、緊急時の本人や家族の負担を軽減するとともに、傷病者がより適切な措置を受けることができます。

当町を管轄する匝瑳市横芝光町消防組合へ確認をしたところ、令和7年10月1日から11月14日までの横芝光町への救急出動件数は160件で、マイナ保険証の閲覧実績としては6回となっています。

次に、町民への周知についてですが、匝瑳市横芝光町消防組合のホームページで、緊急時にどのようにマイナ救急が活用されるかについて掲載するほか、イベント時に啓発チラシ等を配布し、マイナ救急の重要性について理解を深めていただいております。町としましても、緊急時に町民の生命を守るマイナ救急の周知啓発に努めてまいります。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 佐久間真一君登壇〕

○健康こども課長（佐久間真一君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、優しさあふれるまちづくりについてのうち、子宮頸がん撲滅に向けたHPVワクチン接種の更なる推進についてにお答えいたします。

初めに、女子定期接種対象者全員に対する毎年の個別通知実施など、HPVワクチン接種

率向上に向けた取り組みについてでございますが、子宮頸がんワクチンの定期接種対象者は、小学校6年生から高校1年生までの女子となっており、接種の推奨年齢は10歳から14歳とされていることから、中学1年生の女子に毎年、年度当初に案内文と厚生労働省のパンフレット及び予診票を個別に通知しております。また、接種率向上の取り組みとして、今後は中学生女子については、学校を通して接種勧奨案内を配布することや、最終年齢である高校1年生の未接種者を対象とした勧奨通知の発送について検討をしております。

次に、男性に対するHPVワクチン接種費用助成制度の創設および対象者への周知・啓発の徹底についてであります。HPVは男性にも感染し、咽頭がん・肛門がん・陰茎がん等の発症に関与すると言われております。厚生労働省において、男性のHPVワクチンは、前駆病変を含む肛門がん及び尖圭コンジローマの予防として、令和2年に4価HPVワクチンが薬事承認されたのち、令和7年8月に9価HPVワクチンが薬事承認されました。

男性への定期接種化は費用対効果に課題があるとされて、現在も議論が継続されております。このことから、男性へのHPVワクチン助成制度の創設については、引き続き国や県内自治体の状況を注視してまいります。

また、HPVいわゆるヒトパピローマウイルスの感染についてと、任意でHPVワクチンの予防接種をすることで男性も予防が可能である旨の周知を、町ホームページや中学校を通して、女子同様に男子に対しリーフレットを配布できるよう教育課と調整し、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

〔健康こども課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございます。町長から答弁いただいたわけですが、通告順に再質問させていただきたいと思っております。

初めに、中古商品車に係る軽自動車税の課税免除の件でございますけれども、課長からもありましたが、地方税法第6条に、25年前に決めてあった公益等による課税免除及び不均一課税の中で、地方団体は公益上その他の事由により、課税を不相当とする場合においては課税しないことができるとあります。また、平成12年に発行された市町村諸税逐条解説における軽自動車税の課税免除の中では、構造的、機能的に道路運送車両法に定める軽自動車等の基準に該当するものであれば、地方税法上は軽自動車税の課税客体となるものであるが、新車、中古車に関わらず、商品であって使用されていない軽自動車等は、いまだ流通段階にあり、使用段階に至っていないものについては、地方税法第6条の規定に該当するものとして、

条例で課税対象から除外することが適当であろうとの解説がございました。

政府の見解からすると、商品であって使用されていない軽自動車については、道路損傷負担金としての性格を考えると、課税を免除することが合理的であるというふうに考えるところと答弁されております。しかしながら、地方分権推進によって、課税免除は市町村の判断との答弁で終始してございました。改めて町トップの町長のお考えを伺います。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 軽自動車は市町村で集めさせていただいているわけですがけれども、普通自動車については県税でやっているわけであって、普通自動車の場合はこれ、月割りで払ったりというようなことをやっているんですよね。その間、多分業者が持っているのはどういうふうになっているのかというのはちょっと存じ上げませんでしたけれども、実際私もこの質問をいただいて初めて、軽自動車のそういうような減免というか、課税しなくていいんだなという方法も選択肢としてあるということを初めて知りました。

その中で、ただ、それからちょっとそれほど大きなレクチャーを受けているわけじゃありませんけれども、ただこれで業者が持って展示してあって本当に動かさない自動車であるという証明ですとか、そういうのがちゃんととれるのかなというのはちょっと頭の中に出ました。要は、中古車屋さんを信用しないわけじゃないですけども、やろうと思えば不正使用もできちゃうよねみたいなところの中で、その辺を例えば千葉市がもう既にやっているということであれば、その辺をどういうふうにしているのかなというのをしっかりちょっとレクチャーをいただいた中で進めて、そうであればこれはそうなるんだらうなという思いがありますので、しっかりと勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。

千葉市長も大変悩んだ末に、きちんと職員にそういう証明をできるものをつくらせてスタートということでありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。ちなみに、ナンバープレートがないことが一番良いことですが、ナンバープレートがついている場合でも、名義変更だけでよく、例えば10キロ未満の移動分だけの走行メーター距離で確認証明でき、プレートがついていても自治体の判断で課税免除できることになるそうです。購入ユーザーの車体価格に乗らないこと、明年4月からの働き方改革、減税支援につながることから、商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さないということになったと

ということで、千葉市の議員からも伺いました。ぜひそうすべきと思います。課税の在り方を理にかなった、より厳格かつ公正な方法にブラッシュアップすることは、町政への信頼を高めることにつながると考えますので、町長、どうぞよろしく願いいたします。

次に、国の重点支援地方交付金の対応であります。

先ほど最初に申し上げたとおり、我が党ではもうとにかく地方を隅から隅まで歩く中で、この物価高に悩んでいる住民が多いということ、これはうちの町だけでなく日本全国どこでもみんなそうだと思います。何が一番困っているかと集計的に出したときに、食料品だったわけです。今、国会では、水道料の減免とか、ガス代とか、お米券とか、いろいろと上がっておりますけれども、今日ほかの方の質問の中で、我が町は農業立町でお米を作っている人は消費者より多いというくらい、そんな話もあるくらいですから、ましてお米券はいろいろ引かれるということでありまして、例えば500円券でも賞味460円ぐらいしかならないとか、手数料を引かれるということでありましたんで、お米券は必要ないのかなというふうに思いながら、いろいろと早め早めに勉強させていただきました。

とにかく物価高を克服するため、自治体が地域の実情に応じたきめ細やかな施策を講じることができる一つであり、我が町に最も適した物価高対策をご期待したいと思います。そこで、ちょっと早いんですけども、来週なのかなというふうに思っておりますけれども、国からの通知は7月21日付で来ていたのかなというふうに思いますが、国からの通知の確認と本町への交付額がどのくらいの予測が立てられるのか全く分からないところかもしれませんが、そして何といっても特に食料品のインフレ対策は待たなしです。そこで、消費者支援、販売店底上げとなる、私は地域生活応援券発行事業第4弾を進めていただきたく切望いたしますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 国のほうから技術的指導ということで、今回の交付金に関する案内は複数回来ております。その中で、最初、お米券というようなことで、食料品支援だけというところではあったんですが、実際それをお店とかに充てようとすると、当然サランラップとか、そういう日用品も買うこともあると思いますので、どういうふうに運用しようかというところを非常に悩んでおりました。

そういった中で、これまでも第3弾までやってきているところであります。これから、その金額を見ながら検討していくところではございますが、より有効な施策が打てるように対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ぜひよろしくをお願いします。

可処分所得増ということで、水道料金とかは、とにかく何度も繰り返して言って申し訳ありませんけれども、とにかく歩く中で、食用品が一番大変だということに行き着きましたので、ぜひ町長にはお考えいただきたいと思います。

そこで、町長にお伺いします。物価高で苦しむ家計の負担を軽減する即効性のある緊急支援を一日でも早く生活者の皆さんにお届けしてほしい、その努力をお願いしたいと思います。そこで、町長には生活者の苦しさにも真正面から向き合っていていただいていると思いますが、確実に家計が楽になる政策を前に進めるためにも、専決処分でも早急の対応をお願いしたいと切望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この施策につきましては、大体の金額も認識しております。ここではまだ申し上げませんが、それを先ほど議員おっしゃられたように、商品券という形で、公平に、それもできるだけ金額の高いものにしていきたいという思いの中で、うっかりしたらちょっと足が出て一般財源を食い潰してしまうかもしれないぐらいの勢いでこれをやっていきたいなというふうに考えておりますし、今、専決処分の話が出ましたけれども、折を見て、議員皆様方にもご理解をいただけるような説明をする機会を早々に持ちたいなという認識の中で、今、事務事業を始めようというような状況でございますので、ひとつご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。

ちなみに、第3弾も専決でやっていただきました。これが非常に私も町の中あちこち歩いて、町民から大変好評でございましたので、このことを、こういった答弁を町長からいただいたということでお伝えしたいなというふうに思います。

最初に町長から答弁いただきましたけれども、ちょっと離れますけれども、以前横芝側にあったサビア出張所がなくなり、行政サービスの利便性向上の観点から、デジタル技術を活用した、これ、戦後80年のところですけども、デジタル技術を活用した手続のオンライン化や書かない窓口の導入状況はどう進んできたのでしょうか。これ、担当課長、もしお答え

できる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 川島富士子議員のご質問にお答えいたします。

旧サビアの中にありました当町の窓口のほう、サビアのほうが閉店することに伴いまして、撤収することとなりました。その代替といたしまして、当町として取り組んだのは、コンビニエンスストアで証明書が取得できるコンビニ交付です。こちらを導入することにより、マイナンバーカードがあれば、24時間365日、住民票などが取得できるようになりました。

また、書かない窓口、行かない窓口につきましては、今DX推進室のほう頑張っており取り組んでいるところでございます。こちらのほう、マイナンバーカードが普及してきているなど、様々な環境条件が整ってきている中ですので、より効率的な施策が出るように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます、突然にもかかわらず。

もう一つ突然なんですけれども、未来づくり課長にぜひいろんな駅北、またいろんな部分で私も関わらせていただいておりますけれども、公民連携によるまちづくりというところで、フューチャーデザイン手法、またバックキャストを活用した持続可能なまちづくりということがありますけれども、この辺のご認識等、ご見解分かる範囲で結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○議長（小倉弘業君） 未来づくり課長。

○未来づくり課長（鶴澤順一君） ご質問にお答えいたします。

未来づくり課の今の業務を考える上で、フューチャーデザイン、バックキャストの考え方は、未来の視点に立って、まちづくりの検討を進めることというふうに考えていまして、特に、駅の北側に例えさせていただきますと、20年後の町をイメージして、そのとき困ることを予測して、今から準備を進める事業なのかなというふうに考えております。そのように、将来を予測しながら、まちづくりを進めることというふうに認識しております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 大変にありがとうございます。ぜひ過去を見て反省することも大事ですけれども、それをまた生かすことも大事ですけれども、20年後、30年後の我が町の未来を見据えながら、とにかく新しいことを挑戦していただいて、とにかく団結第一ですので、

皆さんで力を合わせて進めていただきたいというふうに思います。

地域づくりでは、これ、ぜひもう町長に伝えたいことなんですけれども、地域づくりでは結果が出るまで5年から10年のスパンがかかるというふうに、先日のセミナーではお話がありました。また、先日のセミナーの4テーマ目の成功したバス事業者、北海道のバス事業者からは、このようなお話がありました。新しい取組は、最初はうまくいかない。3年くらいのビジョンを持っているか。続ければ、改善事項が出てくる。手を加えれば絶対うまくいくとお話がありました。うまくいくようになるには3年は絶対かかるということでありましたけれども、見直しも大事ですし、進めていくことも大事です。続けるもやめるも、どちらにしても自信を持って町民にきちんと報告ができるように頑張ってもらいたいと切望いたしますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 行政の仕事というのは、皆さん、議会というものがございまして、議会の承認を一つ一ついただきながら進めているわけございまして、確かに行政の仕事は民間の仕事とは違って、スピード感においては、若干劣る部分というのは確かにございます。しかしながら、それによる、しっかりと皆さんの意見を聞きながら、間違いのない進め方ができるという大きな利点もございます。

そういう状況の中で、時間は致し方ない部分だというふうに認識しておりますが、その中においても、できるだけスピーディーに物事をできるような状況づくりについては、日々努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。

最近、町民の中堅のお母さんから、私のところに届いた声を紹介したいと思いますけれども、先日、住民課に行きましたら、職員の方々は優しくとても親切に対応してくれました。しかし、庁舎建物があまりにも暗くありませんかと言われました。これは私にですね。でも、庁舎建物は老朽化していますから、とにかく職員の方は褒められた、対応がよかった、これだけで私は安堵しておりました。

とにかくこれからさっき未来づくり課長にも言っていました駅北、いろんな公共施設の集約化、これから進んでいかなくはないかと思っておりますけれども、とにかくその方はいろんな庁舎を仕事上歩いていたのかもしれませんが。職員の対応はいいんですけども、何

となく庁舎が暗いという、そんな話を繰り返し言われましたので、ぜひ英知を絞った公共施設の集約化に期待をしていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、マイナンバーカードの所有率と健康保険証利用の登録状況であります。専門家は、利用率の低さとして、個人情報の取扱いに対する不安、不信感があるのではとされています。そこで、例えばマイナ保険証があれば、医療機関での受診時や救急搬送時に、過去に処方された薬の情報、通院歴などを共有し、的確でスムーズな診療につながると、メリットや利便性など実感できるように環境整備を進めていくことが必要と考えます。

先ほどホームページ等、課長のほうからの紹介がイベントとかでということでお話がありました。イベントとかも非常にいいと思うんですけども、イベントというのは、参加が一部分に限られるので、私はちょっと今日持ってきてみました。最近、行政の回覧板でこういうふうに地区回覧というふうに流れるわけですね。こういうのって結構目に入るようになっていただければ、割と全戸回覧するわけですから、見る方の率が増えるんじゃないかなというふうに思いました。

マイナンバーカードに対して、後に質問したワクチンの件もそうですけれども、不安を抱える方や必要性を感じていない方々に対して、ホームページだけではなく、Q&Aで、ホームページのQ&Aは、このことも、マイナンバーカードのことも、後に質問したワクチンのことも、非常によくうちの町のホームページは出ております。ここまで親切によく出してくださっているんだなと私は感心しながら見ました。

ですが、ホームページって、みんながみんな見るわけじゃなくて、見落とすこともありますし、見られない人もいるので、ぜひこういった回覧だと、家族に対象者がいれば、こういうのを回ってきたよと話も食事のとき出るかもしれませんので、ぜひ広報ビラ回覧も考えていただきたいというふうに思いますけれども、こんなメリットがあるなどという、安心の提供に努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） マイナ救急につきましては、緊急時に命を守るということで非常に有効なものと考えますので、広報周知の方法についても研究させていただいて、皆さんに、もしものときに利用できるような形で周知させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） よろしくをお願いします。

マイナ保険証を持ち歩くことに、抵抗がある方が結構いるかと思います。救急活動に関係のない税や年金などの情報は閲覧できない仕組みになっていますので安心ください。また、救急隊が閲覧できるのは、本人同意の下、医療情報のみですというふうな周知も大事かというふうに思います。

2016年1月発行から10年、また、電子証明書は5年で更新せねばなりません。通知を事前に切れますよということで通知出されるかというふうに思いますけれども、このことも周知の対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） マイナンバーカードの件につきましては、住民課で所管しておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

電子証明と期限が切れる前に、個人に通知をしております、期限内での更新を促しているところです。前回、5年ほど前にマイナポイントということで、皆さん一斉に多くの方が登録をしたと思いますので、今ちょっと多くの方が見えて、ピークというか、そういう時期に差しかかっておりますので、間違いないように、皆さんに周知していきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ぜひよろしく願いいたします。

一人でも多くの命を救う事業として、今後円滑に運用が進むよう期待を寄せているところでございます。

次に、女子定期接種対象者全員に対する毎年の個別通知実施など、HPVワクチン接種率向上に向けた取組についてでありますけれども、キャッチアップ接種は、令和6年度、令和7年、本年ですね、3月で最終でした。未接種の対象者には、個別はがきで周知されたと伺いました。大変ありがとうございました。

そこで、本年の最終的なキャッチアップ接種対象者数と接種完了者数及び接種率を伺います。また、現在までの1回目、2回目の接種未完了者数をお教えてください。なお、本年4月から来年3月まで、経過措置の1年間がとられました。この1年間で2回目、3回目の接種を公費で接種できるため、期限を迎える対象者へ再度丁寧な周知をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 初めに、現時点でのキャッチアップ対象者数は899人です。そのうち接種を完了した人数は291人で、32.4%の率となっております。また、

接種期間の延長に該当された方で、接種が完了していない人数は、現時点において50人おりますので、今後、勸奨通知を発送する予定でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。

この50人に対する勸奨通知がいかにか大事かというふうに思っておりまして、今回取り上げた次第でありますので、漏れなくぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、課長、公費対象を外れると、実質3回完了まで9万円から10万円の費用負担がかかります。無料接種の利用の呼びかけを個別通知、ただいま個別通知を伺いましたけれども、個別通知だけでなく、もし可能であれば、コールリコールも有効でないかというふうに考えます。いずれにいたしましても、今後も対象者への勸奨通知や子宮頸がん無料検診クーポンの積極活用の呼びかけや利便性の向上につながる予防接種事務のデジタル化を大いにご期待申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

②の男性に対するHPVワクチン接種費用助成制度の創設及び対象者への周知啓発の徹底でございますけれども、繰り返しますが、日本で11月25日付の千葉日報17面に載りました。日本で年間約1万1,000人が診断し、約3,000人が死亡ということで、ただし、11月25日付に載った画期的な文面は、子宮頸がん発症80%減、HPVワクチンに予防効果とありました。とにかく勸奨通知、また、先ほども追っかけて言いましたけれども、コールリコールとまたクーポンの積極活用等、あらゆる面でご尽力いただければというふうに思ひます。

ちなみに、いすみ市の例でありますけれども、県内いすみ市は、私前にもいつか町長にお伝えしたことがあったんじゃないかなというふうに思ひますけれども、いすみ市は2023年4月から男性に対するHPVワクチンも無料でされているということでもあります。

このこともありますが、4価に加え、今年の8月から9価ワクチンもプラスになったということも周知していただきたいというふうに思ひますし、例えば福岡県の八女市では、市がHPVワクチン接種を促すポスターを作成して、公共施設や医療機関などに掲示しているということでもあります。子宮頸がんやHPVについて説明しているほか、早期からワクチン接種をする大切さを伝えているということでもありましたので、こういうことも参考にいただければと思ひます。子宮頸がんは、ワクチン接種と検診で予防できるがんということでもありますので、どうか丁寧な周知をお願ひしたいと思ひます。

最後になりましたが、前回も同じことを申し上げましたけれども、次から次へと押し寄せる政治課題の荒波を、英知と団結でいかに乗り切るか、町民の元へどれだけ早く希望と安心

を届けられるか、町長の政治手腕と職員の皆様の意欲を大いに大いにご期待申し上げますとともに、心から切にお願いを申し上げます、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（小倉弘業君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月6日から12月11日までは議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、12月6日から12月11日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月12日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時08分)

1 2 月 定 例 会

(第 3 号)

令和7年12月横芝光町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年12月12日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
第3次横芝光町総合計画基本構想を定めることについて
- 日程第 3 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
新町建設計画の変更について
- 日程第 4 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第5号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町総合計画審議会条例及び横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第6号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第7号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第8号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

日程第 1 1 議案第 1 0 号審議（質疑・討論・採決）

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第 1 2 議案第 1 1 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 1 3 議案第 1 2 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 4 議案第 1 3 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 5 議案第 1 4 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 6 議案第 1 5 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 7 議案第 1 6 号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 1 8 議案第 1 7 号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 1 9 議案第 1 8 号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 0 議案第 1 9 号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 1 陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 2 1 まで同じ

追加日程第 1 発議第 1 号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書について

出席議員（14名）

1番	森	大地	君	2番	内	田	美穂	君
3番	霞	浩子	君	4番	市	原	成一	君
5番	印	東彦	治君	6番	小	倉	弘業	君
7番	森	川貴	恵君	8番	秋	鹿	幹夫	君
9番	宮	菌博	香君	10番	山	崎	義貞	君
12番	鈴	木輝	男君	14番	川	島	富士子	君
15番	鈴	木克	征君	16番	鈴	木	唯夫	君

欠席議員（1名）

13番 川島 仁 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦	君	副町長	平山貴之	君
総務課長	鈴木正広	君	企画空港課長	加瀬淳一	君
財政課長	郡司勇	君	環境防災課長	平野和美	君
税務課長	石田賢一	君	住民課長	越川直樹	君
産業課長	小川健二	君	都市建設課長	林栄司	君
未来づくり 課長	鵜澤順一	君	福祉課長	平山昭彦	君
健康こども 健康課長	佐久間真一	君	食肉センター 所長	林栄	君
東陽病院 事務長	吉田潔	君	会計管理者	鴫田須美子	君
教育長	小川重之	君	教育課長	野村浩光	君
社会文化課長	北田勝也	君			

職務のため出席した者の職氏名

局長 古作健二 書記 椎名悦子

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。本日、川島仁議員から傷病のため欠席との届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎諸般の報告

○議長（小倉弘業君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

最初に、本日、総務経済常任委員会委員長から陳情第1号について、民生文教常任委員会副委員長から陳情第2号について、お手元に配付のとおり審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告します。

◎発言訂正の件

○議長（小倉弘業君） ここで12月5日の川島富士子議員の一般質問に対する当局の答弁に誤りがあり、訂正したい申出がありましたので、許可します。

企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 12月5日の川島富士子議員一般質問において、旧サビア店舗内の町民サービスセンター廃止後の町の対応につきまして、私から、コンビニエンスストアでの証明書発行により、24時間365日、住民票などが取得できるようになりましたとお答えしましたが、コンビニエンスストアでの証明書発行は、正しくは午前6時30分から午後11時まで、年末年始とメンテナンス日を除く日となりますので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（小倉弘業君） 通告順に発言を許します。

山崎義貞議員。

〔10番議員 山崎義貞君登壇〕

○10番（山崎義貞君） 改めまして、おはようございます。日本共産党の山崎義貞です。

青森県、東北沖を震源とする最大震度6強の地震が8日午後11時15分頃発生しました。地震により約50人が重軽傷を負いました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

高市政権は、総合経済対策の裏づけとなる2025年度補正予算案が衆議院で可決されました。一般会計補正予算案の経済対策の関係経費は18.3兆円で、リーマン・ショック後の2009年の14兆円、東日本大震災後の2011年度の15兆円を上回ります。消費税減税を拒否し、最低賃金時給1,500円の目標さえ取り下げるなど、物価高から暮らしを守り、経済を立て直すという太い柱も何もないこと。そして、暮らしが大変なときに軍事費のGDP比2%の2年前倒しを補正予算で行うことは重大です。

さらに、危機管理投資、成長投資の名で巨額の大企業支援が行われようとしています。まさに無責任な大軍拡ばらまき財政であり、その財源も国債頼み。これではインフレを加速させかねません。既に円安や長期金利の上昇など、経済対策を打ち出したことによる経済の混乱が起きています。10月の物価は3.0%の上昇で、50か月連続上昇、実質賃金は9か月連続マイナスで、アベノミクス以降34万6,000円も下がっています。ここに直接応える消費税減税と大幅賃上げに踏み出すことなくして、暮らしの危機や経済の行き詰まりを打開できるでしょうか。

また、11月17日、衆議院予算委員会において、野党議員からの質問の答弁、いわゆる高市首相の台湾発言です。香港のフェニックステレビのインタビューに応じた日本共産党の志位議長は、「台湾有事は存立危機事態」と述べた高市首相の発言について問われました。

最大の問題は、特定の国を名指しして戦争を行うことがあり得ると公言したことであり、こんな発言をした首相は戦後の歴史でも高市首相が初めてですと指摘しました。台湾海峡での米中の武力衝突がどう考えても存立危機事態になり得るという答弁は、日本に対する武力攻撃がなくても、米軍を守るために自衛隊が中国に対する武力行使を行う、戦争を行うことがあり得ると宣言したことになります。戦争放棄をうたった日本国憲法をじゅうりんし、日中両国民に甚大な被害をもたらす惨禍につながる危険極まりない発言だと批判をしました。

また、高市発言が日中両国の1972年の国交正常化以降、確認をしてきた一連の重要な合意に背くとも批判し、72年の日中共同声明では、中国政府は台湾が中国の領土の不可分の一部だと表明し、日本政府は十分理解をし、尊重し、ポツダム宣言第8項を堅持するとしたことで国交正常化が実現したと語り、日中共同声明を乱暴に踏みにじる関係正常化の土台を壊すものだと批判をしました。

高市発言の撤回が最優先であること、自ら発言撤回をすること、これなくして先に進む土台ができません。発言撤回を求めようではありませんか。

それでは、一般質問に移ります。

大綱1点、男女共同参画計画について質問をします。

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。男女共同参画社会基本法で、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する政策の推進を図っていくことが重要であると述べられています。この基本法第3条では、男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊重が重んじられること、男女の性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が保障されること、その他の男女の人権が尊重されることとなっています。

第3次横芝光町男女共同参画計画では、豊かで活力ある町を実現するためには、多様性を認め合い、一人一人が個性と能力を発揮することができる男女共同社会の実現を目指していくことが重要になると述べています。人権が尊重される男女共同参画社会の環境づくり、安心して暮らせるまちづくりをより一層進めるべきだと考え、初めに、パートナーシップ制度について引き続き伺います。

2015年、東京都渋谷区議会が初めて、結婚に相当する関係と認める渋谷区パートナーシップ証明書を出す条例を制定しました。その後、他の自治体にもパートナーシップ制度導入が広がり、2025年5月末時点の調査によると、全国で530自治体、人口カバー率は92.5%を超え、急速に広がっています。

パートナーシップ制度は、多様な家族の在り方を尊重する社会の実現を目指すもので、千葉県では17の市で実施されており、千葉市と周辺自治体6市と連携協定を結んでいる自治体では、転入転出の手続きが簡略化されています。パートナーシップの関係にあることを届け出ることのできる制度ですから、未成年の子供がいる場合、併せて届け出ることができるファミリーシップ制度と証明範囲が広がってもいます。誰もが大切なパートナーや家族と共に自分らしく暮らせるよう、市町村が応援するものです。

この制度について、どのように男女共同参画の視点から考えるのか、調査研究してこられたのか、お答えください。

次に、役所における環境整備について伺います。

第3次横芝光町男女共同参画計画では、町政における意思決定過程に多様な視点を反映することができるよう、町職員における管理職や審議会等の委員において、男女比に偏りが生じないよう積極的な女性の登用を行いますとあります。長時間労働をなくし、柔軟な働き方の導入、また、ハラスメント対策など働きやすい職場環境の整備が求められます。

育児介護休業や保育、介護支援、仕事と家庭生活の問題、女性の管理職の登用の促進、そして職場の男女共同参画の意義や性別役割分担意識改革が必要ではないでしょうか。役所における環境整備についてお答えください。

外国人支援について伺います。

男女共同参画計画に当たって、町内の事業所アンケートで、外国人の雇用について、「今後雇用を考えたい」「既に雇用していて当面は現状維持の予定」、合わせると62%の事業所が外国人の雇用について積極的な考えを持っています。男性労働者だけではなく、多くの外国人労働者もいます。外国人支援についてお答えください。

次に、国連が定めた国際女性農業者年について伺います。

2026年を国際女性農業者年とすることをアメリカが提案し、全会一致で採択されました。世界中の女性農家が農業食品システムで果たしている重要な役割並びに食料安全保障、栄養、貧困撲滅への貢献についての認識を高めるよう呼びかけています。女性農業者が直面する障害や課題に対する効果的な政策と行動を採用するためのプラットフォームとして、また、農業における男女平等と全ての女性のエンパワーメントを促進するためのプラットフォームとして機能します。

また、この条約は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重点強化に向けた国連食糧農業機関、FAOの取組を確認するもので、これには社会規範や構造的規制に対処する政策枠組みの提唱や包括的な農村開発に向けたプロジェクトやプログラムにおけるジェンダー変革アプローチのさらなる活用が含まれます。

報告書によると、女性は世界の農業労働者の39%を占めているにもかかわらず、土地や家畜の所有権、質の高い安定した仕事へのアクセス、公平な賃金、意思決定プロセスへの参加、信用及び金融サービスへのアクセスにおいて大きな差別、課題に直面しています。食料安全保障を強化し、経済的繁栄を推進し、農業食品システムにおける男女平等を推進するために、

こうした根深い格差に対処する世界的な取組を求めています。

10月15日は国連が定める農村女性の日、来年は国連が定める女性農業従事者の国際年、女性農業者が果たしている食料供給への役割を評価して、農業に従事する女性が直面する課題の解消に向けて取組を進めていこうとするものです。女性農業者の地位向上に向けた取組について、町はどのような行動支援を考えているのかお答えください。

大綱2点目、教育関係について質問します。

初めに、教員のメンタルヘルス対策について伺います。

教員のメンタルヘルスは深刻で、精神疾患による休職者が増加をしています。現状は深刻な状態だと認識する必要があると思われます。教員の休職割合は一般企業よりも高いと言われています。業務内容の多さ、保護者や生徒、また職場内の人間関係、長時間労働や業務の質の困難化など多岐にわたると思われます。

教育現場の厳しい環境が教員の精神的、肉体的な負担を増大させているということになり、その結果、質の低下や人手不足への問題へとつながっているのではないのでしょうか。メンタルヘルス対策を教育委員会としてどのように対応しているのか、その体制はどうなっているのか、メンタルヘルス対策についてお答えください。

次に、教員の私物端末の取扱いについて伺います。

今年の夏、一部の教職員による不適切な行為が報道されたことを受け、教員の私用端末による撮影や教室への持込みを原則禁止する動きが広まりました。文部科学省は7月に、私物端末で児童生徒を撮影しないこと、画像の学校外持ち出しをしてはいけないことを全国に通知しました。教師個人のスマートフォン等で児童生徒を撮影しないこと、学校の端末で撮影しても管理職の許可なく学校外に持ち出さないことを徹底する内容になっています。

学校に徹底されているのかをお答えください。

大綱3点、住民健診の聴力検査を加えることについて質問します。

健康増進法に基づき実施されている住民健診ですが、会社員が受ける法定健康診断や共済組合の本人が受ける法定健康診断には聴力検査が必須となっています。しかし、国保加入者が受ける住民健診は聴力検査は入っていません。高齢者となり難聴が進むと、認知症のリスクが高くなります。住民健診に聴力検査を加え、健康増進を図ることを求めて、最初の質問といたします。

〔10番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 小川重之君登壇〕

○教育長（小川重之君） 山崎義貞議員のご質問にお答えします。

なお、私からは大綱2点目、教育関係についてのうち、教員のメンタルヘルス対策についてにお答えし、その他のご質問については、担当課長から答弁させますのでよろしくお願いたします。

近年、教員の業務の内容が多様化・複雑化する中で、心身の不調を訴える教員が増加傾向にあることは、全国的に大きな課題であると認識しております。現状といたしまして、千葉県教育委員会では、令和7年3月に決定されました令和7年度から令和11年度までの5年間の期間とした第4期千葉県教育振興基本計画の実施計画でございます。今後5年間に実施する施策と主な取組の基本目標「子供たちの自信を育む教育の土台づくり」から、施策の項目として「優れた教員の確保と教育の質の向上」が掲げられ、この中で教職員のメンタルヘルスの推進が挙げられております。

また、町教育委員会といたしましては、現在3つの項目について取り組んでおります。

1つ目は勤務環境の改善で、各学校において教職員の勤務実態を客観的に把握し、長時間勤務が見られる場合には管理職による個別面談を行うなど、早期対策に努めております。さらに、事務作業の効率化や分担、行事や会議等の精選を進めることで、教員の業務の負担軽減を図っております。

2つ目は相談・支援の体制整備で、普段から学校に訪問した際には教職員の様子を観察し、気になる教職員に指導主事から声をかけたり、管理職から様子を聞いたりし、場合によっては面談を行っております。他にも、千葉県教育委員会やその他の専門機関で行っている相談ダイヤルなどを周知し、悩みを一人で抱え込まないような体制を整備しています。

各学校においても定期的な健康診断やストレスチェックを行い、心の健康状態を把握し、必要に応じて管理職等の面談を行ったり、医療につなげたりするなど、早期発見や早期対応に努めております。

3つ目は予防的な取組で、教職員の士気を高めることを目的とした校内モラールアップ委員会を組織したり、校内メンタルヘルス研修を行ったり、教職員の意識を高める工夫をしております。

今後とも教職員一人ひとりが心身ともに健康で、安心して教育活動に取り組むことができるよう、千葉県教育委員会や関係機関と連携しながら、教職員のメンタルヘルス対策の推進

に努めてまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 小川重之君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、男女共同参画計画についてのうち、パートナーシップ制度についてと外国人支援についてにお答えします。

初めに、パートナーシップ制度についてであります。令和7年4月1日現在で千葉県内では東葛地域を中心に17市で導入されており、全国的には県での導入事例も増えてきているところであります。

令和6年3月に策定した第3次横芝光町男女共同参画計画の、計画の基本的な考え方の中で、「男女共同参画・ジェンダー平等は、性別に関わりなく、一人ひとりが尊重され、自分らしく活躍できる、誰もが幸せな社会の基盤となるもの」としており、基本目標Ⅰ「男女共同参画社会とジェンダー平等を実現するための環境づくり」の実現に向けた基本方針として「性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消」と「男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」の2つを掲げております。これらの施策として講座や研修の開催、広報紙などでの情報発信など、主に意識啓発に主眼を置いているところです。

議員ご質問のパートナーシップ制度につきましては、現行の計画からは一步踏み込んだ取り組みとなり、制度設計にあたっては性的少数者の人権をどのように捉え、施策を行っていくかということが大切であり、運用によっては本人の許可なく秘密を暴露されるアウトティングや差別の増長につながりかねないということも懸念しております。まずは理解促進を図りながら、町民に受け入れられる制度となるよう、慎重に検討を進めることが重要であると考えております。

次に、外国人支援についてであります。森川議員の質問でもお答えしたとおり、町の人口の3%は外国人であり、育成就労制度への移行に伴って外国人の増加と定住が見込まれます。

第3次横芝光町男女共同参画計画の基本目標Ⅲにおいて「一人ひとりの人権が尊重され、安全・安心に暮らせるまちづくり」を掲げ、実現に向けた基本方針で「誰もが安心していきいきと暮らせる環境の整備」として、外国人住民に対しわかりやすい情報提供や交流機会の創出など、多文化共生を推進するとしています。具体的には、外国人住民に向けたわかりや

すい情報提供のため、やさしい日本語講座の開催や異文化理解を進めるべく、各種講座やJICA国際協力機構の協力をいただきながら交流イベントを実施しております。

これまでの取り組みに加え、外国人が地域社会に適応できる仕組みづくりを進める必要があると考えており、今後の状況を見極めつつ適切な対応に努めてまいります。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

〔総務課長 鈴木正広君登壇〕

○総務課長（鈴木正広君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、男女共同参画計画についてのうち、役所における環境整備についてにお答えいたします。

令和4年11月から、男女共同参画に関する取組みの重要な基礎資料とするため、町民や職員等を対象にアンケート調査を行い、現状や課題を正しく把握・整理しながら、令和6年3月に第3次横芝光町男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を実施しているところであります。

職場における取組みにつきましては、町の施策決定・遂行には、女性職員の意見や感性を欠くことはできないことから、男女比に偏りが生じないように、個人の資質や特性に応じて意欲と能力のある女性職員を積極的に管理職に登用しております。

また、職員の誰もが自らの希望に応じた働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活との両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスが実現でき、働きながら安心して出産・子育て、家族の介護等が行えるよう育児休業、介護休暇の取得を積極的に促進するとともに、テレワークや時差出勤を含む柔軟な働き方の選択、有給休暇を積極的に取得できるよう、職員の意識改革を行っております。さらには、職場における各種ハラスメントの未然防止に向けた相談支援体制を構築するとともに、職員一人ひとりが各種ハラスメントに対する基礎知識を高められるよう、研修等を行っているところであります。

いずれにいたしましても、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立ち、男女がともに活躍でき、やりがいをもって働き続けることで能力を最大限発揮し、町民に対してより質の高い行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

〔総務課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

〔産業課長 小川健二君登壇〕

○産業課長（小川健二君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、男女共同参画についてのうち、

国連が定めた国際女性農業者年に対する取り組みはにお答えいたします。

国際女性農業者年とは、2024年に国連総会において採択した決議で定められ、農業に従事する女性が直面する課題解決や農業分野における男女平等の実現と権限を与えることを目的として、2026年を女性農業従事者の国際年としたものです。

当町における取り組みは、家族間において作業を分割する家族経営協定の推進や農業振興会女性部会の活躍の場の提供など、積極的に活躍できる取り組みをしております。来る2026年に向けては、農委だよりで周知するなど推進するとともに、男女が働きやすい営農環境の実現に向け支援してまいります。

〔産業課長 小川健二君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、教育関係についてのうち、教員の私物端末の取り扱いについてにお答えいたします。

現在、国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒に1人1台タブレット端末の導入をしておりますが、教員につきましても児童生徒への授業や作品など、学習指導のために用いる指導用タブレット端末と児童生徒の成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録などの校務系情報に用いる校務用端末をそれぞれ1人1台導入しているところでございます。

また、現在小中学校では、不祥事防止の観点から、令和7年3月に千葉県教育委員会が改訂いたしました「教職員の服務に関するガイドライン」の中で、「校務で児童生徒の撮影を行う場合、学校が保有するデジタルカメラ等を使用し、私物のスマートフォンやデジタルカメラ等は使用しないこと、やむを得ず私物のスマートフォンやデジタルカメラ等を使用する必要がある場合は、事前に管理職の許可を得ること。」と義務付けられております。これに基づき、各学校で定期的に、不祥事の未然防止に係る自己分析シートなどを活用し、スマートフォンなどの私物端末の不適切な使用を防ぐ手立てを講じております。

これに加えて、情報通信技術の理解力・活用力であるICTリテラシーについて、教職員研修の中で取り扱っており、個人情報の取扱いにおける注意事項を確認し、厳正な管理を徹底すること、また、SNS等の利用につきましては、注意喚起を図り児童生徒指導の課題と対応について研修しているところでございます。

町教育委員会といたしましても、教職員によります児童生徒等の個人情報を含む書類や電子データに関する取扱い、私物端末に対する細心の注意や個人情報等の漏洩防止を図るべく、

学校長を通じて対応してまいります。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 佐久間真一君登壇〕

○健康こども課長（佐久間真一君） 山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、住民検診についての、聴力検査を加えることについてにお答えいたします。

現在、町で実施しております特定健康診査及び後期高齢者健康診査、結核、肺がん検診などの住民健診は、高齢者の医療の確保に関する法律をはじめ、がん検診は健康増進法、結核検診は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、健（検）診を実施しております。

聴力検査については、町が実施する健康診査において、法律上、必須の検査項目に含まれておりません。また、住民健診に聴力検査を実施することにつきましては、雑音のない部屋の確保、検査に時間を要することから、待ち時間が増え、健（検）診会場の滞在時間が長くなることや検査後のフォロー体制の構築が必要であることから、現時点では聴力検査を導入することは難しい状況であると考えております。

現在、耳の聞こえについては、町ホームページに「聞こえのチェックシート」「難聴リーフレット」「ヘッドホン難聴」等について掲載をしております。耳の聞こえにくい辛さについては、原因究明と適切な治療により改善が見込まれる場合があります。今後は専門医に受診を促す旨の案内リーフレットを作成し、住民健診時に周知啓発できるよう取り組んでまいります。

〔健康こども課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、教員のメンタルヘルス対策についてから再質問します。

なかなか教員の労働環境というのは大変だというふうに思っています。働き方改革の中で内田議員から質問をされていますし、人権が守られる学校へということでは言われていますので、この働き方改革については私のほうから特段質問はないんですが、やはり教育長が言われたように、非常に精神疾患による休職者が多いというようなことで、深刻だと思うんですね。

千葉県全体では昨年の1年間、ここずっと五、六年、同じくらいで170人台から180人前後のところでの精神疾患による休職者があるというふうに報告されています。当町での先生の休職者というのがあるかどうかお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 山崎義貞議員のご質問にお答えいたします。

令和7年度内におきましては、精神疾患に係る休職の職員は1名ございました。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） そうなんですよね。パーセントからしても、やはりいると思うんですが、先ほど教育長も言われましたが、学校におけるストレスチェックということで、予防的な取組とかというようなことで多々言われていました。されているということでは非常に早急なというか、素早い対応というのをこれからもしていただきたいというふうに思います。

学校は保護者からの要望とか、それから学校へのいろんな期待の要望とかいろいろあるかと思うんですが、非常にこういうクレームも含めて増加していると思うんです。いじめ問題もありますので、教育委員会として学校に対して、学校長といいますか、学校に対しての指導体制というのはどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 各学校におきましては、保護者からの様々な要望、クレームと言ったらいいんでしょうか、毎日のようにございます。ただ、それについては、学校側としてはクレームというふうに捉えるのではなく、子供をよりよくするという保護者の気持ちだと捉えて、その保護者の気持ちに寄り添いながら、話を傾聴しながら、子供の成長に資するような方向で話し合いを進めていこうというスタンスであります。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

先生一人、個人の対応ではなく、やっぱり学校全体とかチームとしての解決を図らなければならないと思いますので、引き続きぜひ着実に進めていただきたいというふうに思います。

次に、先ほど教育課長のほうで言われました私物端末の件なんですが、県の通達でということでしたが、この県の通達は、いつ通達が町に来たんでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） これは毎年度4月の時点で、校長会議を通じて不祥事防止について取組まれておりますので、それに合わせて通達をしております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 壇上でも申し上げましたが、今年の夏は非常に先生の問題が起きました。国のほうも、すぐそういう点では、地域の教育委員会とかが動いたことによって国のほうも動いたというようなことになったのかなというふうに思いますが、やはり子供の人権というようなことをどうやって守るのか。要するに、人権と同時に個人情報の確保というものもきちんとしていけなと思うんですが、タブレットではなくて携帯電話の持込み、教室への持込み、私用の、これというのは学校に教育委員会から校長を通してというようなことで、そのような説明だったと思いますが、ここのところは実際問題、今行われているのか、実行されているのかどうかをお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 不祥事を防止する手だてというところで、ちょっとご理解をいたしました。

町教育委員会作成の学校危機管理の中では、不祥事根絶に関する項目を掲げてございます。こちらにつきましては、先ほど私から申し上げました年度当初、4月の小中学校校長会議で示し、全教職員に配布してございます。その中で、学校不祥事を起こさないために、不祥事根絶に向けてなどの項目について触れておりまして、不祥事の未然防止に努めてございます。

また、今年度、千葉県内の不祥事事案を受けまして、若年層の職員、こちらにつける不祥事の割合が多いと感じておりますので、年明け1月早々に、町教育委員会主催の若年層不祥事根絶の研修会を予定してございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ぜひ個人の携帯といいますか、端末は教室とかそういうところに持ち込まないというようなことで、ぜひ徹底していただきたいというふうに思います。

次に、住民健診の聴力検査についてなんですが、課長のほうから非常に検査を加えるのは難しいと。ホームページに載せている聞こえのチェックシートとか、そういう案内のチラシもされているというようなことですが、やはり高齢になるとどうしても難聴になる人が多くなるので、住民健診の問診票、質問票の中に難聴のチェックリストを入れるということは非

常に大事だというふうに思っています。

住民健診を受ける全ての人が聴力検査をしなければならないということではないと思いますので、柔軟な対応をお願いしたいと思うんですが、ちょっと通告はないんですが、この聞こえの相談といえますか、検査費用の中に、福祉課長にちょっと質問させてもらいたいんですが、今年度より国の介護保険保険者努力支援交付金の中に、認知症の総合支援としての難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取組の指標評価が入ったと思います。耳の聞こえについて積極的な取組が行われている自治体もあるかと思いますが、これについてはどのように考えるのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 介護保険制度の保険者努力支援交付金につきましては、当町につきましては令和7年度については普及啓発の取組を行っております。

具体的に難聴については、フレイル予防の健康教室を実施する際に併せて普及啓発を行っているところです。具体的には地区サロンや地区で行っている貯筋運動の際に、いわゆるヒアリングフレイルの予防の普及啓発を行っているところです。実施に当たっては、介護度重度化防止推進員さんがいらっしゃいますので、そちらの方々に勉強会を行った上で、各地区の普及啓発のほうに出向いていただいているというような状況でございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。

続いて、男女共同参画のほうに移らせていただきます。

パートナーシップ制度のことについて、2023年の一般質問でもこの問題、それ以前も取り上げて、何度も私この問題取り上げてきたんですが、当時の答弁は、住民の理解や議論が深まっていない、同じことなんですね。相談実績もなく、宣誓制度導入に当たっては、町として何ができるか検討したいというようなことを言っていました。

どのような検討をしたのかということなんですが、同じくこのとき、2023年の一般質問ですが、中学生の制服の選択肢を増やすべきではないかということも質問しました。このときの答弁で、制服についての問合せや相談はなかったが、このような事案があった場合には柔軟に対応したいということでした。来年度から光中学校の制服の下が、ズボンとスカートの選択肢が広がることとなります。

これは時代の流れだと思いますが、そんな中で、やはり千葉県でも、富里市や鋸南町でもパートナーシップ制度の導入予定だというふうに聞いています。千葉県議会でも多様性を尊

重する条例ができました。

町は広報を通じて、6月23日から29日の1週間を男女共同参画週間として、パートナーシップについて考えてみませんかとの町の広報でこの時期になってくると知らせているんですが、やはりパートナーシップ制度を宣誓するという事は、町民に対しての大きなアピールになってくるし、町が受ける不利益ということはまずないと思うんですが、ぜひ進めていただきたいんですが、なぜ進まないのかというようなことをちょっとお聞きしたいんですが、進んでいない……。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） パートナーシップ制度については、これまでも検討しますというところまで答えてきていたところだけでも、なぜ進んでいないのかということにつきましてお答えさせていただきます。

私の先ほどの答弁の中でもお答えさせていただいたところですが、パートナーシップ制度のほうは、制度の設計に当たりましては、性的少数者の人権をどのように捉えて施策を行っていくかということが大切であるというふうに考えております。そこについて研究を進める必要があるとは考えているんですが、いかんせんその事例とか、そういったところについてなかなか研究が難しいところがあります。ですので、まずはそういったことを解消するために理解促進を図っていくということが大事だというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） やっぱり基本、パートナーという法律、憲法でも男女というような、もうある一つの決まり文句みたいにできているというのは、あるというのはご承知だと思いますけれども、そういう中で本当に少数の人たちのためにというのは、その気持ちは分かるんですが、この横芝光町、どちらかというとも都会ではない部分においては、やはりパートナーと言ったら男と女だろうというような認識のほうが強いということもあって、あえてそれを踏み込んでいくことが、デメリットでもないですけども、じゃ、メリットはどこにあるのかということをお考えすると、なかなか進められないというのが現状だというふうに、私は個人的に認識をしているところであります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 町長の答弁はずっと同じなので、これは前に進まないなというふう

にと思いますが、今、国では選択的夫婦別姓のこともなかなか議論までいかないというか、進まない。自民党の中での少数の反対者によって、これ進まない。

あくまでも選択的夫婦別姓というのと同じであって、これはやっぱり進めるべきだという、このパートナーシップ宣言を進めるべきだというふうに思うし、全国的にも先ほど言った九十何%、すみません、細かな数字ちょっと忘れちゃったんですが、カバーされているというようなことは、これ田舎だからとかそういうことじゃなくて、ましてや、今、町長言った、非常に私、問題発言だなというふうに思ったのが、少数者というようなことで、やはりこれは差別だと思うんですよ、少数者を。

だから、その少数者をも救うというのがやはり自治体の役割だと思うので、ここのところはやっぱり、そこはちょっと違うんじゃないかなというふうに私は思います。私はそのように思いますので、ぜひ再度、これ庁内の中でも企画空港課だけじゃなくて、やはりあらゆる部署でこの問題をもんでいただいて、進めていければいいなというふうに思います。

次に、役所における環境整備についてですが、パワハラ、セクハラの問題もありました、検証しているというようなことで。このようなパワハラ、セクハラ対策ということの相談件数というのは、相談あったのかどうなのかというのを、ちょっと課長、お願いしたいです。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） 相談件数についてお答えいたします。

相談実績であります。令和4年度以降の実績はございません。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。

令和4年以降ないということ、それ以前は分からないということによろしいんですかね。

それ以前はあったということも含めてどうでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） 令和3年度に1件あったと聞いております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 働きやすい職場環境問題、先ほど課長言いましたが、男性の育児休業の取得ということは、これなかなか目標達成していないと思いますが、どれくらいの男性の育児休業は取られているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） お答えいたします。

実績であります。男性職員で令和4年度はゼロ人、2人対象がありましたがゼロ人。令和5年度は5人中5人が取得しております、100%であります。令和6年度が1人の対象で使っておりません。ゼロでございます。令和7年度はこれからですが、1人予定と考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 町の職員から、ぜひこれは進めていってほしいなというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、最後に、ちょっと時間がない、国際農業者年に対する取組について再質問します。

女性農業者を元気にするというのが町の農業の発展にもつながるかと思えます。先ほど課長は、女性部会の支援をしていっているということで、農業振興会の中でも女性部会が活躍していると思えますが、日本での女性差別撤廃条約の件なんです、これ周知度が38%ということで非常に低いんですが、男女共同参画基本法のほうが非常に聞き慣れて広がっていると思うんですね。

やはり農村女性の活躍というものをもっともっと進めていくというようなことが必要になるかと思えます。家族農業を支えているのは女性たちの努力が必要ですし、若い世代の参加を増やす努力を町に強く求めまして、もう時間もないので私の発言を終わりにさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（小倉弘業君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前10時58分)

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時08分)

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 第3次横芝光町総合計画基本構想を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第3、議案第2号 新町建設計画の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

市原成一議員。

○4番（市原成一君） 新町建設計画の期間が延びるとするのは、財政上も非常にいいことかなというふうには思っているんですが、そこで参考までにお伺いしたいんですが、これからの起債の残り枠、どのくらいあるのか。それと事業量がどのくらいあるのか。それから、5年延ばしても完了できないものがあるのか。分かる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） それでは、合併特例債の残り、残ということでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

建設事業分で令和7年度当初予算時点でございますが、年度末の発行可能残額は約17億

1,000万円です。基金分につきましては、令和7年度で全て使い切る予定としておりますので、残は残っておりません。

それと、財政推計上12年までに計上している合併特例債の充当事業でございますが、まず町道関係が主でございますけれども、町道のI-7号線、寺方、それと町道I-8、I-9号線、横芝地先、それと町道I-10号線、宮川地先、これらの道路改良。また、町道I-14号線、長塚ですが、これについては舗装修繕を予定しております。

道路以外ですと、消防本部庁舎、これの整備、また横芝駅北側周辺地区の整備につきまして充当を予定しているところでございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第4、議案第3号 横芝光町乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 根拠法令があつて、こういう条例が制定されるということは理解しておりますが、まず、この10時間がすごく少ないのではないかなというように感じます。まずはこの条例を制定するという考えであるものと思っておりますけれども、それと併せて、この条例を制定すると、この取組を実施してくださる施設が現時点で内諾といたしますか、ある

のか。また、この10時間以上のニーズが今後出てきた場合、どのような対応をするのか。お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） ご質問にお答えいたします。

まず、国が制度化したこの通園支援事業は、10時間までの補助金のみが交付される制度であるため、まず既存の1か月当たり12日間まで利用できる一時預かり事業により対応したいと考えております。

今後、通園支援事業が実施されてニーズが増えた場合の対応ということですが、町内各園に対して協力を求めることや、事業に対する財源の確保などを踏まえまして進めたいと考えております。

現在の誰でも通園制度において対応可能な園ということなんですけれども、現在、各園長と調整を進めている中では、1つの園が前向きに検討をいただいているところでございます。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ぜひそういったところ、速やかに導入できるようにいち早く進めていただきたいという考えがあります。

こども誰でも通園制度ですから、働いていられない保護者の方でもお子さんを預けられるということでございますので、一つの緩和措置ということでもいい取組だと思っておりますけれども、先ほど来申し上げているとおり使いやすいものでありますから、10時間ですと大分時間的に足りないというようなニーズも今後考えられますので、そういったところをしっかりと受け止めていただいて、また次に進めていただけたらと思っております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません、通告も何もしていないんですけれども、保護者の町に対する申請に当たって、オンライン申請を今後導入されていくお考えがあるかどうか、そういう議題が考えられたかどうか。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） この制度自体に限らず、今後オンライン、ホームページを通じてなどの申請については考えていきたいと思うんですけれども、現時点で今すぐいつ実施するということは、まだお答えできないところでございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ぜひ、時代の流れでありますので、オンライン申請、オンライン

申込み、考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） この誰でも通園制度を実施するに当たっては、保育園の保育士さんの負担というのが非常に重くなるんじゃないのかなと危惧するんですが、そのところはどうか。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 負担というところもあるんですけども、これについては各園をお願いをして、対応が可能だということに対してお願いをする考えでありますので、強制的にやってくださいということでは、そういう協議はしませんので、すぐ負担がかぶさってくるというようなことはないと考えております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第5、議案第4号 横芝光町児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第6、議案第5号 横芝光町総合計画審議会条例及び横芝光町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第7、議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） それでは、私のほうから2点ほど質問させていただきます。

まず、地域手当の支給割合の引上げなんですけれども、地域手当を1%上げることにより、人件費で2,050万円の財源が必要になります。現在の財政状況で令和8年度以降も支給することは大丈夫なのかということをお伺いいたします。

2点目でございますが、郡内市町の状況ですと、今年度、東金市と大網白里市については5%以上の地域手当が支給していると思われませんが、令和8年度の見込みとして郡の町村はどのような状況になるのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） 地域手当につきまして、今後の財政状況上どうなのかという質問に対しましてお答えさせていただきます。

現段階におきまして、4%を維持することが無理ということは想定しておりません。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） お答えいたします。

郡内の市町の地域手当であります。3月議会に提出する自治体もありますが、4%となる見込みであるということで電話等では確認はしております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） 地域手当の件についてですけれども、再度。そうすると、今年度と来年度で大体おおむね人件費として8,000万円ぐらいが増額になるわけでありまして、今まで郡内の市町の中では、地域手当は支給したけれども財政力に耐えられないということ、すぐに取りやめたところもあります。したがって、当町については、やっぱりこの地域手当については要するに職員の生活費でありますので、4%に上げるということであれば、それこそ当分の間ずっと大丈夫なのか、その辺について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） 大丈夫です。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第8、議案第7号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第9、議案第8号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第10、議案第9号 横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） この8条中「7円73銭」を「8円38銭」、そして11条中の「541円31銭」を「586円88銭」に改めるということですが、この値上げ、引上げの根拠はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） 根拠というのは示されてはおりませんが、総務大臣からの通知をいただきまして、こちらのところで最近の物価変動によるというところの文言がありますので、このようなことで上がっているというふうに考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第11、議案第10号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第12、議案第11号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 22ページの消防費ですが、災害用備品整備事業ということで、このテント76基というふうにたしか説明があったかと思うんですが、どのようなテントになるのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） こちらにつきましては、避難所でのプライバシーの確保等に使うテントになりまして、考えているものにつきましては、大きさが横が2メートル5センチですね。縦がやはり2メートル5センチということで正方形のものになるんですが、高さが1メートル83センチの簡易式に組み立てられるテントになります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 課長、そうしますと、これは避難所で目隠し的に使われるような、そういうテントというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 議員がご質問でおっしゃるとおり、避難所で目隠し等でプライバシーを確保するような形で使うものになります。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第13、議案第12号 令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第14、議案第13号 令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 補正額ですが、この返還に関しては消費税込みが抜きというようなことで説明があったと思います。なぜ込みと抜きが間違ったのか、どこでそのような込みと抜きの間違うことが起きたのか、お願いします。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 今回の事案につきましては、昨年度、令和6年中に厚生労働省が国税庁と協議して、この事業について非課税の取扱いとするというようなことが示されました。それまで国の恐らく事業の要綱ですとかの中に、事業の課税、非課税の取扱いが記載がなかったというのが原因ではないかと言われてはいるんですけども、これ全国的にそれをこの事案が通知があってから各国県支払基金等に返還のほうも行っているという状況にあります。

うちのほうもそれに該当する事業がございましたので、相手方のほうにお話しさせていただいて、当然相手方も法人でございますので、会計処理には時間がかかりますので、今の段階になりまして要は調整がつきましたので、お金のほう受け入れさせていただいて国県等へ返還させていただくということになっております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第15、議案第14号 令和7年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは歳出について、7ページの施設管理費ですが、このところで需用費の中の燃料費、重油、それから光熱水費、電気代の増というのがあります。処理頭数の増、豚が6%の4,800頭、それから牛が3.6%の117頭増、前年同時期比ということで説明があったかと思いました。これの値上げというのは処理頭数の増によって、ここも必要経費が上がったという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君） 山崎議員のご質問にお答えします。

物価高騰が続いておりますので、もともと今年度当初予算で計上しております。今回、と畜頭数が当初見込みより増えている実態がございまして、今後もその傾向が続くということ

で、今回の補正予算計上となりました。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それについて分かりました。

それで、下段の施設整備費のところでの、このところの108万円なんですけど、検査室のエアコン代、エアコン修理ということでの説明だったと思いますが、この検査室のエアコンというのは検査員の控室のところなのか、そこの検査室というふうにしたしか説明があったと思うので、どこなのかをちょっと教えていただければと思います。

○議長（小倉弘業君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君） ただいまの工事費でございますが、食肉センター事務棟の2階に食肉検査員の控室がございまして、そこのエアコンの修理ということでございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。どのような、値段が108万って結構なエアコンの撤去、取替えということになるかと思うんですけども、多分1台くらいだと思うんですけど、結構性能のいいエアコンなんですかね。ちょっとそこのところをお願いします。

○議長（小倉弘業君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君） 数量につきましては1台でございます。ただ、室外機から場内までの配管、それから縦長のそれなりのもので、現状と同様のものをつけるということではありますけど、最近では物価高騰もございまして、若干予想よりも高いものとなっておりますものではないかと思われまして。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 私も同じところなんですけれども、それは現状のものを修理したほうがよいと考えた結果の108万円だと思うんですけども、その検査員室が何平米ぐらいあって、単発の家庭用についているような大きなものをつけたほうが費用対効果があるんじゃないかとか、そういった費用対効果を鑑みてのこの判断なのか、それを追加で教えてください。

○議長（小倉弘業君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君） まず、現状のエアコンが、何度か修理を試みたんですが、修理部品がないということで、メーカーも対応できないということでございました。やむを得ず、この製品が20年以上経過しているものでありますので、新たにまたそういう部品がな

いか探すよりも、新たに設ける必要がございました。検査員のほうも、やはり大分このエアコンの不調により大変ご迷惑をおかけしておる実態がございましたので、早期に補正予算で修理にあたりたいと考えております。

面積につきましては、ちょっと手元には資料がございませんが、おおむね10畳ないし12畳ぐらいの大きさではないかと思われま。ちょっと推測での回答で申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 10畳ないし12畳であれば、普通の家庭用のエアコンを壁側に回して室外機を壁につけちゃったほうが安くないですか。

○議長（小倉弘業君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君） この件につきましては、業者にも見積りということをお願いしまして、私のほうでは具体的にそういう、専門家ではございませんので、詳しいところは分からないんですが、なるべく安いものでということをお願いしておりますので、今回やむを得ないものではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 到底受け入れられるような金額だとはちょっと思えないんですけども、次回から同じようなことがあれば、業者さんと、プロとですね、ほかの方法がないのかということも含めながら検討していただきたいと、要望でございます。

○議長（小倉弘業君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君） 食肉センターの安定経営のために、日頃からコスト削減に努めております。議員のおっしゃるとおりの点はもっともでございますので、次回このような事案が発生した場合には、よく検討して、安いコストで早期に着実に実行できるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第16、議案第15号 令和7年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
これより質疑に入ります。
順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。
原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第17、議案第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第17号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第18、議案第17号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第19、議案第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第19号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第20、議案第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎陳情の件

○議長（小倉弘業君） 日程第21、陳情の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済常任委員会委員長。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君登壇〕

○総務経済常任委員会委員長（川島富士子君） 総務経済常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において総務経済常任委員会に付託された陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、12月2日午後3時10分から、委員8名全員出席の下、付託案件の審査を行いました。審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号 防犯灯に関する陳情書についてであります。防犯灯の維持費等については地区への補助金により対応されているという意見や、集落加入による助け合い、コミュニティー形成を進めていくべきという意見、地域で必要な防犯灯を個人申請とすることは適当ではなく混乱が生じるとの意見があり、採決の結果、全会一致で陳情第1号は不採択と決定しました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告といたします。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、民生文教常任委員会副委員長。

〔民生文教常任委員会副委員長 鈴木輝男君登壇〕

○民生文教常任委員会副委員長（鈴木輝男君） それでは、報告させていただきます。

民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において民生文教常任委員会に付託された陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、12月2日午後3時8分から、委員6名出席の下、付託案件の審査を行いました。審査の結果については、お手元に配付の報告のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第2号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書についてであります。保育士の配置基準の改善は経過措置を設けずに改善してほしいので賛成するという意見や、保育士の処遇改善にもつながるため賛成するとの意見があり、採決の結果、全員一致で陳情第2号は採択と決定いたしました。

本委員会においてご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告とさせていただきます。

〔民生文教常任委員会副委員長 鈴木輝男君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時58分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分）

○議長（小倉弘業君） 陳情の件を続けます。

ここでお諮りします。

先ほど総務経済常任委員会委員長及び民生文教常任委員会副委員長から報告がありました陳情2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより陳情第1号及び陳情第2号について

採決します。

採決は分割して行います。

初めに、陳情第1号 防犯灯に関する陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立なし。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する副委員長の報告は採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、陳情第2号は採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（午後 1時00分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時02分）

◎日程の追加

○議長（小倉弘業君） 休憩中に、民生文教常任委員会副委員長から、発議第1号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 追加日程第1、発議第1号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施

とさらなる改善を求める意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小倉弘業君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和7年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時04分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 小倉弘業

議員 鈴木輝男

議員 霞 浩子